

「藤沢市子ども・若者共育計画」

第4章における掲載事業（225事業）

令和7年度の実施について

「藤沢市子ども・若者共育計画」に掲げた計画事業の令和7年度達成状況

基本目標	評価		A		B		C		D		E		未評価	事業数 (再掲事業含む)
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1. 子ども・若者のライフステージを通じた施策の推進	18	26%	49	72%	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%	0	68
2. だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進	20	34%	39	66%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	59
3. 子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実	12	27%	33	73%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	45
4. 学童期・思春期の支援の充実	11	22%	37	76%	1	2%	0	0%	0	0%	0	0%	0	49
5. 青年期の支援の充実	4	18%	18	82%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	22
6. 子育て当事者への支援の充実	17	68%	8	32%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	25
7. 子ども・若者の意見表明・意見反映	1	33%	2	67%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	3
8. 地域全体で共に支える基盤をつくる	8	38%	12	57%	1	5%	0	0%	0	0%	0	0%	0	21
合計	91	31%	198	68%	2	1%	0	0%	0	0%	1	0%	0	292

■各計画事業の評価基準（A～E）について

評価については（A～E）の5段階方式による所管部署それぞれの自己評価とし、達成状況によって次のように区分しています。

A = 90%以上 B = 70%以上～90%未満 C = 50%以上～70%未満 D = 30%以上～50%未満 E = 30%未満

未評価＝事業終了、対象者なし

●基本目標１ 「子ども・若者のライフステージを通した施策の推進」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱１ 一人ひとりの子ども・若者が主役 こどもまんか社会づくりに向けた取組の推進	1	児童の権利に関する周知・啓発事業	子ども総務課			子ども・若者の意見聴取や児童の権利に関して、ワークショップやシンポジウムを通して、地域住民・団体・民間企業等、地域全体の理解が深まるように周知・啓発を行います。 地域住民・団体・民間企業など多様な主体が、子ども・若者たちのためのアクションを実施、発信していくにいたり、こどもまんか応援サポーターの取組について、ホームページやチラシ、広報等により周知を図ります。	児童の権利に関する条約や子ども・若者の意見聴取の趣旨が地域全体に定着し、生活の中で自然と子ども・若者の意見が聴取・反映される地域社会を目指し、周知・啓発に努めます。 子ども・若者たちのために何がもっともよいことを常に考え、子ども・若者たちが健やかで幸せに成長できる社会の実現に向けて、自らもアクションに取り組んでいく地域住民、団体・民間企業が増えるよう周知を図ります。	令和7年11月にこども家庭庁との共催で『「こどもまんかアクション」リレーシンポジウムin藤沢』を開催し、「こどもの意見を聴くってどういうこと？」をテーマに有識者によるトークセッション及び「ふじさわ子ども・若者委員会」による発表を行いました（来場者45名、うち2名オンライン参加）。 引き続き、取組を進めるとともに更なる効果的な周知・啓発事業の実施手法について検討を行います。	B
	2	人権教育の推進	教育指導課			人権教育移動教室を実施します。 子どもの権利条約リーフレット及びスクール・セクシュアル・ハラスメント等防止リーフレットの作成及び配布を行います。 人権に係る担当者会を実施します。 取組の方向性各学校の人権教育の充実を目指し、SDGsの視点を踏まえ、平和的な国家及び持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力の育成を図ります。	各学校の人権教育の充実を目指し、SDGsの視点を踏まえ、平和的な国家及び持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力の育成を図ります。	人権教育移動教室を小学校2校、中学校1校で実施しました。人権・環境・平和教育担当者会を2回開催し、各学校で人権を大切にしたい取組が実施できるよう周知するとともに、SDGsの視点を踏まえた情報発信を行いました。 子どもの権利条約リーフレット及びスクール・セクシュアル・ハラスメント等防止リーフレットを児童生徒に配付し、被害の未然防止や人権尊重の意識啓発に努めました。 引き続き、人権について理解し認識を深めることができるよう、推進に努めます。	B
	3	日本語を母語としない児童生徒の支援事業	教育指導課			日本語指導の必要な児童生徒に日本語指導員を派遣し、日本語の学習及び学校生活への適応を支援します。 国際教室配置校の担当教員に対し、日本語を母語としない児童生徒の状況支援・指導に関わる情報共有や発信を行います。	日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援や研修の充実を図り、早期に日本語を習得できるような初期指導の在り方について研究します。 日本語アセスメントを通して、日本語を母語としない児童生徒や保護者の支援につながる情報を学校と共有し、児童生徒への支援に努めます。	・日本語指導員を小・中学校合わせて43校に派遣しました。そのほか、適宜通訳や翻訳を行いました。 ・国際教室配置校から「国際だより」を発行し、支援・指導にかかわる情報共有を行いました。 ・日本語指導コーディネーターによるアセスメントを実施し、習熟度に応じた日本語指導配当時間を決定しました。また、日本語ができない児童生徒に対しては、巡回による初期集中指導を実施し早期の日本語習得を目指して指導・支援を行いました。 ・ベトナム語やタミル語などの「指導員が対応できない言語」への対応が課題のため、翻訳ツールや生成AIを用いて、対応していく予定です。各小学校、中学校へ「Sentio（ボケトークforスクール）」や「Gemini」を使用した通訳・翻訳を紹介していきます。	B
	4	相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組	教育指導課	学務保健課		外国籍の子どもたちの就学には、家庭への適切な支援の取組が必要であり、関係各課が連携して支援を行うことで就学しやすい環境を整えます。また、法的には就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対しても就学案内を行い、就学保障に取り組めます。	関係各課、関係機関との連携により、外国籍児童生徒の就学状況の把握に努め、また、就学案内を行うとともに、新入学の学齢の子ども保護者には多言語による就学案内を行い、就学機会の提供を進めます。	・子どもたちの日本語の習熟度の状況から、日本語指導教室や国際教室の案内をしました。また、人権男女共同平和国際課が発行している「藤沢市日本語教室MAP」を渡し、日本語指導の支援につなげました。 ・アセスメントの際、保護者にも来校してもらい、必要に応じて就学に関する相談等を行いました。 ・住民登録窓口で住民登録の手続きをする際に、学齢期の外国籍の子どもがいる場合は、就学の希望を確認し、希望する方に本課でも就学手続きを案内しました。 ・小・中学校へ入学する学齢の外国籍児童、生徒の保護者あてに6か国語で就学案内を作成し、就学申請書類とともに案内しました。 ・今後も引き続き丁寧な対応を行っていくとともに、小学校への就学の対応には教育指導課で所有しているリーフレット等を活用・配付し案内していきます。	B
	5	国際理解教育事業	教育指導課			業務委託により外国語指導講師（FLT）を小・中学校に派遣し、外国語活動や外国語（英語）の授業を通して、生きた英語に触れる機会を確保し、児童生徒の異文化への理解やコミュニケーションに対する興味・関心を高めます。 国際理解協力員を小学校・特別支援学校に派遣し、ふれあい体験を通して、異文化やコミュニケーションに対する興味・関心、共生への理解を深めます。	「藤沢市立学校国際教育運営指針」に基づき、外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。	FLTとの授業を小学校3・4年生で平均12時間、5・6年生で平均18時間、中学校では平均9時間実施しました。また、一度に複数のFLTとの交流事業やオンラインを使った外国の生徒との交流を行いました。国際理解協力員を4名派遣し、児童生徒との交流を深めました。 異文化への理解やコミュニケーションに対する興味・関心が高まっているため、引き続き英語に触れる機会を増やしていきます。今後は、オンラインを使った少人数でのコミュニケーション等を実施する予定です。児童生徒に対してより多く、英語を話す機会が確保できるように努めます。	B

●基本目標1 「子ども・若者のライフステージを通した施策の推進」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱2 多様な体験活動の推進	6	人権啓発事業	人権男女共同平和国際課			「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」の基本理念に基づき、人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、豊かな心が育まれるよう啓発活動の推進を図ります。	市民や企業など様々な主体と協力・連携して、多様化・複雑化する人権課題に対し、人権感覚を高めるための周知・啓発活動に取り組みます。	第40回藤沢市人権啓発講演会「お互いの「違い」を認めあえる心地よい環境を広げるために～自分も周りの人も大切にするための考え方～」(講師：式町水晶氏)(10月7日 参加者175人)を開催しました。 また、12月の人権週間に合わせ、人権メッセージパネル展を本庁舎1階ラウンジ及び分庁舎1階ロビーにおいて開催(11月25日～12月10日)しました。 ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針のリーフレットを作成し、周知啓発を図りました。		B
	7	市民センターでの子どもの居場所・体験事業の充実	生涯学習総務課			市民センターで行う生涯学習事業において、子どもを対象に様々な体験や交流ができる事業や開放事業を実施し、子どもの学習機会の充実や、居場所づくりを進めます。	市民センターにおいて事業を実施することにより、子どもの体験や交流の機会を設けるとともに、市民センターでの学習機会の充実を図っていきます。	・学習室開放事業：10市民センターで実施、延べ参加人数1,784人 ・卓球・バドミントン開放事業：6市民センターで実施、延べ参加人数2,023人 ・小・中学生対象事業：13市民センターで157事業を実施、延べ参加人数6,642人 開放事業については、「ローリングバレー」や「サウンドテーブルテニス」などのパラスポーツ種目、小・中学生対象事業では全市民センターにおいて様々な体験や交流を目的とする事業を実施しました。 引き続き、市民センターにおける子どもの学習機会の充実に努めます。		A
	8	アウトリーチ事業(学校訪問事業)	文化芸術課			合唱指導、オペラ体験、各種楽器の体験など、学校の希望に合わせた指導者を派遣します。(本事業は、出資団体である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。)	プロの音楽家や声楽家による芸術鑑賞の機会の提供や、歌唱・演奏等の指導を通して、児童生徒に文化芸術に触れる機会を提供することで、豊かな感受性を育むことを目指します。	小・中学校、高等学校19校、合計で3,034人の児童・生徒に一流のアーティストによる鑑賞体験や演奏体験を届けることができました。また、不登校(ホームスクーリング)の子どもたちにも本物の芸術を体験する機会を提供することを目的に学校教育相談センターへの派遣や募集型のアウトリーチ事業も実施しました(28人)。子どもたちにとって普段なかなか聴くことのできない、本物の生の音楽に触れる体験は、貴重な経験であるため継続して実施します。		A
	9	音楽・演劇鑑賞事業	文化芸術課			0歳の子どもから家族みんなで楽しめる「ワンコイン・コンサート」をはじめ、こどもオペラ、落語を体験できる「落語教室」、「みらい子どもフェスタ」など子どもを対象とした親子で楽しめる事業を実施します。(本事業は、出資団体である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。	親子や子どもを対象とした事業を毎年企画し、次代を担う子どもたちへ芸術文化の体験、鑑賞の機会を提供していきます。また、実施にあたっては、公演毎にアンケートを実施し、意見を反映することで有意義であるとともに、多くの方に鑑賞してもらうことができる様々なジャンルの事業を展開していきます。	みらい子どもフェスタでは子ども向けの人形劇を、こどもオペラやクラシック音楽等に足を運ぶことが難しい保護者とその子どもを対象に、気軽に生の音楽に触れることができるワンコイン・コンサートなど、親子で舞台や音楽を楽しむ機会を提供することができました。また、親子落語教室では、鑑賞するだけでなく落語の体験型ワークショップも開催しました。子どものときから良質な音楽や演劇等に触れることは、文化芸術の振興に必要不可欠であることから、これからも鑑賞機会の提供に努めてまいります。		A
	10	マンスリー・イベント・プログラム等のワークショップ	文化芸術課			年間を通じて子どもから大人まで気軽に美術に触れ、創作活動を体験することができるワークショップを実施します。	様々な表現ジャンルのアーティストを講師とすることで、参加者にも多種多様な芸術体験をしてもらい創作活動の楽しさを実感してもらいます。また、子ども向けに夏休みなどの休暇期間中にワークショップを実施するなど、実施期間や広報周知活動の工夫をすることで、より多くの人に参加してもらえるよう努めます。	親子で楽しめるワークショップや民間事業者等との連携で多くの子どもたちが気軽に参加できる事業を創出し、ワークショップを8回実施し、178人が参加しました。 今後についても対象層の拡大や効果的な周知を図り、年間6回以上のマンスリーイベントプログラムの実施していきます。		B
11	多様なスポーツ体験	スポーツ推進課			子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等の活用をはじめ、多様なスポーツに触れる機会を提供することで、スポーツ活動の充実を図り、心身の健全育成を図ります。	子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等を活用し、スポーツを行う環境整備を図るとともに、地域資源を活用したスポーツ体験の機会拡大を図ります。スポーツイベントの開催や情報発信を行い、子どもが気軽にスポーツを体験できる機会を拡大します。	小学校(35校)及び中学校(19校)の体育施設の開放を実施しました。 また、各学校ごとに行われる学校施設市民利用運営協議会の会議に出席し、利用者・学校長等の意見聴取を実施しました。 利用者側と運営側の利用手続きにかかる負担を減らすことが課題です。 ●令和7年度利用実績(延べ) 校 庭：200,865人 体育館：112,062人		B	

●基本目標１ 「子ども・若者のライフステージを通した施策の推進」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	
柱2 多様な体験活動の推進	12	インクルーシブスポーツ事業の推進	スポーツ推進課			子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが同じフィールドに身を置き、共にスポーツを楽しめる環境の整備に努めます。	共生社会の実現を目指し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる環境の整備を進めるとともに、藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の活動をより活発なものとする事で、「障がい」に対する理解を深めるとともに、障がい者スポーツを推進します。	障がいに対する理解を深めるとともに、障がいの有無に関係なく共にスポーツに親しむ機会を提供し、インクルーシブスポーツを推進しました。今後も継続的に実施し、事業の認知拡大及び定着化に努めます。 ・ふじさわバラスポーツフェスタ2025（参加者710人） ・第16回湘南藤沢市民マラソン2026チャレンジラン（参加者49組（98人）） ・インクルーシブスポーツ体験講習会（参加者15人） ・ふじさわボッチャ競技大会（164人） 藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会において、障がい者スポーツカレンダー及び機関誌「やってみ」を発行・配付しました。今後も継続的な情報発信を実施していきます。	B	
	13	野外体験活動の推進	教育総務課			自然に恵まれたハヶ岳周辺で行う体験活動を通じて、児童生徒の心身ともに豊かな人格を育みます。	引き続き、様々な体験学習や宿泊による共同生活を通して、児童生徒の社会性を培い、人間性を育む機会を提供します。	小学5年生、中学1年生及び特別支援学校高等部1年生に対し、指定管理者等との連携による質の高い体験学習を提供しました。施設整備として非常用発電機の更新を実施しましたが、施設の老朽化への対応は依然として喫緊の課題となっています。今後も、適切な修繕により建物の長寿命化を推進することで、児童生徒の社会性や人間性を育む機会を継続的に提供してまいります。	B	
	再掲5	国際理解教育事業	教育指導課			業務委託により外国語指導講師（FLT）を小・中学校に派遣し、外国語活動や外国語（英語）の授業を通して、生きた英語に触れる機会を確保し、児童生徒の異文化への理解やコミュニケーションに対する興味・関心を高めます。 国際理解協力員を小学校・特別支援学校に派遣し、ふれあい体験を通して、異文化やコミュニケーションに対する興味・関心、共生への理解を深めます。	「藤沢市立学校国際教育運営指針」に基づき、外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。	FLTとの授業を小学校3・4年生で平均12時間、5・6年生で平均18時間、中学校では平均9時間実施しました。また、一度に複数のFLTとの交流事業やオンラインを使った外国の生徒との交流を行いました。国際理解協力員を4名派遣し、児童生徒との交流を深めました。 異文化への理解やコミュニケーションに対する興味・関心が高まっているため、引き続き英語に触れる機会を増やしていきます。今後は、オンラインを使った少人数でのコミュニケーション等を実施する予定です。児童生徒に対してより多く、英語を話す機会が確保できるように努めます。	B	
	14	ブックスタート事業	総合市民図書館	親子すこやか課		1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、メッセージを伝えたりしながら絵本を手渡し、絵本を介した心ふれあう時間を持つきっかけをつくりま	市民図書館・市民図書室、子育て支援センターなど各地域の様々な場を活用し、ブックスタート事業の周知を図るとともに、事業前後のフォローアップとして各種保健事業時等に啓発リーフレットを配布します。 職員とボランティアの交流会・研修会の内容や機会の充実に取り組み、ブックスタート事業の目的の共有化や資質向上を目指します。	健診参加者への絵本の手渡しや啓発リーフレットの配布を予定どおり実施しました。（配布人数2,788人） ボランティア交流会や研修会を開催しました。今後も実施方法などについて、関係各課と連携しながら検討してまいります。	A	
	15	地域でのおはなし会の開催	総合市民図書館			おはなし会ボランティアと連携して、おはなし会を行い子どもが本に親しむ機会をつくりま	各市民図書館・市民図書室のおはなし会ボランティアと連携して子どもと子どもに関わる大人に向けておはなし会等を開催し、文字や文化に触れ、読書に親しむことのできる機会や環境の整備に努めます。子どもに関わる施設及び団体等に対し、資料の団体貸出や情報提供、来館おはなし会の受入れなどを行います。 ボランティア交流会や研修会を開催し、ボランティアの参加機会や知識を増やすとともに、職員とボランティア相互の交流を深め、情報共有に努めます。	4市民図書館11市民図書室においておはなし会を開催しました。会場が狭く定員に制限がある図書室では市民センター施設で開催しました。 ボランティア交流会は、計画どおり4回開催し、各図書館、図書室での取組などについて図書館職員とボランティアとの間で情報共有を行うことができました。また、研修会も計画どおり開催しました。 今後もボランティアと連携しながら子どもたちが本に親しむ機会を提供できるよう取り組んでまいります。	A	
	16	技能振興関係事業	産業労働課			技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能者が小・中学校等を訪問し、技能の講演・実演・体験教室を実施します。	市内の技能者による講演・実演を通じ、日々の生活に不可欠なものづくりなどを行う技能職に対する理解を深めます。	11技能職団体（造園組合・菓子組合・左官業組合・湘南建設組合・洋裁組合・畳組合・電気工事工業組合・神奈川県川土建一般労組・県クリーニング生活衛生同業組合・県生花小売商協同組合・湘南内装表具師会）が小学校3校、中学校6校に訪問し、技能の披露や体験教室を実施しました。今後も技能者に対する理解を深める事業の実施を検討します。	B	

●基本目標１ 「子ども・若者のライフステージを通した施策の推進」

	個別事業に対する評価								
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱2 多様な体験活動の推進	17	農業・漁業の体験	農業水産課			収穫体験講座、食育講座、漁業体験イベントの開催や漁港見学の受入れを実施します。また、給食用農水産物等を供給する生産者等と園児・児童・生徒との交流を推進します。	地産地消を推進する上で、消費者と生産者が「顔が見える」関係を構築することは相互理解につながるため、農産物の収穫体験や漁業体験などの各種イベントや講座を開催し、生産者と消費者の交流促進に努めます。給食用農水産物等を供給する生産者等に対する感謝の心を育むよう努めます。関係機関と連携し、未来を担う若い世代に藤沢産農水産物等の魅力を知ってもらう取組や地産地消への理解が深まる取組を推進します。また、学生等が実施する地産地消の取組に対して支援します。	藤沢産農産物や地産地消について学ぶ収穫体験講座（8講座全9回、参加者数合計199人）のほか、畑づくりから収穫までを学べる大豆の食育講座（1講座全7回、参加者数26人）を実施しました。水産業では市内在住の小学生と保護者を対象として地引網漁業体験学習イベント（参加者数118人）や漁業体験イベント（参加者数125人）を実施したほか、小学校の社会科見学の一環として片瀬漁港の施設見学を実施し、21校1,971人を受け入れました。また、小学校主催の地産地消マルシェへの側面支援や、生産者と園児の交流事業として保育園2園でバケツを使った稲作体験を実施しました。今後も参加者の多様なニーズを踏まえて事業を実施することで、農業・漁業への学びや生産者との交流の機会の充実を図ります。	B
	18	地域子どもの家・児童館等 青少年施設の充実	青少年課			青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL 広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。 また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	青少年の居場所として、適切な管理運営を行うとともに、様々なニーズや社会情勢を捉え、施設の整備や運営について実施検討を進めていきます。	【青少年会館】 地域交流イベントを地域住民、青少年団体、青少年会館利用サークル、関係団体と連携して実施するなど自主事業の充実も図り、利用者の満足度を高めることができました。リピーター増にも繋がり、利用者数は昨年比約121%となりました。 【少年の森】 「親子ヨガ」や「持ち込み家族テント泊」などを展開し集客アップに努めました。また、不登校児童・生徒が増加している社会情勢に鑑み、少年の森が社会と繋がる居場所のひとつとなるよう、フリースクール等への支援を関係機関と連携し、実施していきます。 【地域子どもの家・児童館】 地域子どもの家や児童館を活用して、親子が自由に集える「子育てふれあいコーナー（きらきらぼし）（あいあい）」（親子すこやか課主催）を開催することで、地域子どもの家の見守る人や児童館職員が保護者の子育て相談をつなぐことができるよう取組を進めました。 また各児童館で実施している「おまつり」は有志の小学生ボランティアが実行委員会を結成し、各児童館の指導員や運営委員が見守る中、おまつりの内容を企画検討し、実施しました。	B
	19	青少年健全育成事業	青少年課			世代間・同世代の交流や体験活動機会等を提供するため、各種青少年健全育成事業を実施し、青少年の自立と社会参加を支援します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	次代を担う青少年の自立や社会参加の機会を創出するため、市内の青少年関係団体や様々な機関と協働し、様々な体験の場を提供することで、青少年の健全育成を図ります。	ふじさわ文化体験事業、自然体験事業、国際化推進事業や小学生・中学生・高校生・大人の年代別のリーダー育成事業等、多種多様な体験活動を実施しました。青少年ボランティアステーションでは、多くの青少年からボランティアの登録があり、子ども達との活動や事業を企画する機会を提供しました。引き続き青少年の自立支援と多様な体験活動を提供していきます。 【事業及び参加者数】 ■ふじさわ文化体験事業 参加者35人 藤沢学園藤沢中学校、聖園女学院中学校協力 ■自然体験事業 参加者36人 ■国際化推進事業 参加者計57人 ■小学生リーダースクール 参加者36人 青少年活動リーダーバンク協力 ■中学生リーダースクール 参加者34人 ■高校生リーダースクール 参加者34人 ■リーダースクール 参加者9人 ■青少年ボランティアステーション 登録者71人 ■ヨットスクール 参加者20人 藤沢市ヨット協会協力 ■海とあそぼう 参加者37人 藤沢海洋少年団、藤沢市科学少年団、青少年ボランティアステーション協力	A

●基本目標１ 「子ども・若者のライフステージを通した施策の推進」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱2 多様な体験活動の推進	20	青少年団体・育成団体への活動・支援事業	青少年課			地域住民の主体的な活動に基づく青少年健全育成を目的として、青少年団体・青少年育成団体の活動の奨励と振興を図るため、その活動の支援を行います。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	青少年団体、育成団体との連携を深め、市内における青少年健全育成の充実を図ります。	団体交流事業では市内青少年団体・育成団体の指導者に対して、指導者に求められるコミュニケーションスキルの向上を図る研修会を行いました。 【事業・内容等】 ■海とあそぼう（参加者：37人） 藤沢海洋少年団・海上保安庁湘南海上保安署・青少年ボランティアステーションの協力により、シーカヤック漕艇体験や巡視船の見学などを実施しました。 ■青少年団体交流事業（参加者：38人） 市内青少年団体・育成団体に対して、交流事業を企画し、研修会を実施しました。 ■ヨットスクール（参加者：20人） 藤沢市ヨット協会の協力により、ヨット漕艇体験や海の安全教室を実施しました。 ■みらい子どもフェスタへの参加（参加者：3,277人） 5月5日に少年の森で行われる事業に、市内青少年団体・育成団体計11団体が参加し、フェスタ参加者に各団体での催しを通し、団体の活動紹介等を行いました。 ■各団体事業への後援等	A	
	21	青少年国際化推進事業	青少年課			青少年が外国の方と交流し、様々な生活習慣や文化を知ることができるよう、各種イベント・講座を実施します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	様々な魅力的な事業を展開して、青少年と外国の方が交流できる機会を創出し、多文化を理解する青少年を育成します。	青少年で構成する国際化推進事業実行委員会が中心となり事業を企画し、日本人青少年と外国の人々との交流を中心としたイベントを実施しました。国際交流フェスティバルについては、荒天のため中止になりましたが、インタビューなどを通して、異なる文化や価値観に触れる機会を創出しました。 ①浅草視察&インタビューチャレンジ 12月20日(土) 7人 ②NAMASTE TOGETHER（ナマステトゥグザー）世界を知ろう！インド編パート2 3月8日(日) 51人（外国人3人）	B	
柱3 生活習慣の定着に関する取組と基盤となる家庭教育の推進	22	子どもの発育・発達に応じた生活習慣の確立に向けた取組	親子すこやか課			妊娠期や乳幼児期に、生活リズムや栄養・歯科保健など、親子の生活習慣が確立できるよう情報提供を行い、支援を実施します。	妊娠期や乳幼児の親子に、生活リズムや栄養・歯科などの生活習慣の確立に向けて、生涯健康につながる、日常生活に合わせた支援を推進します。	子どもの健康相談：南北保健センターで合わせて24回実施しました。妊婦：0件、乳児：132件、幼児：184件（すべて延べ数）。 課題として、定員以上の予約が入った場合、翌月の案内をしており、タイムリーに対応できない場合があります。今後は定員以上の予約が入った場合、他の母子保健事業との連携も含め、工夫して対応していきます。	B	
	23	第4 次藤沢市食育推進計画 生涯康！ふじさわ食育プランの推進	健康づくり課			第4次藤沢市食育推進計画 生涯健康！ふじさわ食育プランを推進します。	市民一人ひとりが自分に適した食生活を送る力を育むため、食育への関心を高め、実践につなげられるよう食に関する様々な取組の充実を図ります。	食の関心を高めることを目的とした取組を実施しました。 【食育リーフレットの配信】 ・小中学校、認可保育施設対象 【6月の食育月間における普及啓発】 ・広報ふじさに掲載（5月25日号） ・イベント参加（6月7日実施） ふじさわ食育ひろばwithイトーヨーカドー湘南台店 ・食育講演会（6月28日実施） 「いつものごはんをもっと美味しく～素材の味を引き出す工夫～」 会場参加：48人 Web参加：72人 ・図書館展示 総合市民図書館 5月29日（木）～6月24日（火） その他、レディオ湘南での普及啓発 特に、成人期（20～64歳）の食生活において課題があるため、健全な食生活を実践しにくい人にも適切な情報が届くよう、関係機関と連携し、食環境整備を図ります。	B	

●基本目標 1 「子ども・若者のライフステージを通した施策の推進」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱3 生活習慣の定着に関する取組と基盤となる家庭教育の推進	24	乳幼児（保育所）の食育の推進	保育課			子どもの健全な食生活と心身の成長を目指し、子どもの食に対する関心と理解を深め、食育の推進を図ります。	引き続き、市内で生産される食材を積極的に献立に取り入れるとともに、保育所でも野菜等を栽培し、給食を提供していきます。 給食食材や調理法等を周知するとともに、クッキング保育等を充実し、食に関する関心を深めます。	市内で生産される食材を積極的に取り入れ、季節を感じられるよう旬の食材を取り入れた献立としました。また、保育所でも野菜等を栽培し、収穫物を生かして給食を提供しました。 給食食材と体の育ちを結び付けるなど、食に対する意欲を高め、クッキング保育等を通じ調理への関心を深めます。	B	
	25	小・中学生の食に関する指導	学校給食課			市立小中学校・特別支援学校の栄養士及び教諭や、学校給食課の栄養士が、様々な食育活動を通して食の大切さを児童生徒に伝えるとともに、保護者に対して食育の重要性についての周知・啓発活動を行い、健康の保持増進に努めます。	食に関する指導や食育活動の実施、給食だより等の発行を市立小中学校・特別支援学校（55校）に行い、内容の充実を図ります。	小学校・特別支援学校において、食の啓発「大切です！食生活」を二次元コードにて周知し、小学校・特別支援学校では毎月「給食だより」を、中学校19校では栄養教諭が作成した「食育だより」を年4回発行し、家庭における食育推進を促しました。また、小学校・中学校・特別支援学校全校において「食に関する指導の全体計画」を作成し、学校給食及び学校給食を活用した、食に関する指導を、学年に応じた実施に努め、教科と関連した食育も実施しました。小学校では食育授業の指導案をまとめた「食に関する学習指導案集」を参考にし、各学校で指導案の検討、食育授業の実践を進めました。中学校では朝食アンケートの結果をもとに食育講話を実施しました。小学校では各校で試食会を開催し、保護者への食育を進め、家庭との連携を図りました。「きょうしよくフェア」では小学校・中学校の給食についての掲示資料を展示、中学校給食の試食会を通して、市民への食育の理解を促しました。	B	
	26	乳幼児を持つ子育て家庭の交流	保育課	親子すこやか課		未就学児の保護者が、親子同士の交流を通じて、自分自身に合った子育てを見つけられるよう、相互に学びあう場を提供します。	保育所での地域交流や園庭開放、保育体験等の事業を通して、親同士が学びあえる交流を実施します。 子育て支援センター・つどいの広場等において、親子同士が交流できる子育てひろばを実施します。	保育所において興味に応じた内容のイベントの開催や遊び場の提供をし、親子同士をつなぐ働きかけを実施しました。（保育課） 子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者交流や相談等を実施しました。（1,168日開設し、利用者数は延べ60,555人） つどいの広場において、親子の相互交流等を実施しました。（792日開設し、利用者数は延べ22,529人） （親子すこやか課 子育て支援担当）	B	
	27	市民センターにおける子育て・家庭教育支援	生涯学習総務課			乳幼児から未就学児とその保護者を対象とした乳幼児家庭教育学級や講座の開講、保育室開放事業を行います。	親子のふれあいの場をつくるとともに、参加者同士の仲間づくりを促進することで子育て期の親子の孤立化を防ぎます。また、情報交換や交流を通じて、子育てについて考えることで、育児に関する不安や疑問の軽減に努めます。	・乳幼児家庭教育学級：7市民センターで実施、延べ参加人数588人 ・未就学児と保護者を対象とした事業：13市民センターで55事業を実施、延べ参加人数4,435人 乳幼児家庭教育学級や保育室開放事業をはじめ、未就学児と保護者を対象とする事業を全市民センターにおいて実施することができました。 参加者が減少傾向の事業もあり、周知方法が課題となっています。 引き続き、参加者同士の交流を促進し、育児への不安軽減が図られる事業を実施していきます。	A	

●基本目標１ 「子ども・若者のライフステージを通した施策の推進」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況
柱3 生活習慣の定着に関する家庭教育の推進	28	PTA 等育成事業	教育総務課			PTA 等保護者活動を支援するために、藤沢の子どもたちのためにつながる会による保護者・教職員向けの学習会や情報交換会などの活動を支援し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を図ります。	藤沢の子どもたちのためにつながる会に補助金を支出し、学習会や情報交換会などの事業が充実するように支援します。	全校の保護者と教職員がつながる交流会、講演会、学習会などを通じた成人教育を実施しました。また、学校における保護者の活動アンケート調査を実施し、各学校の活動の状況について発信しました。 つながる会についての継続的な市民周知・家庭事情等による保護者間や他校、地域との関係性の希薄化・PTAの解散等、保護者の活動の変化に対する現状把握及びそれに対する支援の推進が課題です。 引き続き、各種媒体を活用した効果的な活動周知を検討・実施し、交流や情報交換の場の提供を充実させ、様々な活動の在り方を発信していきます。	B
	29	プレコンセプションケアの推進（予期せぬ妊娠等に関する相談支援を含む）	親子すこやか課			子どもたちが妊娠や出産など、将来のライフプランを考え、日常の生活や健康と向き合って生活できるよう、年齢に合わせて、早い段階から正しい知識を伝え、健康的な生活を送れるよう普及啓発を進めます。また、予期せぬ妊娠等に対する相談についても支援を行います。	体や性について正しい知識を身に付け、健康的な生活習慣を過ごせるよう関係機関と連携して教育や普及啓発を行うとともに、予期せぬ妊娠等に関する相談など個別支援をすすめます。	思春期教育として講演会（当日参加22名、アーカイブ配信223人）や、思春期教育（小学校1校、中学校17校、高校2校）を実施しました。 相談支援として、匿名の個別相談を8件実施しました。プレコンセプションケアの浸透、周知含め取組方法等が今後の課題です。 妊娠含む個別相談等随時継続し、思春期教育を通して、生涯にわたるプレコンセプションケアの周知を含めた取組を強化していきます。	B
	30	安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援（利用者支援の充実）	親子すこやか課			すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して妊娠期から子育て期まで継続して支援を行うとともに、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行います。	妊娠届出時面談や妊産婦健診など妊娠期から、出産後の子育て期まで産後ケア事業や、乳児家庭全戸に訪問する「藤沢市こんにちは赤ちゃん事業」、保健師による個別支援などの支援体制を整備するとともに、児童福祉部門と連携することで、切れ目ない支援をより強化し、困りごとを抱える子育て家庭の早期把握、早期対応に努め、安心して子育てができるように支援します。また、産後ケアの利用を希望する人がサービスを受けられるよう、支援基盤の整備等実施施設の確保に努めます。	妊娠届出時面談 2,824人(実人数) 妊娠8か月面談 100人(実人数) ハローベビィ訪問 2,603人(実人数) 産後ケア事業 3,756人(延人数) 妊産婦の社会的孤立の早期発見につなげ、必要に応じ児童福祉部門と連携し支援につなげていきます。また、孤立した子育てにならないよう、今後も適正な利用の促進を図ります。 今後、支援が必要な方の直接的な手助けとなるように、一部の対象者に産後ヘルパー事業を開始します。	B

●基本目標1 「子ども・若者のライフステージを通した施策の推進」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況
柱4 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	31	母子保健・育児に関する適切な情報提供	親子すこやか課			妊娠期からの情報提供に加え、発育・発達に応じた接し方や育児に関する基本的な知識を提供することで、子どもの健やかな成長を促し、保護者が安心して子育てに取り組めるよう支援します。	妊娠期や乳幼児期の親子の環境が大きく変わる時期に、教室や相談を通して情報や技術を得ることで、子どもたちの育ちに対し、適切な対応ができるよう支援します。	マタニティクラス（食事と歯の健康）：12回 160人 マタニティクラス（妊娠から産後の生活）：12回 657人 離乳食教室（初期）（5～6か月児）：44回 826人 離乳食教室（中期・後期）（7～11か月児）：48回 784人 離乳食教室（1歳からの食事と歯の教室）（1歳0か月～1歳3か月児）：12回 234人 食物アレルギー教室（5か月～1歳0か月児）：8回 102人 子どもの食育講座（2歳6か月～3歳6か月児）：2回 21人 各教室の参加者は出生数の減少に伴いやや減少傾向ですが、定員に達する回もあるため、今後も定員や回数等を検討し、よりよい教室運営を図ります。 マタニティクラス（妊娠から産後の生活）の申込が増加しているため、令和8年度は定員を増やしています。令和9年度に向け、出産取扱医療機関の周産期・分娩に関する教育実施状況及び市民ニーズを把握し、父親支援を含めた産前教育の内容充実を図ります。	B
	32	慢性疾患や障がい等により、医療的ケアや長期療養が必要な児童及び保護者への支援	親子すこやか課			慢性疾患や障がいなど医療的ケアや長期療養が必要な子どもと保護者に対して、育児や療養の支援だけでなく、地域で暮らしやすくなるよう、孤立予防を図ります。	慢性疾患に関する講演会・教室・交流会を通じた情報共有と交流、訪問等による個別支援を地区担当保健師を中心として実施し、より多くの対象に利用してもらえるよう工夫を図ります。	【取組実績】 ・未熟児訪問数124人（延べ）。慢性疾患児訪問数59人（延べ）。 ・未熟児保健指導教室は年1回実施。参加児数：5人（延べ）。 ・講演会年2回実施。「二分脊椎を知る・支える・つながる」講師：神奈川県立こども医療センター 泌尿器科医長 西 盛宏氏 参加人数：33人、「お医者さんに聞いてみよう！ダウン症のお子さんの健康と生活」講師：神奈川県立こども医療センター 遺伝科医師 永井 康貴氏 参加者数：25人 ・ダウン症家族交流会 年3回共催実施。参加者数：13人（共催：ダウン症家族の会Tomboy） ・多胎児保健指導教室 年2回実施 参加者数：31人 【課題及び今後の事業計画】未熟児及び多胎児の保健指導教室や講演会において、対象者の傾向やニーズを踏まえたテーマや開催方法を検討し、支援の充実を図ります。また、慢性疾患児訪問においては、災害警報発令時等の対応に関する助言及び医療ケア児等災害時フォローリストを活用した避難及び電源確保状況等の確認を行っています。	B
	33	子どもに関わる医療体制の推進	地域医療推進課			休日・夜間急病診療所において休日昼間及び夜間23 時までの小児救急医療を実施します。 休日・夜間急病診療所に対応していない23 時以降の小児救急については、小児救急拠点病院である市民病院において24 時間診療体制で対応します。	小児医療体制の充実を図るため、引き続き現行の診療体制を継続します。	休日・夜間急病診療所において休日昼間及び夜間23時までの小児救急医療を実施しました。休日・夜間急病診療所に対応していない23時以降の小児救急については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応しました。今後も医療需要等、市内の動向に注視しつつ、充実した医療体制を提供できるよう必要に応じて事業の見直しや検討を図っていきます。	A
	34	ふじさわ安心ダイヤル24	地域保健課			24 時間毎日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話等で対応します。	引き続き、子育て世代の相談窓口として周知します。	育児・しつけに関する相談が122件、母子健康（育児の不安や心配事等）に関する相談が28件ありました。引き続き、相談者の不安を解消できるように情報提供を行います。	B
	35	小児医療費助成事業	子育て給付課			高校生年代（18 歳以後の最初の3月31 日）までの子どもの医療費の助成を行います。	2024 年（令和6年）4月から対象年齢を拡大し、より多くの児童が対象となった小児医療費助成事業を安定的に継続していくことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図ります。また、小児医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れないよう、住民異動手続との連携や、未申請者への申請勧奨、広報等による制度周知を行います。	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを助成対象とし、保険診療の自己負担分を助成しました。 ○年間延べ対象者 778,358人 年間助成件数 1,076,494件 年間助成額 2,412,482,320円	A

●基本目標1 「子ども・若者のライフステージを通した施策の推進」

	個別事業に対する評価								
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱4 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	36	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付	子育て給付課			小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。また、日常生活用具は申請に基づき給付されるため、申請漏れのないよう、制度周知を行います。	小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受け、在宅で日常生活を営むことに支障のある方に対し、日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図りました。今後もホームページ等で制度周知を行っていきます。 実績 ・給付件数：4件 ・助成金額：291,030円	A
	37	予防接種の推進	健康づくり課			定期及びその他の予防接種について正しい情報の提供を行い、適切な判断ができるよう、関係機関との連携のもと普及・啓発に努めます。	適切な時期に予防接種が受けられるよう、その有効性や重要性などについて正しい知識の普及啓発に努めるとともに、関係機関との連携により、安全に予防接種が行える体制の整備を図ります。	乳児がいる世帯に対し子どもの定期予防接種全般に関する資料を個別送付するとともに、麻しん風しんワクチン接種については2回ある接種のタイミングに合わせて改めて勧奨通知を送付し普及啓発を図りました。加えて、HPVワクチンのキャッチアップ接種経過措置対象者のうち接種の完了が確認できない方に勧奨通知を個別送付しました。また、藤沢市医師会や関係機関と連携し、適正な予防接種が進められるよう体制の整備を図りました。今後も市民への啓発に取り組むとともに、医療機関への情報提供や医療機関向け研修の開催など、藤沢市医師会や関係機関と連携し、引き続き安全に予防接種が行える体制整備を図っていきます。	B
	38	療育医療給付事業	保健予防課			結核に罹患した児童に対する支援を行います。	結核で長期療養を必要とする児童に対して、健全な育成及び経済的負担の軽減を図るため、県知事へ医療給付に関する手続の経由事務を行います。	令和7年度は実績なし。 結核で長期療養を必要とする児童が発生した際に適切な支援を行うため、引き続き神奈川県へ医療給付に関する手続きの経由事務を行います。	B
	39	難病対策事業（医療・日常生活等の相談事業、保健師の家庭訪問による相談事業）	保健予防課			長期にわたり療養を必要とする難病患者及びその家族の日常生活や療養上の不安の解消を図るため、訪問相談や難病講演会、難病患者と家族のつどい等を開催し、在宅療養の支援を行います。	子どもの養育に不安がある難病の保護者等に対して、適切な保健指導を行うとともに、子どもの生活の安定につながるよう、関係機関と連携を図ります。	令和7年度は子どもの養育関連の実績はなし。引き続き、ケアマネジャーや専門職による随時相談や家庭訪問を通じて、子どもの生活が安定するよう、関係機関と連携を図ります。	B
柱5 子育てしやすい生活環境等の整備	40	みどりと生物多様性に関する普及啓発の推進	みどり保全課			「春のみどりと花のまつり」、「各種コンクール」及び「自然観察会」等を通じて、みどり及び生物多様性に関する普及啓発を行います。	例年、5月開催の「春のみどりと花のまつり（長久保公園）」において、みどり及び生物多様性に関する様々な催しを行います。また、小学校及び中学校を対象として学校花だんコンクール・自然や生き物を題材としたポスターコンクールを実施し、11月開催の「藤沢市緑と花いっぱい推進の集い」で「緑と花のまちづくり」表彰式を行います。 三大谷戸をはじめとした貴重な緑地を確保するとともに、これらの緑地や長久保公園、遠藤笹窪谷公園を中心に、指定管理者や関連団体をはじめとしたマルチパートナーシップによる自然観察会等を行います。	・「春のみどりと花のまつり（長久保公園）」において、生きものの展示、パネル展示、ネイチャークラフト体験、移動動物園などのブースを設けることで、みどりや生物多様性の普及啓発を図りました。 ・学校花壇コンクールやポスターコンクール（テーマ：藤沢の自然や生き物を描いてみよう）を通じて、みどりや生物多様性の普及啓発を図りました。 ・長久保公園及び遠藤笹窪谷公園において、各種自然観察会を開催するとともに、市民センターと連携した自然観察会をふるさとの森（稲荷の森）で開催することで、生物多様性の普及啓発を図りました。 ・多様な主体に対して引き続き、様々な媒体を活用し、周知を行い、各種事業を通じてみどり及び生物多様性に関する普及啓発を行います。	A
	41	水辺環境の保全	みどり保全課			長久保公園や遠藤笹窪谷公園等の水辺環境を保全します。	生きものの生息環境の一つである水辺については、生物多様性や景観等に配慮した管理を行うことで、子どもたちが生きものの恵みを感じられる水辺環境を保全します。	・水辺周辺の選択的除草や浚渫作業等を通じて、水辺環境を適切に保全しました。 ・また、自然観察会において、水辺環境を活用することで、子どもたちが生きものの恵みを感じられる機会を設けました。 ・引き続き生物多様性に配慮した管理の実施と、水辺環境を取り入れた自然観察会を実施します。	A

●基本目標１ 「子ども・若者のライフステージを通した施策の推進」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱5 子育てしやすい生活環境等の整備	42	公園・広場等の拡大	公園課			未整備の都市計画公園を中心に公園整備を進め、オープンスペースの充実を図ります。 ※住区基幹公園 開設済み都市計画公園面積率：81.62%	未供用の都市計画公園の整備を進めます。	大門公園の開園に向けて、令和6年度に実施したワークショップの内容を踏まえた詳細設計及び地質調査委託を実施しました。 詳細設計を踏まえて引き続き、大門公園の開園に向けた整備工事を実施します。	A	
	43	安全な遊び場を目指した地域との連携	公園課			公園・広場などの管理・利用にあたっては、公園愛護会や地域の団体などと十分な連携を図り、安全で安心して利用できるように努めます。	公園等の美化・安全見守り活動を勧奨し、公園愛護会を現状より増加させるとともに活動の活性化を推進します。	・新たに3公園で公園愛護会が新設され、公園等の美化や安全安心な環境づくりの実現に向け取り組むことができました。 ・過去に実施した公園に関するアンケートにおいて、公園愛護会の活動自体を「知らない」という回答も多くあったことから、効果的な周知方法を検討し、活動の活性化につなげていく必要があります。	B	
	44	スポーツ施設の改修事業	スポーツ推進課			子どもたちが安心してスポーツ施設を利用できるよう、老朽化した施設・設備を計画的に改修し、長寿命化を図ります。	既存スポーツ施設の劣化度を調査し、現状を把握するとともに、中長期の修繕計画を策定します。 策定された修繕計画をもとに施設の改修を行い、市民に安全安心なスポーツ施設を提供します。	市内各スポーツ施設について、修繕を実施しました。 今後、秩父宮記念体育館の劣化度調査を実施することで、主要スポーツ施設の劣化度調査が完了することから、緊急で改修・修繕が必要な部分について修繕を実施していくとともに、スポーツ施設再整備基本構想を策定し、市民に安全安心なスポーツ施設を提供します。	B	
	45	藤沢市道路特定事業計画の推進	道路整備課			平成27 年度に策定した善行駅周辺地区移動円滑化基本構想に基づき道路特定事業を実施します。	善行駅周辺地区移動円滑化基本構想で、生活関連経路として位置づけた路線について、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、バリアフリー化を進めます。	令和7年度は実績なし。 現在、事業計画に遅れが生じているため、引続き関係機関等と調整を行い事業計画の改定を進めていく予定です。	E	
	46	ユニバーサルデザインによる公共施設の整備	公共建築課			再整備事業において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」等を活用し、誰でも利用しやすい施設整備を推進します。	再整備事業において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」等を活用するとともに、こどもまんなかまちづくりの趣旨に鑑み、施設に応じて、必要な子ども・若者等の声を聴きながら、誰でも利用しやすい施設整備を推進します。	大庭中学校トイレ改修工事等計4件の改修工事において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」並びに「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」及びこれらに基づく規則、基準等を活用し、最新の整備基準に沿った多機能トイレの設置（車椅子使用者用、オストメイト対応）、段差の解消、手すりの設置、優先駐車区画を設けるなどの取組を行いました。 令和8年度は、鵜沼中学校改築等工事等計3件の新築、改築工事等において、前年度と同様に最新の整備基準を活用し、施設整備を行う予定です。	A	
	47	藤沢バリアフリーマップ	障がい者支援課			定期的にバリアフリーの現況調査を行い、ホームページ上に掲載している「藤沢バリアフリーマップ」の更新を行います。	掲載情報の更新を行い、より分かりやすく利用しやすいホームページの作成に努めます。	更新作業に伴い新規施設の追加と既存の登録施設の内容を修正しました。1月あたりの平均閲覧数は326回。今後も効果的な実施方法を検討してまいります。	B	
	48	子育てに関する情報提供の充実	子ども総務課	親子すこやか課		藤沢市ホームページをとoshた子育て情報発信のほかに、安心して子育てができるよう、各種子育て支援サービスの情報をまとめた冊子「ふじさわ子育てガイド」やスマートフォンアプリを活用した「子育てアプリふじさわ」による情報発信の充実を図ります。	「ふじさわ子育てガイド」について、子育て家庭にとってより分かりやすくなるように内容の充実を図ります。 藤沢市ホームページや「子育てアプリふじさわ」を通して最新情報を発信します。情報発信の更なる充実を図るとともに、子育て支援が身近にあることを知ってもらい、その利用につなげていきます。	「ふじさわ子育てガイド」については、2026年度版の作成に向け、これまでの64ページから72ページに増やし、新たな事業の掲載等により内容の充実を図りました。今後は、掲載記事の更新等を行うとともに、多言語対応について検討を行いながら、引き続き子育て関連事業等の情報発信をしていきます。 （子ども総務課） 市ホームページや「子育てアプリふじさわ（母子モ）」を活用し、子育て支援に関する情報発信を行いました。「子育てアプリふじさわ（母子モ）」の登録者数は年々増加しており、10,526人となりました。 今後は、定期的に配信を行うとともに、より利用に繋げられる方法を検討しながら、引き続き子育て支援情報の発信をしていきます。 （親子すこやか課 子育て支援担当）	B	

●基本目標1 「子ども・若者のライフステージを通した施策の推進」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱5 子育てしやすい生活環境等	49	子育てに係る手続・事務負担の軽減（子育てプラットフォーム等）の取組の推進	子ども総務課			子育てに関する各種手続等について、市民の利便性を向上させ、事務負担の軽減を図ることを目的に、藤沢市市民ポータルサイトの活用等について検討を進めることで、こども政策DX を推進します。	本市のDX 推進計画において重点取組項目とされている行政手続のオンライン化及びデジタルプラットフォームの構築にあわせた本市施策の推進を図ります。また、子育てに係る手続・事務負担の軽減のみならず、一人ひとりに合わせた手続やイベント等の案内を行うとともに、各種事務事業の効率化を図るものとする。	医療費助成のオンライン資格確認を推進するために、PMHとの連携に必要な保健福祉総合システムの改修を行いました。 ※PMH：医療費助成制度の医療証をマイナンバーカードと一体化することにより、マイナンバーカード1枚で受診できる環境を整えるため、デジタル庁において構築した自治体と医療機関をつなぐ情報連携基盤 また、子ども青少年部内において、新しい事業展開の参考にするため、各種手続き等における電子化等の状況について、情報共有を行いました。 今後、各種手続きの電子化や検索性の向上について検討していきます。	B
	50	青少年指導員育成事業	青少年課			青少年指導員の育成を図り、地域における健全育成活動を推進するため、青少年指導員を対象に研修を行うとともに、青少年の育成事業を実施します。	青少年を取り巻く環境の変化に対応していくため、新たな人材の育成を行うとともに、地域における健全育成活動を推進します。	青少年指導員が青少年の健全育成に関する知識の習得を図ることを目的とした研修会を実施しました。 ○全体研修会 107人 ○理事研修 23人 青少年指導員の担い手不足が課題で、青少年を取り巻く環境の変化も速く複雑化しており、環境変化への対応も必要となります。 今後は、新たな人材育成に向けた研修を充実させて指導員の資質向上を図るとともに、地域と連携した健全育成活動を多角的に推進していきます。	B
柱6 非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組	51	非行防止推進活動	青少年課			青少年の問題行動を早期に発見し、非行防止を図るため、青少年指導員、街頭指導員、特別街頭指導員が巡回し、青少年に声をかけて指導を行います。また、青少年の深夜外出や喫煙・飲酒・薬物乱用などの非行防止に向け、夏休み期間中に警察関係団体・青少年関係団体等と協力して夜間パトロールを行い、啓発・指導を行います。	健全育成の意識向上を図るため、関係団体と連携・協力し、青少年への非行防止啓発活動を継続して行います。	○街頭指導パトロール…藤沢市青少年指導員・街頭等指導員・特別街頭指導員等による市内でのパトロールを実施し、喫煙・飲酒・怠学等を指導しました。（通年） ・実施回数 青少年指導員316回 昼間街頭指導員1,413回 夜間特別街頭指導員75回 ・指導回数 昼間のべ112件、夜間のべ2,039件 ○特別街頭指導キャンペーン…青少年指導員を中心に、青少年の非行・被害防止を広く市民へ周知するため、街頭放送を実施しました。 ・7月1日 藤沢駅 26人参加 ・7月2日 辻堂駅 22人参加 ・12月1日 藤沢駅 27人参加 ・12月2日 湘南台駅 31人参加 ・3月13日 藤沢駅 22人参加 今後も各指導員による街頭指導や駅での啓発活動を継続し、関係機関と連携した見守りを通じて非行や被害の未然防止を図ります。	B

●基本目標 1 「子ども・若者のライフステージを通した施策の推進」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱 6 非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組	52	社会環境浄化活動	青少年課			青少年を非行から守るための啓発事業として講演会や社会環境浄化活動などの諸活動を行い、青少年にとって良い環境づくりを目指します。	青少年の健全育成を阻害する恐れのある環境要因の浄化活動を、街頭指導、実態調査、有害図書類区分陳列調査などにより進めるとともに、関係事業者へのチラシの配布など啓発活動を行うことで、青少年にとってより良い環境づくりを目指します。	○「青少年にとってよい環境を考えるつどい」講演会「子どもたちが〈本当にやりたいこと〉が見つかる学校」 ・実施日 令和7年7月9日 ・参加者数 224人 ・内容 子どもたちの意思を尊重する教育方法をテーマとして講演を行いました。 ○社会活動実態調査（7月に実施） ○有害図書類区分陳列調査（2月に実施） ※神奈川県青少年保護育成条例にかかわる資料の配付 今後も継続的に青少年の健全育成を阻害する恐れのある環境要因を浄化するべく、講演会による啓発や実態調査、図書類の陳列調査を継続し、地域と連携した健全な社会環境づくりを推進します。	B
	53	学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	教育指導課			喫煙・飲酒・薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となることを正しく理解し、発達段階に応じて乱用防止の意識を高めるための教育を支援します。	薬物乱用防止教室については、市立中学校全19校で実施します。 小・中学校における「保健」の授業では、喫煙・飲酒・薬物乱用防止について学び、児童生徒が学んだ知識を活用できる授業づくりを実践します。	薬物乱用防止教室を小学校25校、中学校19校で実施しました。今後も各学校において積極的に実施できるよう、周知に努めます。 小・中学校の「保健」の授業で学習する喫煙・飲酒・薬物乱用防止の内容を踏まえ、授業で活用できるよう、今後も外部講師の紹介等に努めます。	B
	54	学校における安全対策の充実	教育指導課			児童生徒の安全確保に向けて見守りやパトロールなど、地域の方や関係機関との連携を深めます。 スクールガード・リーダーに、地域や学校の実態に即した活動を依頼します。 水難事故防止のため、ジュニアライフセービング教室を希望する市内小・中学校で実施します。 学校において防災研修会等を実施します。	ジュニアライフセービング教室、防災研修会、学校安全担当者会等を通して、各学校の安全指導の充実に図ります。 地域が一体となった協力体制の一層の充実に図ります。	ジュニアライフセービング教室や防災研修会、学校安全担当者会等を実施し、各学校における安全指導の充実に図りました。 今後も、地域と連携した協力体制の構築と充実に努めます。	B
	55	交通安全啓発の推進	防犯交通安全課			子どもたちや保護者に、交通ルール・マナーや危険予知・回避などの知識を身につけてもらうために、関係機関・団体等と連携し、交通安全教室や、啓発活動等を実施します。	各種事業を推進し、子どもたちや保護者に対して効果的な交通安全啓発を行います。	幼稚園・保育園等及び小・中学校での交通安全教室を実施しました。幼稚園・保育園132回、小・中学校63回。 各季等（春・夏・秋・年末）の交通安全運動を実施しました。春4月6日～15日 夏7月11日～20日 秋9月21日～30日 年末12月11日～20日。 交通安全日の街頭指導（原則毎月1日・15日）を実施しました。 夏休み前に小学1年生、中学1年生に向けた交通安全啓発チラシの配布しました。 小・中学生交通安全ポスター展を実施しました。応募作品数1,322点。 公立高校の1年生へ自転車の交通ルールを記載したリーフレット及び啓発グッズを配布しました。 4歳になる園児の保護者へ注意喚起リーフレットを配布しました。 自転車交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）の導入に伴い、中学3年生へ啓発チラシを配布しました。 今後も、子どもの交通事故を減らせるような取り組みや、事故被害減少のため自転車利用時のヘルメット着用啓発を行ってまいります。 また、交通VRを活用した、交通事故防止活動を行なってまいります。	B

●基本目標１ 「子ども・若者のライフステージを通した施策の推進」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況
柱6 非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組	56	犯罪のない明るいまちづくりの推進	防犯交通安全課			市民や事業者、関係機関・団体等と連携し、子どもたちを犯罪や不審者等から守るための様々な取組を積極的に推進します。	各種事業を推進し、警察や防犯関係団体との連携を深め、効果的な防犯対策を講じます。	市民センター及び防犯交通安全課で防犯ブザーの貸出しを実施しました。 防犯パトロール活動に使用する物品の配布や貸与を行いました。 自治会・町内会等で管理する防犯灯及び防犯カメラの設置を補助しました。（防犯灯設置灯数86灯、防犯カメラ設置台数39台） こども110番事業を実施しました。（新規登録者数95件） 市内の高校3年生へ、闇バイトの注意喚起のチラシを配布しました。 犯罪の手口は多様化・巧妙化しているため、様々な方法で周知・啓発を行い、今後も警察や防犯関係機関と連携を取りながら実施していきます。	B
	57	通学路における交通安全の確保	学務保健課			小学校が指定している通学路の変更、追加などの相談、報告を受け、実態を把握します。また、小学校から通学路の危険箇所の報告を受け、関係課等と協力し状況の把握、合同点検の実施、点検結果に基づく対策の検討、対策の実施による児童生徒の登下校時の安全を確保します。このほか、通学路上及び通学路に面する箇所の宅地などの開発事業者に対し、児童生徒への安全確保を依頼します。	関係機関や地域と連携し、児童生徒の登下校時の安全確保に向け、継続した安全対策の実施に取り組みます。	「藤沢市通学路交通安全プログラム」に基づき、市立小学校から報告のあった71箇所の危険箇所について、関係機関等と連携し、路面標示や路面シール設置等のハード対策及び、学校における交通安全教育のソフト対策を実施。 ハード面で実施できる各種安全対策のほか、ソフト面で児童に対する交通安全教育を継続して実施することも必要となっています。	B
	58	更生保護活動の推進	地域福祉推進課			社会を明るくする運動等を通じて市内における犯罪予防活動及び更生保護活動の推進に取り組むとともに、藤沢地区保護司会の活動を支援します。	藤沢地区保護司会事務局である藤沢市社会福祉協議会、更生保護女性会やBBS会等の関係団体とともに更生保護に向けた地域づくりをさらに推進し、地域住民等の関心と理解の醸成に努めていきます。	昨年度は社会を明るくする運動強調月間に合わせて、サンパール広場にて街頭キャンペーンを行い、犯罪予防及び更生保護活動を保護司会を中心にした関連団体と実施しました。 また、江ノ島シーキャンドルのイエローライトアップを行い、新規啓発活動を行っております。 小・中学生を対象にした作文コンテストでは周知不足や、社会を明るくする運動がイメージしづらいことから出展数が低く課題があります。 令和8年度は総合市民図書館での行政支援展示等を通じて周知活動を進めていきたいと思います。	B
	59	精神保健対策事業（精神保健福祉相談、専門職による随時相談・家庭訪問、自殺未遂者緊急介入支援事業、まごころホットライン、地域生活支援）	保健予防課			地域における精神保健福祉の正しい理解と精神障がい者の自立と社会参加、地域移行の推進等を図るため、地域や関係機関との連携による普及啓発事業及び専門医や専門職による相談事業などの精神保健対策事業を行います。	嘱託医（精神科医）や専門職による相談や、家庭訪問等を通し、医療が必要な方が受診につながるよう支援を行います。 また、自殺未遂者緊急介入支援事業や、自殺未遂者・家族個別支援事業等の事業を通し、相談者の受診、療養支援、家族支援を行います。	精神科医や職員による精神保健福祉相談や家庭訪問等を通じて、精神疾患のある保護者に対して、関係機関とも連携して支援を行いました。 また、精神保健に関する普及啓発（こころのサポーター養成研修や講演会等）や出張講座を行い、精神疾患の正しい理解の普及を図りました。 今後も対象者に必要な支援が届くよう事業を実施していきます。	A
	60	児童生徒のSOS の出し方に関する教育	保健予防課	教育指導課		いのちを支える自殺対策の取組として、子どもたちが危機的状況に対応するために適切な援助希求行動がとれることを目的に保健予防課職員が学校に出向き、授業を行います。また、子どもたちからのSOS を大人が適切に受け止められるよう教職員向けのゲートキーパー養成講座を行います。	保健所と学校が連携し、SOS の出し方に関する教育を普及させ、児童生徒自身が誰かに相談したり、助けを求めることができる体制や、教職員が児童生徒からのSOS に気づき、受け止められるような体制を整えています。	・SOSの出し方教育は、中学校2校で242人（2年生）に対し実施しました。 ・教職員向けゲートキーパー養成研修は、小学校2校で計47人に対し実施しました（内1校は神奈川県事業に協力）。 子どもの自殺者数の増加が、社会全体の課題となっており、引き続き教育部と連携し、取組を実施していきます。	A

●基本目標1 「子ども・若者のライフステージを通した施策の推進」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱6 非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組	61	災害時の子どもの居場所づくりの検討	子ども総務課	青少年課		被災した子どもの心の負担軽減や回復等を目的として、子どもの遊びの機会提供や学習のためのスペース確保など、災害時における子どもの居場所づくりに関する調査・検討を行います。	災害時の子どもの居場所づくりに関して関係団体と意見交換等により実施検討を進めます。	第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画を策定する中で、本事業の事業の対象やポイントを明確化しました。 併せて、国の「災害時のこどもの居場所づくり」手引きを踏まえた平時からの関係課・関係団体との協議の方向性について検討を行いました。 また、災害時の子どもの居場所づくりに関する調査・研究を行い、国や他自治体の動向把握に努めました。	B	
	62	子ども・子育て世帯の視点による避難所マニュアルの検討	子ども総務課	青少年課		災害時の避難所運営について、子どもや子育て世帯の視点による運営の課題を確認するとともに、その課題を各避難所運営の関係者に周知します。また、子どもや子育て世帯の視点を活用した運営方法についてマニュアル策定やその活用方法などの検討を行います。	災害時に避難を余儀なくされた多くの方々が過ごす避難所については、地域住民等で組織された避難所運営委員会で運営をされることとなりますが、避難所生活を送るにあたっては様々な課題があります。避難所運営についてそのマニュアルに女性視点を追加するなどの取組を進めていることから、子ども・子育て世帯についても、その研究・実践を進めていきます。	藤沢市子ども・子育て会議幼児期までの子ども・子育て支援部会において、子ども・子育て世帯の視点が、避難所運営マニュアルに記載されていないという課題を共有するとともに、参加した委員の所属する子どもに関わる各種施設の災害時の状況を議論する中で、災害時の施設や子どもに関する対応方法の在り方などの情報収集を行いました。 引き続き、令和8年度及び9年度に実施を予定している地域防災計画の見直しにあわせて、避難所マニュアルの改定に関する方向性を検討します。	B	
	63	犯罪被害者等の支援	人権男女共同平和国際課			犯罪被害者とその家族について、相談及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況や「二次被害」における精神的苦痛を防止するための理解増進を図ります。	支援条例を制定し、かながわ犯罪被害者サポートステーションをはじめとした関係機関と連携及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行えるよう、総合的な支援体制を整備します。 また、周囲の人々の配慮に欠ける言動や対応による「二次被害」を防止するため、理解を深めるための啓発活動に取り組みます。	令和7年10月施行の藤沢市犯罪被害者等支援条例に基づき、警察、県及び民間団体等と連携し、経済的支援、日常的支援等を行いました。支援について、広報紙への掲載やリーフレットの作成・配布を通じて周知を図りました。必要となる支援は多岐に渡ることから、関係機関（警察、県及び民間団体等）及び庁内関係各課との連携を図るほか、他自治体での対応方法を参考にするなど、知識を積み重ねていく必要があります。	B	
	64	保育所等における性被害防止の取組	保育課			保育所等における性被害防止対策に向け施設整備等の対策を行うとともに、相談を受けた場合においては、関係機関と連携した対応を図ります。	安全・安心な保育環境の提供を図るため、引き続き保育施設に対し性被害防止対策に伴う助成を行ってまいります。	認可保育施設に対し性被害防止対策に係る取組に対する補助事業を実施するとともに、各施設からの相談等に対応しました。 今後についても、補助事業を継続し、安全・安心な保育環境の提供に向け支援を行ってまいります。	B	
	65	青少年施設における性被害防止の取組（児童クラブ・児童館ガイドライン改定の周知）	青少年課			放課後児童クラブや児童館などの青少年施設において、子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう運営事業者へ周知・啓発を促します。	子ども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう、定期的に研修・訓練等を実施し、万全な体制を構築します。	こども性暴力防止法に関する情報を収集し、放課後児童クラブや児童館などの青少年施設の運営事業者に対し、各施設において必要な手続きや準備等について説明を行いました。その結果、運営事業者の本取組に対する理解を深めることができました。今後も、青少年施設の運営事業者に対し適切な情報提供を行い、性被害防止に係る取組の周知・啓発に努めてまいります。	B	
	66	学校における性被害防止の取組	教育指導課			いのちの安全教育による性犯罪・性暴力の未然防止教育を学校が実施できるよう支援に努めます。	児童生徒指導担当者に向けて、いのちの安全教育による性犯罪・性暴力の未然防止教育について情報提供します。	児童生徒指導の担当者会において「生命（いのち）の安全教育」について講師を招いて講演および協議を行いました。 小学校4年生、中学校1年生を対象にセクシュアル・ハラスメント及びデートDV・SNS等を通じた被害防止リーフレットを作成・配付し、各校において対象学年によらず必要に応じて広く活用するよう周知しました。 今後も性犯罪・性暴力の未然防止教育を学校が実施できるよう、情報提供に努めます。	B	
67	情報リテラシー教育に関する取組	教育指導課			学習指導要領に則り、ICT 機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ります。 「GIGA ワークブックふじさわ」のビギナー版（小学1～3年生向け）、スタンダード版（小学4～6年生向け）、アドバンス版（中学生・高校生向け）の周知・活用に努めます。	児童生徒が情報機器の操作や情報を活用する利便性及び慎重な取扱いが必要であることを学べるよう情報発信に努めます。	学習指導要領に基づきICT活用を推進し、個別最適な学びの一つとして、2026年4月から中学校へのデジタルドリル導入に向けた準備を進めました。 一方で、SNSトラブルの増加や、生成AI普及に伴う思考力低下・著作権侵害のリスクが課題となっています。これに対し、2026年5月の発出に向けて、「生成AI活用ガイドライン」の策定に取り組みました。 今後は「GIGAワークブックふじさわ」の周知・活用を徹底して情報モラル向上を図ります。同時に、学校計画訪問等を通じて現場の動向を把握し、生成AIの効果的な活用場面のリサーチを進めます。	A		

1

●基本目標2 「だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱1 切れ目ない相談支援の充実と地域づくり	68	こども家庭センターの体制整備	こども家庭センター			母子保健機能と児童福祉機能が一体となり、より連携を強化して、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、切れ目のない相談支援を行うとともに地域資源の開拓などにより必要な支援を提供できる体制を整備します。	相談対応に加え、支援が必要なこどもや妊産婦等を早期に発見し、家庭支援事業、地域資源等を有機的に組み合わせ、相談者とともにサポートプランを作成することで必要な支援の充実を図ります。また、多機関連携・協働によるネットワークの構築や地域資源の開拓を進め、必要な支援を着実に提供できる体制の整備を図ります。	【取組実績】 様々な課題を抱える家庭に対し、状況に応じた継続的な支援や、相談員による専門的な助言・指導を行いました。 子ども・子育ての相談件数：927件 【課題及び今後の事業計画】 こども家庭センターとして母子保健機能と児童福祉機能との一体的な運用を行い、支援が必要な子ども、子育て世帯、妊産婦に対して包括的な支援が行えるよう、多機関連携による支援のネットワーク体制を整備していきます。	B
	69	福祉総合相談支援の充実	地域福祉推進課			生活上の悩み、子育てや医療など多岐にわたる総合的な相談に対応するため、相談体制の充実と、相談業務に従事する職員の資質向上を図るとともに、地区福祉窓口業務における市民センターと関係各課との連絡調整等を行います。福祉総合相談を行う中で、その世帯の課題を整理し、必要な支援につなぐとともに、生活上の困りごとを抱えながらも相談窓口につながりにくい方々に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。	福祉総合相談を受ける相談員が、多岐にわたる様々な相談に対応するため、各市民センター、関係各課と情報共有や連携を行うとともに、職員の資質向上に向けた研修機会の充実を図ります。また、地域住民にとって一番身近な市民センターにおいて、生活の困りごとをはじめとした多様な福祉の課題に対して、包括的な相談・支援体制の構築を図ります。	地区福祉窓口と担当課等にて、地区福祉窓口と関係各課の情報共有のため、「地区福祉窓口担当者会議」を原則月1回実施しました。 その他に、地区福祉窓口相談員の資質向上のため、「地区福祉窓口現任相談員研修」を実施しました。 令和8年度についても、同様に行う予定です。	A
	70	地域福祉における手続・相談体制の充実	地域福祉推進課	市民センター		市民センターに地区福祉窓口を設置し、福祉や保健、子ども・子育てに関する手続、相談及び情報提供を行います。	申請等の諸手続とともに、初期対応型相談窓口として生活上の多様な相談に対応しながら、地域の支援機関や活動団体等との連携の要となるよう体制を整えます。地域の実情に応じて、地区福祉窓口の体制整備を検討します。	地区福祉窓口における子ども・子育てに関する手続き・相談は、13,599件です。（令和6年度 13, 967件）児童手当の電子申請・現況届郵送手続等申請方法が充実し、定着してきていることから件数は年々減少傾向にあります。引き続き手続き業務や相談業務の充実を図っていきます。	A
	71	生活困窮者自立支援の充実	地域福祉推進課			自立相談支援事業を通じ、バックアップふじさわ、バックアップふじさわ社協（CSW の配置）により、生活に困窮している方が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより自立の促進を図ります。	本事業については、直営(地域福祉推進課・バックアップふじさわ)と委託(藤沢市社会福祉協議会・バックアップふじさわ社協)の両輪で行っています。生活に困窮している世帯への支援において、それぞれの抱える課題が多岐にわたり複合的であることに留意し、まずは困っている状況を受けとめ、課題を整理し、課題解決に向けた支援策を提案し、自立に向けた伴走的支援を行っていきます。	相談件数 ・直営(バックアップふじさわ) 1,026件 ・委託(バックアップふじさわ社協) 799件 進学費用の相談だけでなく、支援対象を世帯全体と捉え、多様で複雑化している課題に対応するとともに、個別性を重視し、それぞれの課題に丁寧に対応を行いました。 課題が多様で複雑化しているため、関係機関で連携しながら、包括的な支援を行っていきます。	B
	72	地域での相談・連携の取組（民生委員・児童委員、主任児童委員との連携）	福祉総務課			民生委員・児童委員、主任児童委員が、福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとはあるが相談窓口につながりにくい児童及び子育て世帯に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。	継続して研修会等の知識向上の機会を設けるとともに、関係行政機関からのサポート体制を強化することで、複雑化・多様化する課題に対応します。各地区定例会や、主任児童委員連絡会の席で委員間での情報共有やケースの検討をし、共通理解を深めます。主任児童委員連絡会や研修会等で、関係相談窓口と意見交換をする機会を設け、連携を強化することで具体的な支援につなげます。また、民生委員・児童委員、主任児童委員の負担軽減や担い手不足の解消に向けて取り組み、地域福祉の充実を図ります。	地区の民生委員児童委員協議会定例会において情報共有を行いました。主任児童委員連絡会を年5回開催し、主任児童委員間での情報交換や事例検討等により、知識を深め、共通理解の促進に努めました。藤沢市民生委員児童委員協議会では、児童福祉対策部会と主任児童委員連絡会で研修会と視察研修を実施し、市の取組や複雑化する児童福祉をめぐる問題に対する支援について学び、理解を深めました。 小学校等や湘南ふじさわ子育て応援メッセで「主任児童委員紹介リーフレット」を配布し、主任児童委員の周知啓発に取り組みました。	A

●基本目標2 「だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱1 切れ目ない相談支援の充 実と地域づくり	73	障がい者相談支援事業	障がい者支援課			障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関す様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。	藤沢市内9カ所の障がい者相談支援事業所を展開しています。基幹相談支援センターでは地域の相談支援体制構築に向けて中枢的な役割を担っています。総合相談支援事業所は地域特性を踏まえて各利用者のニーズや要望に日々対応しています。専門相談支援事業所は二次相談として発達障がい等の専門的視点を生かした家族支援やフォローアップを推進しています。 今後は各相談支援事業所の役割や相談先が明確に判別できるよう拠点の整理を行い、さらに各利用者の声を拾えるよう基盤を強化していきます。	A
	74	子どもの生活支援事業	こども家庭センター			様々な家庭環境に置かれる子どもたちに対し、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる居場所を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行います。	支援が必要な子どもを早期に発見し、子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所を提供することにより、豊かな人間性や社会性を育みます。また、来所する子どもとその家庭状況等を把握し、必要な支援につなげていきます。	【取組実績】 ・実施場所 市内2か所 ・実施日数 305日（2か所の計） ・延べ来所者数 1,563人（2か所の計） 【課題及び今後の事業計画】 支援が必要な子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供できるよう、事業者との連携を図るとともに、経済的困窮など支援が必要な子どもたちに対して、必要な支援を提供していきます。	B
	75	藤沢市教育応援基金事業	教育総務課			次の世代を担う子どもたちがその能力や可能性を伸ばすことができるよう、教育応援基金を募り、給付型奨学金事業をはじめ、教育環境の充実を図る様々な事業に活用していきます。	周知を進め、収入額の増加を目指すとともに、基金のさらなる活用を図っていきます。	令和7年度の実績は以下のとおりです。 寄附件数 9,727件 寄付金額 190,239,114円 利子収入 1,310,758円 活用実績 150,669,852円 （内訳） 給付型奨学金事業 10,088,900円 児童生徒用の図書購入費 32,400,028円 教育情報機器関係費 79,436,446円 特別支援学級整備修繕費 21,214,603円 など 今後も教育環境の充実を図る様々な事業に活用していきます。	A
	76	要保護準要保護児童生徒援助事業	学務保健課			経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを支給します。	就学援助を必要とする家庭に支援が行き届くよう、制度や申請手続などの分かりやすい表現と適切な周知に努め、全児童生徒等に向け、案内を行います。	就学援助制度の保護者用配布資料について、表現やレイアウトを修正し、分かりやすい表現により適切な周知に努めました。4月に全児童生徒に向け、お知らせと申請書を配布し、案内を行いました。	A
	77	子どものいる生活保護利用世帯等に対する支援の充実（子ども支援員による教育支援）	生活援護課			子どもの意向を丁寧に聞き取り、訪問等により、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、きめ細かな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護利用世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。	対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。	生活保護世帯及び生活困窮者支援事業対象家庭の困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、子ども支援員がケースワーカーや関係機関と連携し、進学相談も含む110人に教育支援を実施しました。 子ども支援員は、家庭訪問137件、所内面談300件、電話相談639件など延べ2,121件の活動を行いまいした。 今後も引き続き子どもの健全育成の視点に立ち、寄り添い型の支援を実施します。	B
	78	高等学校就学及び就学継続のための相談と支援（子ども支援員）	生活援護課			子ども支援員とケースワーカーが協力し、中学生の時期から、高等学校進学への動機づけ、高等学校等に関する確な情報提供など、生活保護利用世帯等の子どもや保護者が高等学校進学等に意欲を持てるよう、学校等関係機関と連携し支援を行います。入学後は、子ども自身が主体的に学校生活の意義を考え、中途退学することなく卒業まで充実した時間を過ごせるよう支援を行います。	子どもの通学状況、学習状況に応じて関係機関と連携し、子どもを主体とした支援を行います。	卒業・進学に向けて進学状況や家庭に課題のある中学3年生に対し、子ども支援員とケースワーカーがが学校等関係機関と連携して進学手続き等の支援を行いました。その結果、卒業時点での進路決定率は91パーセントでした。 高校3年生の進学希望者に対し、進学に向けた支援を行い、17人が進学を果たしました。在学中の高校生に対しては、中途退学防止に向けた支援を行い、進級率は98パーセントでした。今後も引き続き、中学卒業者の進路決定率100%、高校中退者減少を目標にきめ細かな寄り添った支援を継続します。	B
柱2 取り残さない学びの支援									

●基本目標2 「だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱2 取り残さない学びの支援	79	生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習・生活支援事業)	地域福祉推進課			生活保護利用世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業に向けた支援をすることで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。また、子どもへの支援を通じて明らかになる保護者や世帯の抱える課題に対する支援を行います。現在、市内4か所(北部、東部、西部、御所見)で事業展開をしており、委託をしています。	生活保護利用世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を行います。学習の場の提供を行うとともに、高等学校進学へ向けての支援、学びなおしの支援を行います。個別の学習能力に合わせた丁寧な支援を提供、また、必要に応じ、学校関係者とのケースカンファレンスへの出席、さらに高等学校進学のための説明会等への同行支援も行い、学習支援にとどまらず、養育環境を把握し、関係機関との連携による改善を図り、子どもの社会的自立の促進、貧困の連鎖の防止に取り組めます。	利用状況 北部地区44人 東部地区80人 西部地区45人 御所見地区15人 利用した中学3年生31名が合格しました。 今後も関係機関と連携していきながら、支援を必要とする子ども及び保護者への更なる周知、学習支援事業所の利用が定着していない子どもへの支援を行っていきます。	B	
	80	奨学金給付事業	教育総務課			意欲と能力のある高校生等が、経済的理由により進学を断念することなく、大学等での修学の機会が得られるよう、給付型の奨学金（入学準備奨学資金・学費奨学資金）を支給し、支援します。	高等教育の修学支援に係る国・県の動向等を注視し、施策の内容を十分に検証したうえで見直しを行っていきます。	新たに採用した10人を含む奨学金給付対象者35人に対して給付型奨学金を支給し、大学等への進学を支援することができました。 今後も、経済的理由により進学を断念することなく、大学等で修学ができるよう支援を行っていきます。	A	
	81	学校教育相談センターにおける相談体制の充実	教育指導課			児童生徒の学校生活の適応を図るため、市立学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、学校教育相談センターでの教育相談・就学相談を行います。	学校及び関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ります。 児童生徒や保護者の個々のニーズに対する適切な支援・援助を行います。	学校教育相談センターでの来所相談や、市スクールカウンセラーによる学校での相談において、学校生活や児童生徒の抱える困難さについて、丁寧に聞き取り、相談対応を行いました。 また、スクールソーシャルワーカーの派遣要請が増え、ケースに応じて複数対応することで、より迅速で細やかな対応ができました。 次年度の就学予定児童に対し、個々のニーズに応じた、切れ目のない支援が行えるよう、児童の様子を丁寧に見取り、就学相談を行いました。 今後も様々な相談ニーズに応えられるよう、専門性の向上を図るとともに、相談支援体制の充実に努めていきます。	B	
	82	学校における相談の充実	教育指導課			市立学校において、児童生徒や保護者に対し、全教職員が様々な機会を捉えて相談支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、課題を抱えた児童生徒に対する適切な対応を図ります。	全教職員がカウンセリングマインドをもち、児童生徒のサインを受けとめ、適切な支援を行うために、教育相談体制の充実を図ります。	全教職員が様々な機会や場面で児童生徒のサインを捉え、適切な支援が行えるよう、校内支援担当者をはじめ、各学校に配置したスクールカウンセラー等と、対象となる児童生徒に関する困難さの解消に向けて検討を行いました。 また、本人の力だけでは解決できない悩みや困り事を、スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携・協力することで、解決に向けての道筋を立てることができました。 今後も、全教職員がカウンセリングマインドをもち、児童生徒に寄り添った対応をしていく必要があります。	B	

●基本目標2 「だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱2 取り残さない学びの支援	再掲4	相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組	教育指導課	学務保健課		外国籍の子どもたちの就学には、家庭への適切な支援の取組が必要であり、関係各課が連携して支援を行うことで就学しやすい環境を整えます。また、法的には就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対しても就学案内を行い、就学保障に取り組めます。	関係各課、関係機関との連携により、外国籍児童生徒の就学状況の把握に努め、また、就学案内を行うとともに、新入学の学齢の子ども保護者には多言語による就学案内を行い、就学機会の提供を進めます。	- 子どもたちの日本語の習熟度の状況から、日本語指導教室や国際教室の案内をしました。また、人権男女共同平和国際課が発行している「藤沢市日本語教室MAP」を渡し、日本語指導の支援につなげました。 - アセスメントの際、保護者にも来校してもらい、必要に応じて就学に関する相談等を行いました。 - 住民登録窓口で住民登録の手続きをする際に、学齢期の外国籍の子どもがいる場合は、就学の希望を確認し、希望する方に本課でも就学手続きを案内しました。 - 小・中学校へ入学する学齢の外国籍児童、生徒の保護者あてに6か国語で就学案内を作成し、就学申請書類とともに案内しました。 - 今後も引き続き丁寧な対応を行っていくとともに、小学校への就学の対応には教育指導課で所有しているリーフレット等を活用・配付し案内していきます。	B	
	83	就学相談の実施	教育指導課			特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関わる就学相談を実施します。	就学にあたり、子どもの実態や保護者のニーズに応じたきめ細かな対応に努めます。	相談件数388件の教育上特別な配慮を必要とする児童生徒の実態、及び保護者のニーズを的確に把握し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな就学相談に努めました。就学支援委員会を10回開催しました。令和8年度も就学支援委員会を10回開催し、児童生徒の様子を把握した上で、審議を行う予定です。	B	
	84	教職員研修の充実	教育指導課			学校教育の充実に向けて、各種研修の充実を図ります。	いじめ防止、支援教育、子ども理解等の課題解決に向けた研修を充実させます。	教職員を対象とした研修としては「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」に則り、キャリアステージに合わせて工夫し、受講者のニーズを取り入れて実施しました。令和7年度は、「どの子も安心していられる学校づくり」をテーマに教育文化講演会を開催し、参加した教職員及び市民は197名でした。今後も、研修内容について、本市の課題やニーズを捉えて実施するとともに、近隣市及び庁内各課と連携し、効果的な研修の実施に努めます。	B	
	85	就学援助制度の周知	学務保健課			経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを支給します。また、毎年、全児童生徒及び小学校へ入学する子どもがいる家庭に向け、案内の配布や送付を行います。	就学援助を必要とする家庭に支援が行き届くよう、制度や申請手続などの分かりやすい表現と適切な周知に努めます。特に小学校へ入学する子どもがいる家庭には、個別の案内、周知を行い、支援につなげます。	就学時健康診断のお知らせを送付する際に、小学校の入学準備金の案内を同封しました。また、新年度には全児童生徒に就学援助の案内を配布したほか、すぐー（保護者への連絡ツール）にて就学援助の周知を行いました。今後もこれまでと同様に、入学準備金の案内に就学時健康診断のお知らせに同封するとともに、新年度に全児童生徒へ就学援助の案内や周知を行います。	A	
	再掲60	児童生徒のSOS の出し方に関する教育	保健予防課	教育指導課		いのちを支える自殺対策の取組として、子どもたちが危機的状況に対応するために適切な援助希求行動がとれることを目的に保健予防課職員が学校に出向き、授業を行います。また、子どもたちからのSOS を大人が適切に受け止められるよう教職員向けのゲートキーパー養成講座を行います。	保健所と学校が連携し、SOS の出し方に関する教育を普及させ、児童生徒自身が誰かに相談したり、助けを求めることができる体制や、教職員が児童生徒からのSOS に気づき、受け止められるような体制を整えていきます。	- SOSの出し方教育は、中学校2校で242人（2年生）に対し実施しました。 - 教職員向けゲートキーパー養成研修は、小学校2校で計47人に対し実施しました（内1校は神奈川県事業に協力）。 子どもの自殺者数の増加が、社会全体の課題となっており、引き続き教育部と連携し、取組を実施していきます。	A	
柱3 子どもを支え暮らしを支える支援の充実	86	食支援のための取組	子ども総務課			「こどもの食支援のための拠点運営事業補助金交付要綱」に基づき、子ども食堂や地域食堂などの子どもの食支援活動に対する食材等の寄附・受入れや保管、地域団体への配布等を行う拠点運営を支援します。また、市内の子ども食堂の活動について、市民向けの情報配信を行うとともに、子ども食堂を運営する団体との情報交換などを行い、活動を支援します。	子ども食堂について、多様な在り方を前提にしている活動となることから、本市が関わることでそのメリットがなくならないよう、団体運営者が主体的に活動できる環境づくりや側面的支援を続けていきます。	こども未来基金を活用し、こどもの食支援のための拠点運営を行う藤沢市社会福祉協議会に対して補助金を支給することで、子ども食堂等への側面的支援を実施しました。また、市内で子ども食堂を始めたい、支援したい人に向けた情報配信や広報媒体作成のため、配信内容の検討のための情報収集を行いました。令和8年度も、多様な主体との連携を通じ、子ども食堂をはじめとした食に関する側面的支援を行うとともに、子ども食堂に関する効果的な市民向けの情報提供の実施に努めます。	A	

●基本目標2 「だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱3 子どもを支え暮らしを支える支援の充実	87	農福連携による「食材の提供」	地域福祉推進課	農業水産課		農家の方々をはじめ、多様な主体からのご厚意による食材を、子どもへの「食」に関する支援を行う団体に提供できるよう、市、藤沢市社会福祉協議会、JA さがみの協働した取組を行います。	子どもの居場所に関する事業や子ども食堂に対し、JA さがみ、藤沢市社会福祉協議会との協働により子どもへの食材提供を行うことで、子どもたちに「食」を通じた様々な体験の場を提供します。	農家の方々をはじめ、様々な主体からのご厚意でいただいた食材を、市内5か所のフードパントリーおよび16か所のこども食堂に提供しました。令和8年度はフードパントリーが1か所増える予定です。引き続き市、藤沢市社会福祉協議会、JA さがみと協働した取組を行います。	B
	88	助産施設・母子生活支援施設への入所支援	子育て給付課			経済的理由により病院等に入院して出産することができない妊産婦が、助産施設に入所して出産できるよう、出産に係る費用の給付を行います。 日常生活において複合的な課題を抱え、継続的な専門的支援が必要と判断した母子家庭について、母子生活支援施設への入所支援を行います。	助産施設入所の申請時に、妊婦が抱える不安や悩みに気づき、ニーズに合った情報提供を行うことで、必要な支援につなぎます。 母子生活支援施設への入所後においても、定期的な面接等により自立に向けた支援を行います。	経済的に困窮している妊産婦に対して助産施設への入所を決定し、安心した出産環境を提供しました。また、支援が必要な母子家庭については母子生活支援施設の入所相談を行いました。 今後も経済的に困窮している妊産婦や、専門的な支援の必要な母子については、当該施設への入所とともに地域での自立に向けた支援を行っていきます。 ○助産施設 入所件数9件 ○母子生活支援施設 入所世帯0世帯	A
	89	生活困窮者自立支援事業（住宅確保給付金、家計改善支援事業）	地域福祉推進課			生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立支援に向けて、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金事業、家計改善支援事業を行っています。 住居確保給付金事業については、離職により住居の喪失の恐れのある方を対象に一定期間住宅費を支給するとともに、ハローワークを利用した常用就職に向けた支援を行います。 家計改善支援事業については、債務の支払いや家計の収支バランスが整わないため、困窮状態に陥っている方に対し、家計分析を行うとともに、家計の改善に向けた支援を行います。家計改善支援事業については、委託をしています。	離職により生活基盤が崩れ、住居喪失の恐れのある世帯（保護者）に対し、ハローワークと連携し常用就職に向けた支援を行うことで、子どもの生活環境を変えることなく、安心して過ごせる生活の維持に向け取り組みます。 収入はあるが、収支が合わない、債務があるなど家計に関する課題に対し、客観的な視点で相談者自らが気づき、行動できるよう支援を行います。また、子どもの進学など将来のための貯金ができるよう意識づけに向けた支援を行います。家計収支を適正化し、生活の再建に取り組めます。	住居確保給付金 家賃補助 申請件数8件 転居費用補助 相談件数9件 申請実績なし 家計改善支援事業 新規利用7件 継続利用25件 それぞれの事業だけでは解決できない課題も多く、包括的な支援が必要です。	B
	90	生活保護制度による支援	生活援護課			生活困窮者に対して、国の定める基準により、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障します。	生活困窮者に対して最低限度の生活を保障するため必要な保護を行い、自立のための支援を行います。	高齢、障がい、傷病等により生活に困窮した新規生活保護利用者681世帯を含む、4,658世帯、5,770人に生活保護法による保護を実施しました。 経済状況や雇用情勢は改善されつつあるが、生活保護利用者の増加が課題としてあるため、今後も相談者の立場に立った支援を行います。	B
	91	生活保護利用世帯への就労支援	生活援護課			就労支援相談員とケースワーカーが協力し、就労可能な生活保護利用者に対して、求人情報の提供や求職活動を行う際の支援を行います。	就労による自立のために支援を行います。また就労が困難な場合には就労準備のための支援を行います。中学卒業後の進路や高等学校卒業後の進路に対し学校と連携を図りながら支援を行います。	就労支援相談員とケースワーカーがハローワークと連携し、就労可能な生活保護利用者136人対して就労支援を行い、100人が就労開始や収入増加につながりました。 今後もハローワークと連携を強化し、支援対象者を増やし能力や実情に応じた適切な就労支援を実施します。	B
	再掲71	生活困窮者自立支援の充実	地域福祉推進課			自立相談支援事業を通じ、バックアップふじさわ、バックアップふじさわ社協（CSW の配置）により、生活に困窮している方が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより自立の促進を図ります。	本事業については、直営(地域福祉推進課・バックアップふじさわ)と委託(藤沢市社会福祉協議会・バックアップふじさわ社協)の両輪で行っています。生活に困窮している世帯への支援において、それぞれの抱える課題が多岐にわたり複合的であることに留意し、まずは困っている状況を受けとめ、課題を整理し、課題解決に向けた支援策を提案し、自立に向けた伴走的支援を行っていきます。	相談件数 ・直営(バックアップふじさわ) 1,026件 ・委託(バックアップふじさわ社協) 799件 進学費用の相談だけでなく、支援対象を世帯全体と捉え、多様で複雑化している課題に対応するとともに、個別性を重視し、それぞれの課題に丁寧に対応を行いました。 課題が多様で複雑化しているため、関係機関で連携しながら、包括的な支援を行っていきます。	B

●基本目標2 「だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱3 子どもを支え暮らしを支える支援の充実	92	市営住宅の環境整備	住まい暮らし政策課			住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居募集時に入居しやすい環境を作るとともに、健康で安全な暮らしやすい環境を整備します。	住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居募集時に優遇制度の適用や適宜随時募集を行うことで、入居しやすい環境を作るとともに、健康で安全な暮らしやすい環境を整えます。	7月と1月の市営住宅入居者募集時に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、優遇制度を適用し、募集を行いました。令和7年度募集では、募集戸数45戸のうち、ひとり親世帯優遇を利用した応募が17世帯、多子世帯優遇を利用した応募が1世帯でした。修繕費用の高騰などにより、募集戸数を増やすことが難しい状況ですが、引き続き一定数の戸数を確保しながら、募集を行います。	A
	93	住宅確保要配慮者への支援	住まい暮らし政策課	地域福祉推進課		住宅確保要配慮者への支援を図るため居住支援協議会を設置し、住宅確保のための支援及び入居後における居住の継続が可能となるような具体的支援を実施します。	行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅市場において自力で住宅を確保することが難しい低額所得者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者が、自ら住宅を確保できる体制を構築するとともに、入居後の見守りや、居住継続に関する課題などへの支援体制を構築し、安心して暮らせる環境を目指します。	居住支援協議会を5回、住まい探し相談会を2回、居住支援セミナーを1回開催し、民間賃貸住宅の入居が困難な方への支援について協議するとともに、住宅確保要配慮者の周知に努めました。子育て世代の住まいの相談については、居住支援法人や協力不動産店と連携を取り、住まいの安定確保に向けて支援を行いました。今年度も引き続き支援に取り組むとともに、支援体制の拡充に取り組んでまいります。	B
	94	実費徴収に係る補足給付を行う事業 保	保育課			認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。	国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。	認可保育施設における教材費や行事参加費、また、幼稚園利用者が負担する給食費に対して助成することにより、低所得者の経済的な負担軽減を図りました。今後も、引き続き同様の支援を継続していきます。	B
柱4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	95	子ども発達相談の充実	こども家庭センター			発達に課題のある子どもに関する相談を受け、発達の状態に応じた対応について助言を行い、適切な支援につなげます。 また、幼稚園や保育所等を対象に、子どもの成長につながる支援方法の助言を行うとともに、地域への発達障がいの理解を促すための啓発事業等を実施します。	子どもの発達特性に応じた相談支援の充実を図り、幼稚園、保育所及び学校など、関係機関との連携体制の構築を進め、発達に課題のある子どもへの切れ目のない支援の強化を図ります。	【実績】 ・新規相談実人数598人 ・個別専門相談実人数1,469人（新規相談実人数を含む） （うち継続相談人数 心理相談375人、言語相談80人、運動機能相談56人、総合相談360人） ・市民向け啓発講座14回 【課題と今後の事業計画】 保護者や市民に向けて、発達障がいの理解が促進されるよう、啓発事業を行っていきます。	B
	96	障がい児支援サービス	こども家庭センター			障がいのある子どもやその家族に対し、障がい福祉サービスの支給決定を行い、子どもの自立や社会参加に向けた支援を行うとともに、事業所に対して適切な運営の確保と質の向上を図るための支援を行います。	適正な支給決定をはじめ、障がい児やその家族のニーズを把握し、適切なサービスを受けられるよう、児童発達支援センターを中核として事業所との連携等を行いながら障がい児福祉の向上を図ります。	【取組実績】 コンサルテーション実施回数 各センター8回 事業所連絡会回数 3回 事業所向けの研修回数 2回 令和7年度から児童発達支援センターに「地域障がい児地域支援体制強化事業」を業務委託し、児童発達支援センターの職員の質の向上を図るとともに、連絡会・研修を実施し、地域の事業所等の支援技術の向上を図りました。	B
	97	特別支援保育事業	保育課	こども家庭センター		幼稚園、幼児教育施設、認定こども園、保育所等に対し、障がい児や集団生活で特別な支援が必要な子どもに手厚い保育が行われるよう経費の助成等を行います。	特別な支援が必要な子どもに対して集団の中での社会性向上や情緒の発達を促すとともに、障がいの有無などに関係なく、すべての子どもを受け入れて一緒に過ごすインクルーシブな環境づくりを進め、「ともに学び、ともに育つ力」を培うことを目指します。	同じ空間で過ごしたり、一緒に遊ぶことで子ども同士の自然な交流があり、相互に良い刺激を与えあう姿がありました。思いを表現したり、思いやりの気持ちが育つよう交流の場を増やし、共に育ち合う環境づくりに努めています。 保育所等：対象児童数63名、対象施設数35施設 幼稚園等：対象児童数85名、対象施設数25施設	B

●基本目標2 「だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	98	「育てにくさ」を感じている親への支援	親子すこやか課			保護者が子どもの発育や発達に関して、育てにくさを感じたときに、子どもの特徴や発達等の理解を深め孤立することなく育児ができるよう支援します。	すべての保護者が子どもの発育や発達に関する理解を深め、子どもが適切な発達支援サービス等につながるよう、包括的に支援します。	経過検診療養生活相談：38回191人（延べ） 心理経過観察：131回191人（延べ） 親子教室べんぎん：51回269人（延べ） 親子教室かもめ：27回159人（延べ） 慢性疾患児訪問：59人（延べ） 未熟児訪問：124人（延べ） 乳幼児健診や地区担当保健師の関わり等から把握された発育発達に課題のある乳幼児や育てにくさを感じている保護者を、教室や個別相談につなぎ、乳幼児の発達確認や保護者の困り事に対する支援を行いました。また、継続した支援が必要な親子にはこども家庭センターと連携し支援を実施しました。今後ともすべての保護者が子どもの特徴や発達に関する理解を深め、必要時に適切な発達支援サービス等につながるよう、包括的に支援を行います。	B	
	再掲73	障がい者相談支援事業	障がい者支援課			障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。	藤沢市内9カ所の障がい者相談支援事業所を展開しています。基幹相談支援センターでは地域の相談支援体制構築に向けて中核的な役割を担っています。総合相談支援事業所は地域特性を踏まえて各利用者のニーズや要望に日々対応しています。専門相談支援事業所は二次相談として発達障がい等の専門的視点を生かした家族支援やフォローアップを推進しています。今後は各相談支援事業所の役割や相談先が明確に判別できるよう拠点の整理を行い、さらに各利用者の声を拾えるよう基盤を強化していきます。	A	
	99	太陽の家（藤の実学園、しいの実学園）	障がい者支援課			障がい児者に対して、日常生活や機能訓練などを通じて、社会参加と福祉の増進を支援します。	障がい特性に応じた質の高い支援を図ります。	児童発達に関わる相談の需要拡大の状況を踏まえて、引き続き、障がい特性に応じた質の高い支援の徹底を図る必要があります。 実績：通園延べ人数 しいの実学園：12,644人 藤の実学園：11,155人	B	
	100	補装具の給付	障がい者支援課			身体の欠損又は機能の損傷を補い、日常生活を容易にすることを目的として、身体障がい者手帳の交付者及び特殊な疾病に該当する難病患者に対して、神奈川県立総合療育相談センターが補装具を必要と認めた方に支給します。	対象となる利用者に対して交付決定を行い、日常生活・職業生活・学校生活を少しでも容易に送ることができるよう補装具費を支給し、身体障がい児者及び難病患者の日常生活の向上を図ります。	障害者総合支援法に基づき、障がい児の欠損又は機能の損傷を補完することにより、障がい児の日常生活の便宜を図るため、197件の補装具費の給付決定を行いました。今後も継続して、身体障がい児者及び難病患者の日常生活の向上を図ってまいります。	A	
	101	特別児童扶養手当の支給	子育て給付課			精神、知的又は身体に中程度以上の障がいのある児童を監護している方に、特別児童扶養手当の支給に関する手続の経由事務を行います。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がいのある児童を監護している家庭に特別児童扶養手当の経由事務を行うことにより、障がいのある児童を監護している家庭の生活の安定を図ります。	政令に定める程度以上の障がい状態にある20歳未満の児童を養育している方に対して、特別児童扶養手当を支給するための経由事務を行いました。引き続き神奈川県へ特別児童扶養手当に関する手続きの経由事務を行います。 （認定及び支給は神奈川県） ○受給者数 758人	A	

●基本目標2 「だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	102	障がい児福祉手当の給付	障がい者支援課			20 歳未満の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする、身体障がい者手帳1 級の一部及び2 級の一部の方、知能指数20 以下の方、精神障がい者保健福祉手帳1 級又はその他常時介護が必要であると認められる方に支給します。	障がい児に対して手当を支給し、生活の安定と福祉の増進を図ります。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児に対して手当を支給しました。 月額 16,560円 受給者人数 217人 今後も引き続き、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等に対応しながら、事業に取り組んでいきます。	A	
	103	障がい者福祉手当の給付	障がい者支援課			身体障がい者手帳1 ～3 級の方、精神障がい者保健福祉手帳1 級及び2 級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。	障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給しました。支給対象者は増加傾向にあり、引き続き制度周知等に力を入れていきます。 月額 4,000円 受給者人数 787人 ※20歳未満受給対象者数	A	
	104	障がい者等医療費助成事業	障がい者支援課			身体障がい者手帳1 ～3 級の方、精神障がい者保健福祉手帳1 級及び2 級の方、知能指数50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ります。	受給者人数令和7年度 12,395人 医療費の助成を行いました。障がいのある方は年々増加傾向にありますが、引き続き医療に関わる経済的負担を軽減することで、保健の向上と福祉の増進を図ることに取り組みます。	A	
	105	育成医療給付事業	子育て給付課			給付対象となる疾患のある18 歳未満の児童の医療費を助成します。	必要な医療の給付を行うことにより、児童の健全な育成を支援します。また、育成医療受給者証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、指定医療機関との連携を図ります。	給付対象となる疾患のある18歳未満の児童が、手術などを行うことにより治療効果が期待できる場合、その治療に要する医療費の給付を行いました。引き続き、事業を実施していき、児童の健全育成を支援していきます。 ・支給認定件数 12件 ・助成件数 46件 ・助成額 1,588,693円	A	
	106	特別支援教育の推進	教育指導課			特別支援教育に携わる人材の育成を図るため、それぞれの支援の場の特徴や課題に応じて、研修の内容の充実に努めます。 児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ります。 医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の保持及び安全な環境整備を図ります。	特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員を対象に、基礎的、基本的な知識や技能を習得し、指導力の向上を図るため、研修を行います。 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し介助員を、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し学校看護師を派遣します。 特別支援学級の市立小・中学校全校設置を目指し、順次取り組みます。	・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員等に対して、専門性を深めるための研修を行い、特別支援教育の充実に努めました。今後も、参加者の実態とニーズに応じた研修内容を検討します。 ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、介助員、学校看護師を派遣しました。 ・令和8年度の中学校特別支援学級全校設置に向けて、明治中学校、六会中学校、藤ヶ岡中学校における準備を行いました。引き続き、小学校の特別支援学級全校設置を計画的に行っていきます。	B	
	107	医療的ケア児に対する相談支援	こども家庭センター			医療的ケア児等とその家族、支援者等の相談を受け付け、必要な情報の提供や助言、医療的ケア児等コーディネーターや関係機関と連携して支援を行います。	医療的ケア児数の推移や、国の動向を踏まえながら、医療的ケア児や家族等のニーズに応えられる効果的な相談支援体制を医療的ケア児等コーディネーターとともに構築し、地域を含めた支援機関の連携強化を図ります。	【取組実績】 医療的ケア児等コーディネーター連絡会 3回 関係機関との医療的ケア児等コーディネーター連絡会 1回 地域課題の共有や、対応等についての協議、多職種との合同研修会の実施などについての検討を行いました。また、関係機関との連絡会においては、多職種が連携する支援体制の重要性について共通認識を図り、次年度以降も支援体制をより強化できるよう、取組を進めていくこととなりました。	B	

●基本目標2 「だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	再掲32	慢性疾患や障がい等により、医療的ケアや長期療養が必要な児童及び保護者への支援	親子すこやか課			慢性疾患や障がいなど医療的ケアや長期療養が必要な子どもと保護者に対して、育児や療養の支援だけでなく、地域で暮らしやすくなるよう、孤立予防を図ります。	慢性疾患に関する講演会・教室・交流会を通じた情報共有と交流、訪問等による個別支援を地区担当保健師を中心として実施し、より多くの対象に利用してもらえるよう工夫を図ります。	【取組実績】 ・未熟児訪問数124人（延べ）。慢性疾患児訪問数59人（延べ）。 ・未熟児保健指導教室は年1回実施。参加児数：5人（延べ）。 ・講演会年2回実施。「二分脊椎を知る・支える・つながる」講師：神奈川県立こども医療センター 泌尿器科医長 西 盛宏氏 参加人数：33人、「お医者さんに聞いてみよう！ダウン症のお子さんの健康と生活」講師：神奈川県立こども医療センター 遺伝科医師 永井康貴氏 参加者数：25人 ・ダウン症家族交流会 年3回共催実施。参加者数：13人（共催：ダウン症家族の会Tomboy） ・多胎児保健指導教室 年2回実施 参加者数：31人 【課題及び今後の事業計画】未熟児及び多胎児の保健指導教室や講演会において、対象者の傾向やニーズを踏まえたテーマや開催方法を検討し、支援の充実を図ります。また、慢性疾患児訪問においては、災害警報発令時等の対応に関する助言及び医療ケア児等災害時フォローリストを活用した避難及び電源確保状況等の確認を行ってまいります。	B	
	108	医療的ケア児家族等支援事業	こども家庭センター			訪問看護ステーション等の看護師等が居宅を訪問し、家族等に代わり一時的に医療的ケア児の看護を行い、家族等の休息や通院、きょうだい児の世話などの時間を確保できるよう支援します。	医療的ケア児の家族等の介護負担の軽減、休息时间やきょうだい児と過ごす時間が確保できるよう、事業の周知等を図りながらニーズに応えられる支援を行っていきます。	【取組実績】 利用児童数 9人 利用時間数 44.5時間 在宅で医療的ケアを介護する家族の休息时间確保と負担軽減を図ることができました。	B	
	109	医療的ケア児保育事業	保育課			保護者の子育てと仕事の両立支援及びインクルーシブ保育の実現のため、集団保育が可能と判断される医療的ケア児を受入れるための体制整備をします。	保育所への入園を希望する医療的ケア児の地域ニーズを把握し、受入体制の整備に取り組むとともに各保育施設への情報提供や研修などを通じて受入施設が増加するよう充実を図っていきます。	・公立保育園4か所で4名、法人立保育園2か所で2名の医療的ケア児を受け入れました。 ・受入園の拡大に向けて、法人立保育所への意識啓発や市立保育園の受入体制の整備を進めていきます。	B	
柱5 支援・子ども虐待の待適切な対応策育の推進	110	母子保健からの児童虐待予防及び早期対応	親子すこやか課			こども家庭センターとして、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して妊娠期から切れ目のない相談支援を行うとともに、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行います。	妊娠届出時面談など妊娠期から、出産・子育て期まで切れ目のない相談支援を充実させます。 また、支援の必要な子どもとその保護者については、児童福祉部門と連携を強化し、安心して子育てができるように支援します。	妊娠届出時面談 2,824人(実人数) 妊娠8か月面談 100人(実人数) こんにちは赤ちゃん事業（ハローベビィ訪問）2,603人(実人数) 産後ケア事業 3,756人(延人数) 妊産婦の社会的孤立を早期に発見し、必要に応じて児童福祉部門と連携し支援につなげていきます。また、孤立した子育てにならないよう、今後も効果的な事業運営を図ります。 今後、支援が必要な方の直接的な手助けとなるように、一部の対象者に産後ヘルパー事業を開始します。	B	

●基本目標2 「だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱5 子どもの適切な養育に関する支援・児童虐待防止対策の推進	再掲71	生活困窮者自立支援の充実	地域福祉推進課			自立相談支援事業を通じ、バックアップふじさわ、バックアップふじさわ社協（CSW の配置）により、生活に困窮している方が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより自立の促進を図ります。	本事業については、直営(地域福祉推進課・バックアップふじさわ)と委託(藤沢市社会福祉協議会・バックアップふじさわ社協)の両輪で行っています。生活に困窮している世帯への支援において、それぞれの抱える課題が多岐にわたり複合的であることに留意し、まずは困っている状況を受けとめ、課題を整理し、課題解決に向けた支援策を提案し、自立に向けた伴走的支援を行っていきます。	相談件数 ・直営(バックアップふじさわ)1,026件 ・委託(バックアップふじさわ社協)799件 進学費用の相談だけでなく、支援対象を世帯全体と捉え、多様で複雑化している課題に対応するとともに、個別性を重視し、それぞれの課題に丁寧に対応を行いました。課題が多様で複雑化しているため、関係機関で連携しながら、包括的な支援を行っていきます。。	B
	再掲68	こども家庭センターの体制整備	こども家庭センター			母子保健機能と児童福祉機能が一体となり、より連携を強化して、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、切れ目のない相談支援を行うとともに地域資源の開拓などにより必要な支援を提供できる体制を整備します。	相談対応に加え、支援が必要なこどもや妊産婦等を早期に発見し、家庭支援事業、地域資源等を有機的に組み合わせ、相談者とともにサポートプランを作成することで必要な支援の充実を図ります。また、多機関連携・協働によるネットワークの構築や地域資源の開拓を進め、必要な支援を着実に提供できる体制の整備を図ります。	【取組実績】 様々な課題を抱える家庭に対し、状況に応じた継続的な支援や、相談員による専門的な助言・指導を行いました。 子ども・子育ての相談件数：927件 【課題及び今後の事業計画】 こども家庭センターと母子保健機能と児童福祉機能との一体的な運用を行い、支援が必要な子ども、子育て世帯、妊産婦に対して包括的な支援が行えるよう、多機関連携による支援のネットワーク体制を整備していきます。	B
	111	ヤングケアラーへの支援	こども家庭センター			家族の介護やその他の日常生活上の世話を担う子ども（ヤングケアラー）への相談支援を関係機関と連携して実施します。	子どもの権利擁護のための支援窓口を設け、福祉や教育部門との連携等によりヤングケアラーの実態を把握し、介護保険や障がい福祉、子育て世帯訪問支援事業などのサービスにつなげるなど、必要なサポートを行っていきます。	【取組実績】 ヤングケアラーをはじめとした子どもの相談窓口として、こども家庭センターの機能周知を図るため、小・中学校53校を訪問し教育部門との連携強化を図りました。 また、ヤングケアラーを取り巻く支援者向け研修として、居宅介護支援事業者向けの研修を実施し、困りごとを抱えた子どもの早期発見・把握に向けた連携強化に向けた取り組みを実施しました。 【課題及び今後の事業計画】 次年度以降については、教育部門だけではなく、子どもの居場所やケアを必要とする世帯に入る可能性の高い支援機関等に向けた訪問を実施することで、多分野・多機関との連携協働体制の構築を目指していきます。	B
	再掲72	地域での相談・連携の取組（民生委員・児童委員、主任児童委員との連携）	福祉総務課			民生委員・児童委員、主任児童委員が、福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとはあるが相談窓口につなぐりにくい児童及び子育て世帯に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。	継続して研修会等の知識向上の機会を設けるとともに、関係行政機関からのサポート体制を強化することで、複雑化・多様化する課題に対応します。各地区定例会や、主任児童委員連絡会の席で委員間での情報共有やケースの検討をし、共通理解を深めます。主任児童委員連絡会や研修会等で、関係相談窓口と意見交換をする機会を設け、連携を強化することで具体的な支援につなげます。また、民生委員・児童委員、主任児童委員の負担軽減や担い手不足の解消に向けて取り組み、地域福祉の充実を図ります。	地区の民生委員児童委員協議会定例会において情報共有を行いました。主任児童委員連絡会を年5回開催し、主任児童委員間での情報交換や事例検討等により、知識を深め、共通理解の促進に努めました。藤沢市民生委員児童委員協議会では、児童福祉対策部会と主任児童委員連絡会で研修会と視察研修を実施し、市の取組や複雑化する児童福祉をめぐる問題に対する支援について学び、理解を深めました。 小学校等や湘南ふじさわ子育て応援メッセで「主任児童委員紹介リーフレット」を配布し、主任児童委員の周知啓発に取り組みました。	A
	112	養育支援訪問事業	こども家庭センター			養育の支援が特に必要である家庭を対象に、居宅を訪問し、保健師などによる養育に関する相談、指導、助言等の専門的相談支援を行い、子どもの適切な養育の確保を図ります。	養育についての支援が特に必要な家庭に対しては、保健師等による養育に関する専門的な指導・助言を継続的にを行い、子どもの安定した養育の確保に努めます。	【実績】 ・訪問回数 119回 【課題と今後の事業計画】 ・より効果的な支援が行えるよう、対象家庭との関係性を構築しながら課題を整理し、引き続き適切な助言や支援を行っていきます。	B

●基本目標2 「だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱5 子どもの適切な養育に関する支援・児童虐待防止対策の推進	113	子育て世帯訪問支援事業	こども家庭センター			家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭、妊産婦、ヤングケアラー等を対象に、訪問支援員が育児・家事援助を行うとともに、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言等を行います。	支援が必要な家庭の養育環境等を支えていくためにも、引き続き、ニーズに対して確実に応えられるサービス提供の確保に努めていきます。	【実績】 ・訪問回数：288回 【課題と今後の事業計画】 ・支援が必要な家庭の養育環境等を支えていくために、保護者との関係性を構築し、家庭の困り感等を整理し、助言や支援を行っていきます。 支援が必要な家庭に適切に支援ができるよう、引き続き安定したサービス提供体制の確保に努めていきます。	B
	114	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	こども家庭センター			子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行います。	子育て家庭の様々なニーズに対応するとともに、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、支援が必要な家庭の保護者が子どもと離れることで休息がとれる機能を維持していきます。	【実績】 ・利用日数 ショートステイ：324日 トワイライトステイ：169日 ・登録児童数 389人 【課題と今後の事業計画】 事業が市民に認知されるようになり、登録児童数は増加傾向にあります。引き続き、より多くのサポートを必要とする方にサービス提供ができるよう、周知活動を継続します。	B
	再掲74	子どもの生活支援事業	こども家庭センター			様々な家庭環境に置かれる子どもたちに対し、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる居場所を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行います。	支援が必要な子どもを早期に発見し、子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所を提供することにより、豊かな人間性や社会性を育みます。また、来所する子どもとその家庭状況等を把握し、必要な支援につなげていきます。	【取組実績】 ・実施場所 市内2か所 ・実施日数 305日（2か所の計） ・延べ来所者数 1,563人（2か所の計） 【課題及び今後の事業計画】 支援が必要な子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供できるよう、事業者との連携を図るとともに、経済的困窮など支援が必要な子どもたちに対して、必要な支援を提供していきます。	B
	115	要保護児童対策地域協議会の運営	こども家庭センター			子どもの家庭における安定した養育環境を確保するため、その家庭の課題に関する相談を受けるとともに、児童虐待の予防、早期発見及び家庭への迅速な対応と指導・支援を行うため、「藤沢市要保護児童対策地域協議会」の構成機関が各々の専門性を活かして連携しています。	要保護児童の家庭等に対して迅速な対応や適切な指導・助言等を行うため、「要保護児童対策地域協議会」の構成機関が事例検討や進捗管理を定期的に行い、情報や支援の在り方を共有するなど連携強化に努めていきます。	【取組実績】 児童虐待の通告や支援を必要とする家庭の相談に対して、要保護児童対策地域協議会を活用することで、継続的な支援を行いました。 児童虐待件数 350件 要支援児童等件数 334件 【課題及び今後の事業計画】 要保護児童対策地域協議会の構成機関との連携を図ることで、児童虐待等への迅速な対応や定期的な指導・助言等を行うとともに、児童虐待の予防及び防止に努めていきます。	B
	116	子どものいる生活保護利用世帯等に対する支援の充実（子ども支援員による日常生活支援、養育支援）	生活援護課			子ども支援員を配置し、様々な困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細やかな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護利用世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。	対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。	生活保護世帯及び生活困窮者支援事業対象家庭の困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、子ども支援員がケースワーカーや子ども青少年部と連携し、世帯全体を捉えた様々な支援を行いました。 子ども支援員は、家庭訪問137件、所内面談300件、電話相談639件など延べ2,121件の活動を行いました。 今後も引き続き子どもの健全育成の視点に立ち、子どもや保護者の変化にも対応できる丁寧な寄り添い型の支援実施します。	B
	117	親子関係形成支援事業	こども家庭センター			児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者に対してペアレントトレーニング等を実施するとともに、保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けています。	これまでの子ども発達相談の中で行ってきたペアレントトレーニング及びペアレントプログラムに加え、児童虐待等から親子の関係性や児童の関わり方に不安を抱えている保護者への講義、グループワーク、ロールプレイ等の取組を実施していきます。	【取組実績】 児童との関わり方に悩みや不安を抱えている保護者に対してペアレントトレーニングを実施し、適切な関わり方について助言しました。 利用人数：10人 【課題及び今後の事業計画】 引き続きペアレントトレーニングについて周知を図り、児童虐待等も含め親子の関係性に悩みがある家庭に対し、適切な支援を行っていきます。	B

●基本目標3 「子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱1 妊産婦・乳幼児期までの切れ目ない保健・医療の充実	118	不妊症・不育症治療費の助成	親子すこやか課			医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療治療の費用、及び不育症と診断されたのちに受けた治療や検査に要した費用（保険診療分を除く）の一部を助成します。	治療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。	医療保険適用の生殖補助医療を行う際に併用して先進医療を受けた人及び不育症治療を受けた人に対し、治療に要する費用の一部助成を行いました。（不妊治療費（先進医療分）助成件数619件、不育症治療費助成件数2件） 次年度以降も、不妊症及び不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図る取組を継続していきます。	A
	再掲110	母子保健からの児童虐待予防及び早期対応	親子すこやか課			こども家庭センターとして、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して妊娠期から切れ目のない相談支援を行うとともに、児童福祉と母子保健が一体的に支援を行います。	妊娠届出時面談など妊娠期から、出産・子育て期まで切れ目のない相談支援を充実させます。 また、支援の必要な子どもとその保護者については、児童福祉部門と連携を強化し、安心して子育てができるように支援します。	妊娠届出時面談 2,824人(実人数) 妊娠8か月面談 100人(実人数) ハローベビィ訪問 2,603人(実人数) 産後ケア事業 3,756人(延人数) 妊産婦の社会的孤立の早期発見につなげ、必要に応じ児童福祉部門と連携し支援につなげていきます。孤立した子育てにならないよう、今後も実施率の維持を図ります。 今後、支援が必要な方の実質的な手助けとなるように、産後ヘルパー事業を一部対象者に開始します。	B
	119	訪問による相談事業	親子すこやか課			妊産婦・新生児訪問指導事業として、こんにちは赤ちゃん事業（ハローベビィ訪問）・乳幼児訪問指導事業・未熟児訪問指導事業・慢性疾患児訪問指導事業を実施します。	乳幼児期の各種健診や個別支援を通して把握した、子どもや子育て家庭の生活困窮等の支援を要する課題に対して、主に乳幼児期の全戸訪問事業などの自宅への訪問等の機会を通じて必要な情報の提供や関係機関の支援につなぐなど、包括的な支援の実施に努めます。	個別の訪問指導を行い、子どもや子育て家庭の生活困窮等の支援を要する世帯の課題の把握に努めました。 妊婦訪問：53人（延べ） こんにちは赤ちゃん事業（ハローベビィ訪問）訪問数：2,603人（延べ） 新生児訪問：123人（延べ） 乳幼児訪問：2,774人（延べ） うち慢性疾患児訪問 59人（延べ） 未熟児訪問：124人（延べ） 社会的孤立や療養生活上の課題の早期発見につなげ、必要に応じて児童福祉と連携し支援につなげていきます。また、孤立した子育てにならないよう、今後も効果的な事業運営を図ります。	B

●基本目標3 「子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱1 妊産婦・乳幼児期までの切れ目ない保健・医療の充実	120	乳幼児健診等の充実	親子すこやか課			子どもの健やかな発育・発達のために、乳幼児健診を充実させ、健診の機会を捉えて各種相談を行ったり、一定期間経過観察が必要な子ども等には継続した支援を行っています。	乳幼児健診の機会を捉え、乳幼児健診受診をすすめ、発育・発達を確認するとともに育児支援の場としても、関係機関と連携をすすめるなど乳幼児健診を充実させます。	・1か月児健康診査受診率：81.9% ・4か月児健康診査受診率：99.4% ・9～10か月児健康診査受診率：98.6% ・1歳6か月児健康診査受診率：96.9% ・3歳6か月児健康診査受診率：94.5% 1か月児健診は、生後1年までの償還払いが可能なため早期の受診率把握が困難であることや、償還払い申請忘れ等の理由から、他の乳幼児健診と比較して受診率が低くなっていると考えられます。 なお、他の乳幼児健診はいずれも昨年と比べ受診率が上昇しました。 今後も乳幼児健診の受診勧奨を継続するとともに、機会を捉え発育発達を確認し、経過観察が必要な子ども等には相談や教室、関係機関と連携しながら継続支援を行っていきます。	B	
	121	産前・産後の支援	親子すこやか課			妊娠期からおむね産後1年間を中心とした産前産後の妊産婦の健康状態における課題把握と、子どもの成長過程による子育ての大変さなどへ早期に対応できるよう、産前・産後の支援事業等とおして、安全・安心な産前産後を過ごすことができるよう支援します。	産前産後の特有の母の心身の変化に対応し、少しずつ子育てに慣れ、負担なく子育てが行えるよう、子育て支援センターや保健センター等での育児相談や産後ケア事業等につなぎ、早期対応に努めます。	産後ケア事業：3,756人(延べ) 子どもの健康相談：南北合わせて24回実施 妊婦：0人、乳児：132人、幼児：184人、年間316人来所（すべて延べ）。 市民の多様なニーズ把握に努め、ニーズに応じた支援を展開し、早期介入を目指します。 その一方で、自力で相談できている人には支援を提供できますが、自らSOSを発することができない家庭へのアプローチの検討や、産後ケア終了後の切れ目のない支援が必要とされています。また、多胎や外国籍住民、若年世帯等、多様化・複雑化する個別ニーズや地域特性に応じた専門的支援の質の向上が求められています。 令和8年度は市民ニーズや各事業の実施事業者への調査等の集計結果を分析し、課題を発見することに努め、より良い支援を提供できるように検討します。また、こんにちは赤ちゃん事業（ハローベビィ訪問）等でも市の事業を周知し、必要な支援に繋げていきます。	B	
	再掲98	「育てにくさ」を感じている親への支援	親子すこやか課			保護者が子どもの発育や発達に関して、育てにくさを感じたときに、子どもの特徴や発達等の理解を深め孤立することなく育児ができるよう支援します。	すべての保護者が子どもの発育や発達に関する理解を深め、子どもが適切な発達支援サービス等につながるよう、包括的に支援します。	経過検診療養生活相談：38回191人（延べ） 心理経過観察：131回191人（延べ） 親子教室ぺんぎん：51回269人（延べ） 親子教室かもめ：27回159人（延べ） 慢性疾患児訪問：59人（延べ） 未熟児訪問：124人（延べ） 乳幼児健診や地区担当保健師の関わり等から把握された発育発達に課題のある乳幼児や育てにくさを感じている保護者を、教室や個別相談につなぎ、児の発達確認や保護者の困り事に対する支援を行いました。また、継続した支援が必要な親子にはこども家庭センターと連携し支援を実施しました。今後ともすべての保護者が子どもの特徴や発達に関する理解を深め、必要時に適切な発達支援サービス等につながるよう、包括的に支援を行います。	B	

●基本目標3 「子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱1 妊産婦・乳幼児期までの切れ目ない保健・医療の充実	122	母子歯科保健の充実	親子すこやか課			妊娠期から、家族の口腔衛生に関心を持ち、う蝕予防について普及啓発を行います。また、子どもの健康な歯を育てるための口腔ケアや口腔機能の相談が受けられるように、幼児健康診査やむし歯予防相談等を通じ、関係機関と連携を図ります。	マタニティクラスや幼児健康診査・相談を通じ、定期歯科健康診査の必要性を伝えむし歯予防について推進します。	妊婦に対して、マタニティ教室で定期歯科健康診査の必要性を伝え、乳幼児とその保護者に対して、幼児健診での集団指導と相談のほか、むし歯予防相談、幼児対象の教室、支援センターなどの派遣相談の相談を通じて定期歯科健康診査の必要性の啓発を行いました。一方で、う蝕有病率の観点からもさらなる啓発が必要であり、今後は健診当日相談を増やすなど相談の機会の増加を図っていきます。 実績数 マタニティ教室（年12回、160名） むし歯予防相談（年24回、59名） 幼児対象の教室（1歳からの食事と歯の教室：年12回、234名） 支援センターなどの派遣相談（年68回：767名）	B	
	123	未熟児養育事業	子育て給付課			出生時の体重が2,000グラム以下又は医師が養育医療を必要と認めた乳児の入院に係る医療費等を助成します。	対象となる乳児に必要な医療費等を給付します。また、申請漏れのないよう、指定医療機関及び関係部署との連携を密にし、乳児の健康の保持増進と保護者の経済的負担の軽減を図ります。	出生時の体重が2,000グラム以下又は医師が養育医療を必要と認めた乳児の入院に係る医療費及び食事代の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減に寄与しました。 対象者が漏れなく申請できるよう、指定医療機関との連携強化に加え、ホームページ等で制度周知を行っています。 実績 ・延べ対象者数 76人 ・助成件数 193件 ・助成額 20,092,812円	A	
	124	周産期医療体制の整備	市民病院			出産後2週目に、外来で母子のフォローをします。新生児集中治療室との連携強化や整備を図ります。	産科と連携登録をしている診療所での妊婦健診の受診、妊娠中の緊急時対応やお産、そして1か月健診までを当院で行うことにより、妊産婦の身体的・精神的な負担軽減を図ります。	産後2週間健診：412件 市民病院で出産をされた方を対象に、助産師がお母さんの心身の回復状態や赤ちゃんの体重・成長の確認を行い、お母さんの身体的・精神的な負担軽減を図りました。引き続き、お母さんが赤ちゃんと一緒に安心して生活できるようサポートをしていきます。	A	
	125	里帰り出産への支援	市民病院			産科セミオープンシステム（妊婦健診の受診を連携登録している診療所で行い、妊娠中の緊急時対応やお産・1か月健診を当院で行う連携診療）を活用し、里帰り出産を支援します。	産科と連携登録をしている診療所での妊婦健診の受診、妊娠中の緊急時対応やお産、そして1か月健診までを当院で行うことにより、妊産婦の身体的・精神的な負担軽減を図ります。	市民病院で里帰り出産を希望する方が安心して出産を迎えられるよう、体制を整えています。 出産には産科医と助産師が立ち会い、分娩中から分娩後まで起こり得る突発的かつ危機的状況に対応できるよう、小児科医師や麻酔科医師も24時間体制で対応しています。また、2025年10月1日より無痛分娩を開始しました。引き続き、地域母子医療センターの認可を受けた総合病院として、専門医や専任スタッフを配置し、ご不安のない出産ができるよう体制を整えていきます。	A	
	126	妊婦のための支援給付（出産・子育て応援給付金）	親子すこやか課			妊婦のための支援給付として、支援給付金を支給します。	妊婦に対して給付金を支給し、妊娠、出産、育児期にむけた経済的支援を実施します。	妊婦のための支援給付 認定時給付金 2,884件 届出時給付金 2,306件 出産・子育て応援給付金 出産応援給付金 7件 子育て応援給付金 438件 ※出産・子育て応援給付金は令和7年4月1日から妊婦のための支援給付へ移行しました。	A	
柱2 子育て支援サービスの充実	127	子育て支援センター事業の充実	親子すこやか課			妊娠期から就学前までの子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる子育てひろばです。 また、育児相談や講習会なども行っています。	子育て全般に関する専門的な子育て支援の拠点として、地域のニーズにあった交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供などを行い、地域の中で安心して子育てができるよう子育て支援事業の充実を図っていきます。 子育て支援センターにおける利用者の相談内容や様子から保護者の抱える様々な困難を発見し、気持ちに寄り添いながら受けとめ、必要に応じて専門的な支援につな갑니다。また、地域における巡回子育てひろば等の充実を図ります。	乳幼児期から就学までの親子を対象に、子育て支援事業を実施しました。来所者は延べ60,555人。子育てに関する相談は15,175件受けました。 また、市内7か所で実施している巡回子育てひろばは、計110回実施し、利用者数は2,055人。相談件数は544件となりました。	B	

●基本目標3 「子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱2 子育て支援サービスの充実	128	つどいの広場事業の充実	親子すこやか課			子育てに対する不安感の軽減を図るため、主に乳幼児をもつ子育て中の親と子の交流や子育てアドバイザーによる子育て相談、地域の子育てに関する情報の提供などを行います。	身近な地域における子育て支援の場としてそれぞれの地域の特徴を生かした子育て支援を充実させます。また、つどいの広場において、子育て家庭のニーズを把握し、困りごとの早期発見・対応につなげます。	妊娠期から就学前までの親子が気軽に集い、交流できる場として、つどいの広場事業を市内4か所で実施しました。利用者数22,529人。子育てに関する相談1,627件に対応し、子育てに関する情報提供を8,168件行いました。	B	
	129	藤沢版つどいの広場への支援	親子すこやか課			地域において、つどいの広場に準じて実施している子育て中の親と子の交流を促進する自主的な活動に対して支援を行います。	地域のニーズに合わせて、子育て支援センターの子育てアドバイザーの派遣などにより、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	市内6か所で実施。活動団体からの依頼を受け、子育てアドバイザー、助産師、栄養士を年間7回派遣しました。	B	
	130	子育てふれあいコーナー事業の推進	親子すこやか課			地域子どもの家や児童館等において、保育士と子育てボランティアによる子育て中の親と子の交流、情報提供、子育て相談を実施します。	遊びを通して、気軽に相談できることで子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ります。	子どもの家、児童館を活用し、親子同士や子育てボランティアとの相互交流、保育士による育児相談を実施しました。「ふれあいあいふ」は1,538人、「きらきら☆ぼし」は837人の来所となり、親子の居場所として活用していくことができました。	B	
	再掲48	子育てに関する情報提供の充実	子ども総務課	親子すこやか課		藤沢市ホームページをととした子育て情報発信のほか、安心して子育てができるよう、各種子育て支援サービスの情報をまとめた冊子「ふじさわ子育てガイド」やスマートフォンアプリを活用を活用した「子育てアプリふじさわ」による情報発信の充実を図ります。	「ふじさわ子育てガイド」について、子育て家庭にとってより分かりやすくなるように内容の充実を図ります。藤沢市ホームページや「子育てアプリふじさわ」を通して最新情報を発信します。情報発信の更なる充実を図るとともに、子育て支援が身近にあることを知ってもらい、その利用につなげていきます。	「ふじさわ子育てガイド」については、2026年度版の作成に向け、これまでの64ページから72ページに増やし、新たな事業の掲載等により内容の充実を図りました。今後は、掲載記事の更新等を行うとともに、多言語対応について検討を行いながら、引き続き子育て関連事業等の情報発信をしていきます。（子ども総務課） 市ホームページや「子育てアプリふじさわ（母子モ）」を活用し、子育て支援に関する情報発信を行いました。「子育てアプリふじさわ（母子モ）」の登録者数は年々増加しており、10,526人となりました。今後は、定期的に配信を行うとともに、より利用に繋げられる方法を検討しながら、引き続き子育て支援情報の発信をしていきます。（親子すこやか課 子育て支援担当）	B	
	131	保育所・幼稚園等での相談	保育課			保育所等入所申込時における保育課窓口での相談のほか、保育所・幼稚園等への入所後に施設長等が相談を受けた場合において、関係機関と連携した対応を図ります。	保育所・幼稚園等が保護者から相談を受けた場合、速やかに関係機関と連携が図れるよう体制を整えます。	保育コンシェルジュを配置し、入所申込時に、相談できる体制を整えています。また、施設長から相談を受けた際には、関係機関への案内や連携により情報共有を図り、サポートを行いました。今後も各種相談に対し、適切な対応が図られるよう、関係機関との連携強化に努めます。 令和2年度：1,361件 令和3年度：2,538件 令和4年度：4,468件 令和5年度：4,313件 令和6年度：4,549件 令和7年度：5,192件	B	
	132	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭センター			保護者の仕事と育児の両立など安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営しています。	子育ての手助けを希望する方（おねがい会員）の多様なニーズに対応できるよう、子育ての手助けができる方（まかせて会員）の確保に努めるなど、事業の安定的な運営と支援の充実図って行きます。	【実績】 ・おねがい会員：6,598人 まかせて会員：958人 どっちも会員：570人 ・活動件数：10,296件 【課題と今後の事業計画】 まかせて会員になるための研修会を終日3日間から概ね半日程度4日間に改めたり、おねがい会員の依頼ニーズが高い地区でまかせて会員研修会を開催するなど、まかせて会員の確保に向けた工夫を行いました。依然として、おねがい会員と比べて、まかせて会員が少ないため、将来的に活動への影響が出ないよう、まかせて会員の確保に向けた取組を継続します。	B	

●基本目標3 「子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱2 子育て支援サービスの充実	133	保育コンシェルジュによる相談支援の充実	保育課	親子すこやか課		子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用にあたっての相談・情報提供などの支援を行います。	保育コンシェルジュによる保育サービスに関する相談や情報提供、子育て支援センターでの出張相談を引き続き行っています。また、保護者に寄り添う支援として、相談者への相談後のフォローや入所保留となった児童の保護者に対する認可保育施設入所申込状況の確認等の業務を充実していきます。	保育コンシェルジュによる保育相談を市役所で実施するとともに、湘南台文化センター及び辻堂・六会子育て支援センターにおいて、相談を受けることで保護者に寄り添った支援を行うことができました。 令和2年度：1,361件 令和3年度：2,538件 令和4年度：4,468件 令和5年度：4,313件 令和6年度：4,549件 令和7年度：5,192件	A
	134	一時預かり事業の推進	保育課			保護者の就労や病気、出産等により家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児に対する一時時預かり事業を行います。	保護者の子育ての負担軽減など多様な保育ニーズへの対応として、引き続き一時預かり事業を実施するとともに、地域ニーズを踏まえ、実施施設の増設についても検討を進めます。	認可保育施設22施設で一時預かり事業を実施しました。登録や予約手続きでは、特別保育予約システムを導入しており、ペーパーレス化するとともに、利用者の利便性向上を図っています。今後は、湘南台エリアで1施設増設を検討しており、引き続き家庭で育児を行う保護者の負担軽減やリフレッシュなどの視点も踏まえ、一時預かり事業を実施していきます。	B
	再掲114	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	こども家庭センター			子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行います。	子育て家庭の様々なニーズに対応するとともに、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、支援が必要な家庭の保護者が子どもと離れることで休息がとれる機能を維持していきます。	【実績】 ・利用日数 ショートステイ：324日 トワイライトステイ：169日 ・登録児童数 389人 【課題と今後の事業計画】 事業が市民に認知されるようになり、登録児童数は増加傾向にあります。引き続き、より多くのサポートを必要とする方に、サービス提供ができるよう周知活動を継続します。	B
	135	地域に開かれた保育園	保育課			保育園において、様々な世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図ります。また、区域内の保育関連施設との連携や交流を目的に、教育・保育提供区域ごとに設置した基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。	引き続き、子育て家庭交流事業、小中高生や高齢者との交流事業など、地域との交流・連携を図っていきます。基幹保育所を中心に、地域や関係機関との連携を深めながら、保育体験や子育て相談などを行っていきます。	年間を通じ世代間交流や、地域親子との交流、体験学習学生の受入れなど、子どもを取り巻く様々な世代との交流を計画的に取り入れ実施しました。基幹保育所では、関係機関と連携し子育て相談などを実施し地域における子育て支援の充実を図りました。引き続きさらなる拡充を図ってまいります。	B
	再掲14	ブックスタート事業	総合市民図書館	親子すこやか課		1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、メッセージを伝えたりしながら絵本を手渡し、絵本を介した心ふれあう時間を持つきっかけをつくりま	市民図書館・市民図書室、子育て支援センターなど各地域の様々な場を活用し、ブックスタート事業の周知を図るとともに、事業前後のフォローアップとして各種保健事業時等に啓発リーフレットを配布します。職員とボランティアの交流会・研修会の内容や機会の充実に取り組み、ブックスタート事業の目的の共有化や資質向上を目指します。	健診参加者への絵本の手渡しや啓発リーフレットの配布を予定どおり実施しました。（配布人数2,788人）ボランティア交流会や研修会を開催しました。今後も実施方法などについて、関係各課と連携しながら検討してまいります。	A

●基本目標3 「子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱3 乳幼児期の保育・教育の充実	136	保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大	子ども総務課			認可保育所の新設整備や再整備等による定員拡大、既存保育施設の活用や保育士確保策の拡充などにより、保育の受入枠の拡充を図ります。	地域ごとに就学前児童数の状況や保育ニーズの動向を精査するとともに、保育の需給バランスを見据えながら、公募による施設の新設整備や既存保育施設の再整備、保育所分園の本園化、保育士確保策など様々な事業を検討し、保育の受皿確保に取り組んでいきます。	令和7年9月に明治地区に認可保育所を新設しました。また、令和8年4月の開園に向けて、認可保育所の新設、並びに小規模保育事業の認可保育所化を実施する事業者を選考委員会にて決定し、準備を進めました。既存認可保育所の再整備や1～2歳児の受け皿確保のため、継続して年度限定保育事業も実施しました。今後についても、就学前児童数の推移や保育需要の動向を見極めながら、需要量を精査し、対策を講じます。	B
	137	既存保育施設の再整備	子ども総務課			既存認可保育所等（公立・法人立）の再整備を行うことにより、保育環境の向上と安全性の確保を図ります。	法人立保育所等の再整備にあたっては、仮設園舎の確保をはじめとした様々な調整が必要となることから、再整備を検討する法人を支援していきます。公立保育所については、藤沢市公共施設再整備プランに基づき、「基幹保育所」及び「地域保育所」について、計画的な建替え等に向けた検討を進めます。また、「その他保育所」については、建物の老朽化や地区の保育需要の状況等に鑑み、必要な修繕を施しながら今後の施設の在り方を検討していきます。	令和7年7月に鵜沼保育園等再整備事業の第2期工事（園庭、外構等整備）が完了しました。また、令和8年12月の竣工に向けて、善行保育園等再整備事業を進めました。今後についても、建物の老朽化が進む既存認可保育所等（公立・法人立）について、計画的な建替え等に向けた再整備の検討を進めます。	B
	138	延長保育事業の充実	保育課			保護者の就労時間等の都合により、利用時間を超えて保育が必要な場合に行う延長保育事業を実施します。	多様化する保護者の就労形態や保育ニーズに対応するため、地域の実情や利用状況等を踏まえ、引き続き延長保育事業の充実に取り組んでいきます。	認可保育所等において、継続的に延長保育事業を実施しています。令和8年度からは、施設に対する補助額も一部拡充することとしており、今後も、地域の実状や利用状況等を踏まえ、引き続き延長保育事業を継続していきます。	B

●基本目標3 「子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	
柱3 乳幼児期の保育・教育の充実	139	休日保育事業の実施	保育課			保護者の勤務等により、日曜日や祝日に家庭での保育が困難な乳幼児に対し、休日保育事業を実施します。	保護者のニーズや地域の実情等を踏まえ、実施施設の拡充等を検討します。	保護者の多様化する保育ニーズに対応するため、市内3か所で休日保育を実施しました。利用登録・予約手続きは、特別保育予約システムを導入しており、ペーパーレス化するとともに、利用者の利便性向上を図っています。今後も引き続き、休日保育事業を継続していきます。	B	
	140	病児・病後児保育事業の推進	保育課			乳幼児が病気やその回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合に、保育施設や医療機関において一時的に保育を実施します。	引き続き事業を実施するとともに、地域ニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえ、必要な整備を検討していきます。	病気等の回復期に至らない児童を対象に、医療機関併設型1施設、認可保育所2施設において病児保育事業を実施しました。病気の回復期にあるが、安静の確保に配慮する必要がある児童を対象に、認可保育所2施設において病後児保育事業を実施しました。利用登録・予約手続きは、特別保育予約システムを導入しており、ペーパーレス化するとともに、利用者の利便性向上を図っています。引き続き、事業を継続していきます。	B	
	141	保育所等における児童への安全・安心な保育の提供	保育課			保育所等において、安全・安心な保育を提供できるよう、アレルギー対応や感染症予防、非常時の対策や事故防止のほか、園外活動における注意事項等について情報提供を行います。	保育所等に対し、引き続き必要な情報提供や研修の開催、助言等を行うことで、安全・安心な保育の提供を図っていきます。 園外活動における安全確保に関する情報提供を行っています。	健康、保健、給食や園外活動における安全確保など、状況に応じて関係各課との連携を図りながら、安全・安心な保育に必要な情報を提供しました。また保育園職員に対して研修の実施や案内等を行いました。	B	
	142	幼稚園、保育所等職員への支援	こども家庭センター			特別な支援が必要な子どもへ適切に対応できるよう、幼稚園、保育所等職員に対し、巡回によるコンサルテーションや助言等のサポート、研修等を行います。	幼稚園、保育所等職員に対し、一人ひとりの特性や能力に応じた支援方法の助言などのサポートを児童発達支援センターとともに実施し、教育・保育の質的向上を図ります。	【実績】 ・巡回コンサルテーション42回 ・地域サポート巡回39回 ・支援者向け研修会9回 【課題と今後の事業計画】 配慮の必要な子どもが集団の中で安心して過ごせるよう、令和7年度から事業の一部を委託している児童発達支援センターと連携をしながら、相談支援の充実を図ります。	A	
	143	法人立認可保育所における保育内容の充実	保育課			国の基準を上回る市独自基準での保育士の配置を行うための人件費、また施設運営の安定化を目的とした管理費などの助成により、法人立認可保育所の運営支援を行います。	法人立認可保育所の安定運営への支援により、多様な保育ニーズへの対応と保育環境の充実を図ります。	安定的な施設運営と保育内容の充実を図るため、人件費・管理費などの運営費を助成するとともに、保育士の確保に向けた補助事業を実施しました。 今後も、多様化する保育ニーズに対応し、保育環境の充実を図るため、引き続き保育所への支援を行っていきます。	A	
	144	保育サービスの第三者評価の実施	保育課			保育の質の維持・向上を図るため、公正で中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から、保育内容等を評価する第三者評価を実施します。	保育の質の確保に向けて、引き続き、公立保育所における第三者評価を実施していきます。また、法人立認可保育所においても、第三者評価の実施を推進していきます。	公立保育園において、継続的に第三者評価を実施しました。今後も、利用者の評価や意向を把握するとともに、評価の結果とプロセスを生かし、引き続き第三者評価の実施により保育サービスの質の維持・向上を推進してまいります。	B	
	145	基幹保育所を中心とした保育施設との連携や協力・支援の充実	保育課			公立保育所のうち4園を「基幹保育所」と位置づけ、教育・保育提供区域ごとに基幹保育所を中心とした保育関連施設との連携や交流、支援を行う体制づくりを進めます。	基幹保育所として位置づけた公立保育所4園は、各保育所で取り組んできたすべての子どもが一人ひとり主役として大切にされる「子ども主体の保育」に関する取組を更に充実させるため、これまで蓄積してきた専門知識やノウハウを活用し、地域全体の保育の質の確保に向け調整役を担っていきます。 基幹保育所を中心として、保育関連施設との連携や協力関係を深めることで、地域における子育て家庭への支援の充実を図るとともに、保育サービス全体を視野に入れながら、公立保育所の在り方について検討を進めていきます。	基幹保育所4園が地域における調整役としての位置づけを理解し、保育関連施設との連携や相談役となり、保育の質の向上に努めてまいりました。また、子育て家庭へ支援の充実を図るため、積極的にイベントを開催し親子を繋ぐきっかけづくりを行いました。ニーズに合わせたさらなる支援をし孤立化防止に努めてまいります。	B	
	146	届出保育施設への支援	保育課			届出保育施設を利用する児童の健康診断や職員の保菌検査等に要する経費の一部を助成し、施設の安全で衛生的な保育環境の維持を支援します。	届出保育施設の利用児童の健康診断等、安全で衛生的な保育環境の維持に係る費用の一部を助成することにより、施設の保育環境の充実を図ります。	届出保育施設を対象に、利用児童の健康診断や調理員の保菌検査等に係る費用の一部を助成することにより、施設の安全で衛生的な保育環境の充実を図りました。引き続き、施設の安全で衛生的な保育環境を保つため、継続していきます。	B	

●基本目標3 「子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱3 乳幼児期の保育・教育の充実	147	藤沢型認定保育施設への支援	保育課			待機児童の解消を図るため、認可外保育施設からの申請に基づき、市が定める基準を満たす施設を「藤沢型認定保育施設」として認定し、対象児童数に応じて運営費の助成を行います。	待機児童の受皿確保を図るため、引き続き、藤沢型認定保育施設への助成事業を行っていきます。	藤沢型認定保育施設への運営費の助成を行いました。今後も施設が運営継続できるよう検討しながら、引き続き藤沢型認定保育施設への助成事業を行っていきます。	B	
	再掲94	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課			認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。	国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。	認可保育施設における教材費や行事参加費、また、幼稚園利用者が負担する給食費に対して助成することにより、低所得者の経済的な負担軽減を図りました。今後も、引き続き同様の支援を継続していきます。	B	
	148	幼児教育の振興	保育課			幼児教育の振興を図るため、市内の私立幼稚園及び幼児教育施設に対し、教材教具等の購入費及び健康管理事業費を助成します。	教育環境の整備や衛生管理事業の充実を図るため、引き続き幼稚園等に対する助成を行っていきます。	教育環境の整備や衛生管理事業の着実な実施を目的に、引き続き、幼稚園や幼児教育施設に対する助成を行いました。	B	
	149	幼稚園における預かり保育の推進	保育課			保護者の就労等、保育ニーズの高い児童が幼稚園を利用できるよう、幼稚園における預かり保育の推進に向けた支援を行います。	保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業の充実に向けた支援を行っていきます。	幼稚園預かり保育推進事業費補助金事業及び一時預かり事業（幼稚園型）を実施し、預かり保育の実施に係る人件費の補助を行いました。保育ニーズの増加により、預かり保育の需要が高まっていることから、今後も預かり保育の拡充に向けた支援を引き続き行っていきます。	B	
	150	幼稚園に対する認定こども園への移行支援	保育課			多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図るため、認定こども園への移行を希望する幼稚園への支援を行います。	2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえ、各施設の個別事情等に留意する中で、引き続き、移行に向けた支援を進めていきます。	私学助成幼稚園2園と施設型給付幼稚園1園が令和7年度に神奈川県へ申請を行い、令和8年度に認定こども園へ移行しました。令和7年度中にその幼稚園に対し、神奈川県との調整役や、保護者への周知等、園において必要となる手続等について確認を行い、様々な面での支援を行いました。移行により保育枠の確保が図られました。移行後も引き続き給付面などを含め支援を行っていきます。	A	
	151	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	子ども総務課			全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し支援を強化するため、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施します。	保育ニーズや地域バランス等を考慮しながら、事業の体制整備と実施施設の拡充を図ります。	令和8年度からの事業開始に向け、実施事業者選考委員会を実施し、9事業者を選定しました。公立保育園1園を合わせ、計10園で事業が実施できるよう調整を進めました。また、利用者が円滑に事業の利用ができるように、令和8年2月から利用申請を開始しました。事業開始後は、利用者のニーズや事業者の実施状況等を把握し、より利用しやすくなるよう改善を図っていきます。	A	
	152	教育連携の推進	教育指導課	保育課		幼稚園及び保育所と小・特別支援学校や小学校と中・特別支援学校の教育の充実及び連携の推進を図るため、幼保小中特連携担当者会等において、協議・研修・交流を行います。	架け橋期の教育の充実及び円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校の連携を推進します。	「幼保小中特連携担当者会」を開催し、幼保小の架け橋期の教育やスタートカリキュラムについて周知するとともに、幼児教育と小・特別支援学校や小学校と中・特別支援学校の教育の充実及び連携の推進を図るため、学区を中心としたグループ協議を行いました。今後は、交流活動だけでなくとどまらず、カリキュラムベースの連携をしていけるようグループ協議の工夫等を踏まえた支援をするとともに、引き続き連携の好事例を発信し、子どもの学びが円滑に接続するよう情報提供に努めます。	B	
	153	保育現場の事務改善等に関する取組（ICT化・経営分析）	保育課			保護者の利便性の向上及び保育現場の事務負担軽減を図るため、公立保育所及び特別保育事業実施園に対し、システムを提供します。	システムの提供を引き続き行うことにより、業務の効率化及び保護者の利便性の向上を図ります。	令和7年度10月より公立保育所の特別保育事業実施施設に対して、キャッシュレス決済を導入し、保護者の利便性の向上及び保育現場の事務負担軽減を図りました。	A	

●基本目標3 「子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱3 乳幼児期の 保育・教育の 充実	154	保育士処遇改善の取組	保育課	子ども総務課		特定教育・保育施設への施設型給付費、特定地域型保育事業所への地域型保育給付費に含まれる処遇改善分について、保育士の賃金改善が図られているか確認・指導を行います。	公定価格（施設型給付費・地域型保育給付費）の人件費改定等について、各施設・事業者に周知を行い、適切に保育士の処遇改善が行われるよう確認・指導を行います。	各施設に対し、賃金改善が図られるよう公定価格における処遇改善分の給付金額を示すとともに、その制度の趣旨を説明しました。併せて、各施設に実績報告を求め、処遇改善が図られているか確認しました。	B
	再掲97	特別支援保育事業	保育課	こども家庭センター		幼稚園、幼児教育施設、認定こども園、保育所等に対し、障がい児や集団生活で特別な支援が必要な子どもに手厚い保育が行われるよう経費の助成等を行います。	特別な支援が必要な子どもに対して集団の中での社会性向上や情緒の発達を促すとともに、障がいの有無などに関係なく、すべての子どもを受け入れて一緒に過ごすインクルーシブな環境づくりを進め、「ともに学び、ともに育つ力」を培うことを目指します。	同じ空間で過ごしたり、一緒に遊ぶことで子ども同士の自然な交流があり、相互に良い刺激を与えあう姿がありました。思いを表現したり、思いやりの気持ちが育つよう交流の場を増やし、共に育ち合う環境づくりに努めています。 保育所等：対象児童数63名、対象施設数36施設 幼稚園等：対象児童数85名、対象施設数25施設	B
	再掲109	医療的ケア児保育事業 保育	保育課			保護者の子育てと仕事の両立支援及びインクルーシブ保育の実現のため、集団保育が可能と判断される医療的ケア児を受入れるための体制整備をします。	保育所への入園を希望する医療的ケア児の地域ニーズを把握し、受入体制の整備に取り組むとともに各保育施設への情報提供や研修などを通じて受入施設が増加するよう充実を図っていきます。	・公立保育園4か所で4名、法人立保育園2か所で2名の医療的ケア児を受け入れました。 ・受入園の拡大に向けて、法人立保育所への意識啓発や市立保育園の受入体制整備を進めていきます。	B

●基本目標4 「学童期・思春期の支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱1 学校がプラットフォームの役割を担った地域社会との協働	155	教職員の働き方改革	教育総務課	教育指導課	学務保健課	「藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針」に掲げる具体的な取組の柱である、人的支援・人材活用、業務改善による効率化、業務の適正化、教職員の意識改革、国の動向を踏まえた取組を計画的に進めます。	「藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針」に掲げる具体的な取組について、教職員の働き方改革推進委員会の中で協議の上、整理し、できることから順次進めていきます。	教職員の本務以外で出席する市行事等について、関係課に調査を依頼し、関係課に職務内容や教職員の必要性について検討いただきました。 また、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、新設された第8条第1項に基づき、服務を監督する教員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画を定める必要があったことから、これまでの「藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針」を改定し、令和8年3月に「藤沢市立学校における働き方改革基本方針・実施計画」を策定しました。 次年度以降は、国がアップデートした「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、市長部局とも連携しながら、教員の働き方改革に資する取組について、できることから協議を進めていきます。	B	
	156	新入生サポート事業	学務保健課			小学1年生に市費講師を配置し、基本教科を中心とした学習指導と、早期に学校生活に適應させるための生活指導を、担任とのチームティーチングによりきめ細やかに行います。	担任とのチームティーチングに必要とされる市費講師を適切に配置することで、小学1年生への適切な学習指導と生活指導につなげていきます。	小学校全35校に、計39人のサポート講師を配置しました。講師の確保とスムーズな任用配置が課題であり、6月～10月に計20回「学校のおしごとなんでも相談会」を実施しました。今後も学校との連携と職員課等との調整、講師の確保に努め、子どもたちへのより良い支援の在り方を、総合的に検討していきます。	B	
	157	学習支援事業	教育指導課			支援を必要とする児童生徒に対し、授業中や放課後及び長期休業中に個別指導による学習支援を行います。不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を目的に、多様な学びの場の一つとして別室指導などの学習支援を行います。	学校において「学習支援員」による授業中や放課後及び長期休業中の学習支援の実施と、学習支援体制の充実を図ります。	支援を必要とする児童生徒に対し、授業中や放課後、長期休業中の個別指導を展開しました。実績として、令和7年度から宿泊行事学習支援員を各校で整備したほか、不登校児童生徒の社会的自立に向け、多様な学びの場として別室指導などの学習支援環境を整えました。 不登校児童生徒の背景の多様化に伴い、一人ひとりに応じた指導カリキュラムの構築や、長期休業中の支援体制の維持が課題です。また、社会的自立を促すアプローチや、現場を支える指導員・支援員の安定的かつ質的な確保も求められています。	B	
	158	学校ICT環境の更なる活用促進	教育総務課	教育指導課		GIGA スクール構想に基づき整備した1人1台端末をはじめとする学校ICT 環境について、個別最適な学びと協働的な学びの充実に資するために、更なる活用を促進します。	教職員が学校ICT 環境を効果的に活用するスキルを身につけるための研修を実施し、教育の質の向上を図ります。また、デジタル教科書等オンライン教材の活用による主体的・対話的で深い学びの実現を促進するとともに、協働学習支援ツール等の活用による児童生徒同士や教職員と児童生徒とのコミュニケーションを促進し、個別最適の学びと協働的な学びの充実を図ります。	GIGAスクール構想に基づき整備した1人1台端末のうち、中学校及び白浜養護学校の端末を更新しました。また、藤沢市立学校全校で1教室につき1台のアクセスポイントを設置し、ネットワークの安定を図り、学校ICT環境の整備を推進した。中学校について、デジタルドリル導入に向けて検討を重ね、全校導入するデジタルドリルを選定しました。 ICTを活用した学習を推進するために、学習ソフトの研修や機器操作等の研修、管理職及び各校の情報担当者向けのICT推進研修を実施しました。これにより、ICTを活用した学習のより一層の充実が図られ、児童生徒にとって分かりやすい授業の実現につながりました。今後も教員のICT活用能力に差が生じないよう研修等を実施するとともに、令和8年度から2年間かけて小学校における1人1台端末の更新を、また、計画的かつ円滑な学校ICT基盤の更新に努めてまいります。	A	

●基本目標4 「学童期・思春期の支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱1 学校がプラットフォームの役割を担った地域社会との協働	159	子どもの体力向上対策事業	教育指導課			小学5年生と中学2年生を対象に「体力・運動能力テスト」を実施し、その結果を基に、子どもの体力を分析し、体力向上のための方策を検討します。	測定方法については、国や県の動向を踏まえて検討し、全種目について、市立小・中・特別支援学校を対象に、継続して体力・運動能力テストを実施します。	「体力・運動能力テスト」については、小学校5年生と中学2年生を対象に実施しました。令和7年度は、スクリーンタイム及び「体育の授業への興味関心」と「体育の授業への参加姿勢」を分析の視点とし、分析結果を市立学校に周知しました。今後も「豊かなスポーツライフの実現」に向けた授業づくりを各学校が進められるよう体力向上に関する取組等の周知に努めます。	B	
	160	部活動関係事業	教育指導課			「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、各中学校における部活動の適切な実施を推進するとともに、社会情勢に鑑みた部活動の在り方について検討や見直しをします。「部活動アンケート結果」等を基に、本市の課題、ニーズ等を整理し、本市の部活動地域展開・地域連携のロードマップを作成します。本市の現状に即した、部活動地域展開に向けた研究及び検討を行います。	各校の部活動が適切に実施されるための支援を行い、生徒一人ひとりの個性の伸長や健全な心身の育成、責任感や連帯感の涵養等を図ります。本市の中学生が多様なスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、学校部活動の地域への展開を段階的に進めます。	令和7年4月に「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」を改訂し、同年9月より施行しました。また、部活動地域展開を見据えたモデル実証を2ケース実施し、成果と課題について検証しました。部活動地域連携として、部活動指導員、外部指導者を各校に配置しました。令和7年12月に国から示された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、休日の部活動は令和13年度までに原則地域展開することが謳われており、子どもたちのスポーツ・文化活動が学校部活動から地域の活動へと展開していくため、庁内が協働する体制を整備するとともに、国のガイドラインに沿って着実に取組を進めていきます。	B	
	161	学校・家庭・地域連携推進事業	教育総務課	市民自治推進課	生涯学習総務課	これからの社会の創り手となる子どもたちの「生きる力」を育むため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進し、学校や子どもたちが抱える様々な課題について、地域学校協働活動を企画・実施することで、各校の学校教育目標や学校が目指す姿を実現します。	コミュニティ・スクールにおいては、全校の設置とともに、地域側の体制となる地域学校協働本部の設置等に向けて、関係各課・学校・地域と協議・検討を進めます。学校・家庭・地域連携推進会議会長会を年4回開催し、各地域が抱える課題や特徴的な取組について情報交換を行い、効果的な三者連携の推進を図ります。	各地域協力者会議において、地域の特性に応じた取組が実施されました。また、会長会を年4回開催し、各地域が抱える課題や特徴的な取組について情報交換を行いました。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的推進を図るため、当該内容について情報共有や意見交換等を行いました。学校運営協議会設置校の拡大については、令和7年度は新たに8校追加設置され、各協議会において課題等について熟議が行われました。熟議を経て企画された事業については、補助金を活用し、充実した地域学校協働活動が行われました。また、各種媒体を活用した制度周知を行いました。今後も引き続き、学校・家庭・地域の連携を推進するため、会長会を開催し、情報交換の場を設けます。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、地域学校協働本部の設置を目指し、地域ごとに協議を行います。	B	
	162	開かれた学校づくり	教育指導課			おはようボランティア、学校支援ボランティア等の活用推進を図ります。児童生徒や保護者、地域の方のアンケート結果や意見を踏まえた学校評価の充実を図ります。	学校・家庭・地域が連携、協働し、学校を取り巻く地域の実態に応じた、特色ある学校づくりを推進します。	・おはようボランティアは474人の参加を得ることができました。 ・スクールライフサポーターについては、小・中学校合わせて24校に対し、30人の参加を得ることができました。 ・学生学校支援ボランティアは、小・中学校20校に82人が派遣されました。 ・今後も、学校の要望に応じたボランティア等を派遣できるよう、引き続き計画していきます。	B	
	163	学びを育むための指導の充実	教育指導課			学習指導要領を踏まえ、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を培い、主体的に学習に取り組む態度を育成するために、各学校が校内研究等を通して、学校・家庭・地域の実態を踏まえながら、指導方法の工夫改善と支援・指導の充実を図ります。	「学習指導要領」や「学校教育ふじさわビジョン」の理念に沿った学校教育目標の具現化に向けて、指導主事による学校訪問や研修等により、各教科等における指導方法の工夫改善と支援・指導の充実を図ります。	計画訪問や研究発表推進校への訪問では、各学校の教育目標等に沿った学習指導要領に基づく教育課程の実施に向け、各校のニーズや課題に応じた研修・指導・助言を行いました。今後も「学校教育ふじさわビジョン」を踏まえた特色ある教育活動を展開し、各校の取組が「主体的・対話的で深い学び」の実現につながるよう、継続的な学校支援に努めます。	B	

●基本目標4 「学童期・思春期の支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱1 学校がプラットフォームの役割を担った地域社会との協働	164	教職員の研究・研修の充実	教育指導課			教職員のキャリアステージに応じた研修を実施します。各教科・領域等の研究部会において実践的研究を行い、その研究成果を報告書、報告会、研修講座、授業研究セミナー等を通して広く学校現場へ提案します。教育に関する専門的な知識や実践力を習得するための希望による研修を実施します。学校の要請に応じて授業力向上研修講座を実施したり、校内研修や校内研究の支援を行ったりします。	経験年数や職務・職責に応じ、各課と連携しながら各事業のさらなる充実を図ります。各教科・領域等の研究部会において、今後も継続的かつ実践的な研究を行い、教職員に対し広く発信していきます。教職員の教育に対する情熱・教職の専門家としての確かな力量・総合的な人間力等を高めるために、経験年数や職務・職責に応じ、各課と連携しながら各事業の更なる充実を図ります。学校の課題やニーズを捉え、授業力向上及び教育に関する様々な課題に対応できる研修の充実を図ります。	教職員を対象とした研修として「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」に則り、キャリアステージに合わせて内容を工夫し実施しました。研究部会では、各部会の研究テーマに迫るため、講師からの助言を参考に、研究員自ら主体的に研究に取り組めるよう支援に努めました。また、研究の成果を授業研究セミナー、研究報告会等で発信しました。今後も、各学校の取組や研修・研究に対して、教職員の専門的な知識の習得や授業力向上を目指し支援に努めます。	B	
	再掲 152	教育連携の推進	教育指導課	保育課		幼稚園及び保育所と小・特別支援学校や小学校と中・特別支援学校の教育の充実及び連携の推進を図るため、幼保小中特連携担当者会等において、協議・研修・交流を行います。	架け橋期の教育の充実及び円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校の連携を推進します。	「幼保小中特連携担当者会」を開催し、幼保小の架け橋期の教育やスタートカリキュラムについて周知するとともに、幼児教育と小・特別支援学校や小学校と中・特別支援学校の教育の充実及び連携の推進を図るため、学区を中心としたグループ協議を行いました。今後は、交流活動だけにとどまらず、カリキュラムベースの連携をしていけるようグループ協議の工夫等を踏まえた支援をするとともに、引き続き連携の好事例を発信し、子どもの学びが円滑に接続するよう情報提供に努めます。	B	
	165	人権・環境・平和教育の推進	教育指導課			児童生徒及び教職員を対象に、人権教育・環境教育・平和教育の啓発や研修等を行います。	持続可能な社会の担い手を育む教育（ESD）を一層推進させ、各学校の人権教育・環境教育・平和教育を充実させます。	人権・環境・平和教育担当者会を年間2回開催しました。1回目は人権尊重の視点に立った学校づくりを軸に、ジェンダー平等社会、SDGsとESDの視点を踏まえた情報発信等を行いました。2回目は人権に関する講演会を実施するとともに安心して過ごせる学級づくりをテーマに情報交換を行いました。今後も、人権教育・環境教育・平和教育推進のための研修内容及び情報提供の内容及方法について検討していきます。	B	
	166	学校整備事業	学校施設課			藤沢市立学校施設再整備実施計画に基づき、学校施設の安全対策・維持保全、環境整備等各種整備工事並びに施設の改築や大規模改修等の事業を実施します。	計画に基づき、各種整備工事等を実施することで教育環境の向上を図ります。	トイレの改修や校舎棟の外壁改修等、学校施設の安全対策及び維持保全に係る各種整備工事を実施しました。令和9年度までに全小・中学校の屋内運動場に空調設備が設置完了するよう進めます。	A	

●基本目標4 「学童期・思春期の支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱1 学校がプラットフォームの役割を担った地域社会との協働	再掲25	小・中学生の食に関する指導	学校給食課			市立小中学校・特別支援学校の栄養士及び教諭や、学校給食課の栄養士が、様々な食育活動をあああ通して食の大切さを児童生徒に伝えとともに、保護者に対して食育の重要性についての周知・啓発活動を行い、健康の保持増進に努めます。	食に関する指導や食育活動の実施、給食だより等の発行を市立小中学校・特別支援学校（55校）に行い、内容の充実を図ります。	小学校・特別支援学校において、食の啓発「大切です！食生活」を二次元コードにて周知し、小学校・特別支援学校では毎月「給食だより」を、中学校19校では栄養教諭が作成した「食育だより」を年4回発行し、家庭における食育推進を促しました。また、小学校・中学校・特別支援学校全校において「食に関する指導の全体計画」を作成し、学校給食及び学校給食を活用した、食に関する指導を、学年に応じた実施に努め、教科と関連した食育も実施しました。小学校では食育授業の指導案をまとめた「食に関する学習指導案集」を参考にし、各学校で指導案の検討、食育授業の実践を進めました。中学校では朝食アンケートの結果をもとに食育講話を実施しました。小学校では各校で試食会を開催し、保護者への食育を進め、家庭との連携を図りました。「きゅうしょくフェア」では小学校・中学校の給食についての掲示資料を展示、中学校給食の試食会を通して、市民への食育の理解を促しました。	B	
	167	生徒指導提要に基づく、子どもの支援・指導の推進	教育総務課	教育指導課		教職員が生徒指導提要の理解を深め、子どもたちの健全な成長や自立を促すための支援・指導に生かすことができるよう、担当者会や研修会等を実施します。	児童生徒指導担当者会、いじめ防止担当者会、校内支援担当者会等で、支援・指導の充実を図れるよう、情報提供に努めます。	児童支援担当教諭協議会兼生徒指導担当者会、いじめ防止担当者会、支援・指導担当者会を実施しました。担当者会では、支援と指導を両輪として捉えられるよう情報発信を行うとともに、学校のニーズに応じた協議や講義を行い、各学校の支援・指導体制の充実に努めました。今後も、組織的な校内支援・指導体制の充実を推進していきます。	B	
柱2 多様なニーズへの対応や社会的	再掲81	学校教育相談センターにおける相談体制の充実	教育指導課			児童生徒の学校生活の適応を図るため、市立学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、学校教育相談センターでの教育相談・就学相談を行います。	学校及び関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ります。 児童生徒や保護者の個々のニーズに対する適切な支援・援助を行います。	学校教育相談センターでの来所相談や、市スクールカウンセラーによる学校での相談において、学校生活や児童生徒の抱える困難さについて、丁寧に聞き取り、相談対応を行いました。 また、スクールソーシャルワーカーの派遣要請が増え、ケースに応じて複数対応することで、より迅速で細やかな対応ができました。 次年度の就学予定児童に対し、個々のニーズに応じた、切れ目のない支援が行えるよう、児童の様子を丁寧に見取り、就学相談を行いました。 今後も様々な相談ニーズに応えられるよう、専門性の向上を図るとともに、相談支援体制の充実に向けていきます。	B	

●基本目標4 「学童期・思春期の支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱2 多様なニーズへの対応や社会的自立に向けた教育の推進	再掲82	学校における相談の充実	教育指導課			市立学校において、児童生徒や保護者に対し、全教職員が様々な機会を捉えて相談支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、課題を抱えた児童生徒に対する適切な対応を図ります。	全教職員がカウンセリングマインドをもち、児童生徒のサインを受けとめ、適切な支援を行うために、教育相談体制の充実を図ります。	全教職員が様々な機会や場面で児童生徒のサインを捉え、適切な支援が行えるよう、校内支援担当者をはじめ、各学校に配置したスクールカウンセラー等と、対象となる児童生徒に関する困難さの解消に向けて検討を行いました。 また、本人の力だけでは解決できない悩みや困り事を、スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携・協力することで、解決に向けての道筋を立てることができました。 今後も、全教職員がカウンセリングマインドをもち、児童生徒に寄り添った対応をしていく必要があります。	B	
	再掲4	相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組	教育指導課	学務保健課		外国籍の子どもたちの就学には、家庭への適切な支援の取組が必要であり、関係各課が連携して支援を行うことで就学しやすい環境を整えます。また、法的には就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対しても就学案内を行い、就学保障に取り組めます。	関係各課、関係機関との連携により、外国籍児童生徒の就学状況の把握に努め、また、就学案内を行うとともに、新入学の学齢の子どもたちの保護者には多言語による就学案内を行い、就学機会の提供を進めます。	・子どもたちの日本語の習熟度の状況から、日本語指導教室や国際教室の案内をしました。また、人権男女共同平和国際課が発行している「藤沢市日本語教室MAP」を渡し、日本語指導の支援につなげました。 ・アセスメントの際、保護者にも来校してもらい、必要に応じて就学に関する相談等を行いました。 ・住民登録窓口で住民登録の手続きをする際に、学齢期の外国籍の子どもがいる場合は、就学の希望を確認し、希望する方に本課でも就学手続きを案内しました。 ・小・中学校へ入学する学齢の外国籍児童、生徒の保護者あてに6か国語で就学案内を作成し、就学申請書類とともに案内しました。 ・今後も引き続き丁寧な対応を行っていくとともに、小学校への就学の対応には教育指導課で所有しているリーフレット等を活用・配付し案内していきます。	B	
	再掲83	就学相談の実施	教育指導課			特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関わる就学相談を実施します。	就学にあたり、子どもの実態や保護者のニーズに応じたきめ細かな対応に努めます。	相談件数388件の教育上特別な配慮を必要とする児童生徒の実態、及び保護者のニーズを的確に把握し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな就学相談に努めました。就学支援委員会を10回開催しました。 令和8年度も就学支援委員会を10回開催し、児童生徒の様子を把握した上で、審議を行う予定です。	B	
	再掲84	教職員研修の充実	教育指導課			学校教育の充実に向けて、各種研修の充実を図ります。	いじめ防止、支援教育、子ども理解等の課題解決に向けた研修を充実させます。	教職員を対象とした研修としては「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」に則り、キャリアステージに合わせて工夫し、受講者のニーズを取り入れて実施しました。 令和7年度は、「どの子も安心していられる学校づくり」をテーマに教育文化講演会を開催し、参加した教職員及び市民は197名でした。今後も、研修内容について、本市の課題やニーズを捉えて実施するとともに、近隣市及び庁内各課と連携し、効果的な研修の実施に努めます	B	
	168	学校生活を支えるための校内支援体制の推進	教育指導課			児童生徒に対する支援・指導を、学校全体の課題と捉えて、組織的な支援・指導を行うため、児童支援担当教諭、生徒指導担当教諭、生徒支援担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職等による校内支援委員会の充実を図ります。	児童生徒の諸課題について、必要に応じて関係機関と連携を図り、すべての児童生徒に対し、適切な支援・指導に努めます。	児童支援担当教諭協議会兼生徒指導担当者会において、関係機関との情報共有を行い、連携を図りました。また、校内支援担当者とも合同の支援・指導担当者会を3回実施しました。校内の支援及び指導体制の充実を図ることができ、学校が生徒指導上の諸課題に対しての未然防止・早期発見・早期対応に努められるようにしました。 引き続き、児童生徒の抱える課題解決に向け、組織的な校内支援・指導体制の充実を推進していきます。	B	

●基本目標4 「学童期・思春期の支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱2 多様なニーズへの対応や社会的自立に向けた教育の推進	再掲106	特別支援教育の推進	教育指導課			特別支援教育に携わる人材の育成を図るため、それぞれの支援の場の特徴や課題に応じて、研修の内容の充実に努めます。 児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ります。 医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の保持及び安全な環境整備を図ります。	特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員を対象に、基礎的、基本的な知識や技能を習得し、指導力の向上を図るため、研修を行います。 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し介助員を、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し学校看護師を派遣します。 特別支援学級の市立小・中学校全校設置を目指し、順次取り組みます。	・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員等に対して、専門性を深めるための研修を行い、特別支援教育の充実に努めました。今後も、参加者の実態とニーズに応じた研修内容を検討します。 ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、介助員、学校看護師を派遣しました。 ・令和8年度の中学校特別支援学級全校設置に向けて、明治中学校、六会中学校、藤ヶ岡中学校における準備を行いました。引き続き、小学校の特別支援学級全校設置を計画的に行っていきます。	B	
	再掲3	日本語を母語としない児童生徒の支援事業	教育指導課			日本語指導の必要な児童生徒に日本語指導員を派遣し、日本語の学習及び学校生活への適応を支援します。 国際教室配置校の担当教員に対し、日本語を母語としない児童生徒の状況支援・指導に関わる情報共有や発信を行います。	日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援や研修の充実を図り、早期に日本語を習得できるような初期指導の在り方について研究します。 日本語アセスメントを通して、日本語を母語としない児童生徒や保護者の支援につながる情報を学校と共有し、児童生徒への支援に努めます。	・日本語指導員を小・中学校合わせて43校に派遣しました。そのほか、適宜通訳や翻訳を行いました。 ・国際教室配置校から「国際だより」を発行し、支援・指導にかかわる情報共有を行いました。 ・日本語指導コーディネーターによるアセスメントを実施し、習熟度に応じた日本語指導配当時間を決定しました。また、日本語ができない児童生徒に対しては、巡回による初期集中指導を実施し早期の日本語習得を目指して指導・支援を行いました。 ・ベトナム語やタミル語などの「指導員が対応できない言語」への対応が課題のため、翻訳ツールや生成AIを用いて、対応していく予定です。各小学校、中学校へ「sentio（ボケトークforスクール）」や「Gemini」を使用した通訳・翻訳を紹介していきます。	B	
	169	不登校児童生徒対策支援事業	教育指導課			不登校児童生徒の学校生活や社会生活への適応を図るための魅力ある学校づくりに向けた支援を行います。	個々の不登校児童生徒の状況を的確に把握し、必要な支援の充実を図ります。 情報交換会を開催し、フリースクールなどの民間施設等関係機関との連携を推進します。 相談支援教室において、個々のニーズに対する適切な支援方法の検討や環境についての整備を行います。	・長期欠席児童生徒報告書による実態把握 毎月各校から長期欠席児童生徒に関する報告を受け、欠席児童生徒の状況を把握し、必要な支援の充実に努めました。 ・フリースクール等情報交換会 7月に市教育委員会とフリースクール等関係機関との連携を深めることを目的とした会を実施。12月は学校教職員も参加し、学校との連携強化を図りました。今後、教職員のさらなる参加を推進していきます。 ・相談支援教室 小学生プログラムと中学生プログラムの充実を図りました。教育支援センターのセンター的機能としての役割や各校とのさらなる連携を進めていきます。	B	
	170	教育課程推進事業	教育指導課			学習指導要領に則り、各学校において、学校や地域の実態を踏まえた創意工夫ある教育課程実施のため、特色ある教育課程を編成できるような支援を行います。	指導主事の学校訪問や研修等により、各教科等における指導方法の工夫改善と指導の充実を図り、児童生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な教育課程の充実に努めます。	指導主事による助言や研修を通じて、指導方法の工夫・改善に継続的に取り組みました。 教育活動全体の中で、児童生徒が生き方を模索し、主体的な進路選択ができるよう、組織的かつ計画的な教育課程の充実に向けて学校支援に努めます。	B	

●基本目標4 「学童期・思春期の支援の充実」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況
柱2 多様なニーズへの対応や社会的自立に向けた教育の推進	再掲16	技能振興関係事業	産業労働課			技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能者が小・中学校等を訪問し、技能の講演・実演・体験教室を実施します。	市内の技能者による講演・実演を通じ、日々の生活に不可欠なものづくりなどを行う技能職に対する理解を深めます。	11技能職団体(造園組合・菓子組合・左官業組合・湘南建設組合・洋裁組合・畳組合・電気工事工業組合・神奈川土建一般労組・県クリーニング生活衛生同業組合・県生花小売商協同組合・湘南内装表具師会)が小学校3校、中学校6校に訪問し、技能の披露や体験教室を実施しました。今後も技能者に対する理解を深める事業の実施を検討します。	B
	再掲17	農業・漁業の体験	農業水産課			収穫体験講座、食育講座、漁業体験イベントの開催や漁港見学の受入れを実施します。また、給食用農水産物等を供給する生産者等と園児・児童・生徒との交流を推進します。	地産地消を推進する上で、消費者と生産者が「顔が見える」関係を構築することは相互理解につながるため、農産物の収穫体験や漁業体験などの各種イベントや講座を開催し、生産者と消費者の交流促進に努めます。給食用農水産物等を供給する生産者等に対する感謝の心を育むよう努めます。関係機関と連携し、未来を担う若い世代に藤沢産農水産物等の魅力を知ってもらう取組や地産地消への理解が深まる取組を推進します。また、学生等が実施する地産地消の取組に対して支援します。	藤沢産農産物や地産地消について学ぶ収穫体験講座（8講座全9回、参加者数合計199人）のほか、畑づくりから収穫までを学べる大豆の食育講座（1講座全7回、参加者数26人）を実施しました。水産業では市内在住の小学生と保護者を対象として地引網漁業体験学習イベント（参加者数118人）や漁業体験イベント（参加者数125人）を実施したほか、小学校の社会科見学の一環として片瀬漁港の施設見学を実施し、21校1,971人を受け入れました。また、小学校主催の地産地消マルシェへの側面支援や、生産者と園児の交流事業として保育園2園でバケツを使った稲作体験を実施しました。今後も参加者の多様なニーズを踏まえて事業を実施することで、農業・漁業への学びや生産者との交流の機会の充実を図ります。	B
柱3 学童期・思春期における心身の健康の充実	171	学校保健の推進	教育指導課	学務保健課		児童生徒等の健康の保持増進を図り、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行います。自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなどの学校における保健管理と保健教育を行います。	学校保健計画において、各学校が実情に合わせた保健管理及び保健教育の立案、運営が適切に実施できるようにします。	各学校において学校保健計画を立案し計画に基づき、各種健康診断の実施や保健教育の実践を行いました。各種健康診断の結果について通知するとともに、必要な児童生徒に対し受診案内をするなど心身の健康の保持増進を図る取組を行いました。また、保健教育として授業での保健学習の取組や個別の保健指導等を実践するとともに、藤沢市学校保健大会を開催し、全小・中学校の教職員及び保護者等の参加のもと、研究発表や講演会を実施しました。引き続き取組を継続してまいります。	B
	172	学習指導要領に基づく性に関する指導	教育指導課			心身の発育・発達についてなど、児童・生徒が健康や性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるよう発達段階に応じた指導を支援します。	体育科、保健体育科、特別活動をはじめとした、学校教育全体を通じて指導できるよう、教育課程及び授業の充実に努めます。	教職員が、児童生徒の発達段階に応じて日々の生活の中で性教育を実践していくことができることを目的とし、藤沢市医師会に講師を依頼し「包括的性教育」をテーマとした研修を実施しました。今後も、学校教育全体を通して、各学校の実情に合わせ工夫して指導することができるよう支援に努めます。	B
	173	多様な性に対する理解の促進	人権男女共同平和国際課			性自認や性的指向に対する正しい認識が深まるよう、市民をはじめ、企業等様々な主体に向けた啓発や支援を行います。	性自認や性的指向などを理由に悩み、生活のしづらさを感じている方々が、差別や偏見のない自分らしい生き方ができるよう、家庭、地域社会、職場等での理解と支援の促進を目指します。	セクシュアルマイノリティをはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、各種啓発事業・研修等を実施しました。また性自認や性的指向などを理由に悩み、生活のしづらさを感じている方々が、差別や偏見のない自分らしい生き方ができるよう藤沢市パートナーシップ宣言制度を運用しています。 【宣言件数】 85件（令和3年4月1日～令和8年3月31日）	B
	174	いじめ暴力防止対策事業	教育指導課			いじめや暴力の未然防止、早期発見・早期対応や相談体制の充実を図り、具体的な施策を推進するとともに、教職員、児童生徒、保護者等に対して、いじめ防止の意識啓発を図ります。	各事業が児童生徒にとってより実効性のあるものになるよう見直しを行い、いじめや暴力の防止対策の具体的な施策を実施します。 「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、いじめ防止対策を推進します。 いじめ防止啓発リーフレット等の配布及び改訂等を検討します。	・いじめ防止担当者会やいじめ防止SCによる研修等を実施し、教職員のいじめに対する理解を深めるとともに、いじめ防止対策に組織で取り組めるようにしました。 ・いじめ防止教室の実施、学校生活アンケートの実施、いじめ相談ホットライン等の運営、いじめ防止啓発リーフレットの配付等を通して、児童生徒のいじめに対する理解を深めるとともに、相談窓口等を周知することで、早期発見・早期対応に努めました。 ・今後は、いじめ防止啓発リーフレットの内容等について検討していきます。	B

●基本目標4 「学童期・思春期の支援の充実」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況
柱3 学童期・思春期における心身の健康	175	いじめ防止啓発関連事業	人権男女共同平和国際課			「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、教育委員会と連携して、いじめ防止の意識啓発を図ります。	「藤沢市子どもをいじめから守る条例」・「ピンクシャッター」の周知等によるいじめ防止啓発活動に取り組みます。	いじめ反対運動である「ピンクシャッター」の浸透を図るため、横断幕及び周知ポスターの掲出を行うとともに、いじめ相談窓口案内カードを作成し、市内私立小・中学生に配布しました。また、「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を周知するためのリーフレットを作成し、公共施設及び学校等を通じて配布することにより、人権意識の普及・啓発を図りました。引き続き、いじめ防止啓発活動に取り組みます。	B
	176	体罰・不適切指導の防止に関する取組	教育指導課			体罰・不適切指導の防止を図り、具体的な施策を推進するとともに、教職員に対して、体罰・不適切指導に対する意識啓発を図ります。	体罰調査を実施し、実態把握を行うとともに、研修や担当者会等あらゆる機会を通じ、人権感覚を磨く取組を推進していきます。	教職員、児童生徒・保護者を対象に体罰等調査を実施し、実態把握を行いました。研修や担当者会で、子どもの人権について考える場面を設定し、人権意識の向上を図りました。引き続き、実態把握を行うとともに、研修や担当者会等、あらゆる機会を通じ、教職員の人権感覚を磨く実践的な取組を推進していきます。	B
柱4 子ども・若者の居場所の充実	177	居場所づくりに関する計画の策定及び推進	青少年課			「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」の見直しを行う中で、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」等を踏まえ、子ども・若者を対象とした居場所づくりに関する計画の策定を行うとともに、その推進を図っていきます。	国の「こどもの居場所づくりに関する指針」や「児童館ガイドライン」「放課後児童クラブ運営指針」の見直し等に関する考え方を意識し、幅広く取組を進めていくための考え方をまとめ、多様な主体との連携による居場所づくりの推進を図ります。	地域で活動する居場所の運営者へのヒアリングや子どもを対象としたワークショップを通じて、居場所及び居場所づくりの現状や課題を把握し、国の方向性等を踏まえて「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」を見直し、幅広く取組を進めていくための考え方をまとめた「第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」を策定しました。今後については、計画の目指す方向に向けて、新規事業を軸に、取組を進めます。	A
	178	少年の森に関する取組	青少年課			少年の森は、藤沢市の北部に位置する青少年野外活動施設です。自然豊かで緑あふれる施設内には、アスレチックコースや木製遊具、キャンプ場、宿泊研修施設などが設置され、多くの青少年団体や青少年育成団体、学校、市民に利用されています。現在は指定管理者制度により運営をしており、「公益財団法人藤沢市みらい創造財団」を指定管理者としています。指定管理者が主催するイベントには、田んぼの中で泥遊びをする「どろんこまつり」や「稲作体験」「キャンプファイヤー」「プレーパーク」など小学生を中心に自然を体験できるイベントが開催されています。	現在少年の森は再整備を進めており、再整備で目指す方向性を、「今の魅力（自然環境、子どもたちが思い切り遊べる場所）を大切に、周辺住民やファミリー等も気軽に立ち寄れる、利用できる施設に。」と定めています。また、少年の森でコト・モノ・ヒトと出会い、体験することで、自分だけの「エウレカ」体験を見つけられる施設にすることを再整備コンセプトとして掲げています。※エウレカは古代ギリシャの学者アルキメデスが発した感嘆詞で、浴槽に入ると水位が変化し、上昇した分の体積が水中に入った体の体積部分と等しいことを発見した際に、「エウレカ！エウレカ！」と叫び、発見の共有をしようとしたことから、何かを発見したことを喜ぶときに使われます。	少年の森の再整備に当たり、これまで策定してきた基本方針及び基本構想等を踏まえ「少年の森再整備事業に係る基本計画」を策定しました。基本計画においては、再整備コンセプトである「エウレカの森」を施設全体のゾーニング等に反映させるための考え方を整理し、市民に対しても分かりやすくなるよう、イメージ図として示しました。今後については、本計画で定めたスケジュールを基に、令和8年度については、具体的な施設の設計及び運営維持管理計画等を策定する予定です。	A
	179	放課後児童健全育成事業	青少年課			放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。	運営事業者や庁内の関係機関と連携を図りながら、放課後児童クラブの整備・運営を行います。待機児童の解消のみならず、条例に定められた基準を満たさない定員設定となっている放課後児童クラブの定員の適正化も図ります。他の放課後の居場所事業との連携を図りながら放課後児童クラブの整備・運営を進めます。	藤沢市子ども・若者共育計画に基づき、放課後児童クラブの整備を進めることができました。今後も、藤沢市子ども・若者共育計画に基づく整備を進めるに当たり、その詳細を定めた第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画を策定したため、これに沿って、小学校区ごとの待機児童数・児童推計等を勘案し、年度ごとに整備優先校区を決定し、効果的な整備を進めるとともに、運営事業者と連携し適切な支援が行き届く環境を整えてまいります。	B

●基本目標4 「学童期・思春期の支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱4 子ども・若者の居場所の充実	180	放課後子ども教室推進事業	青少年課			放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	放課後の子どもの居場所がない小学校区を優先的に、教育委員会などの関係機関と連携を図りながら、放課後子ども教室整備の考え方（本冊子巻末資料に掲載）にあわせて、放課後子ども教室の拡充を行います。	既存の放課後子ども教室において、学校や地域ボランティアの見守る人と調整し、実施日を増やすことで利用人数の増加に繋げることができました。また、市内実施校の拡充に向けて令和7年11月から新たに2校で試行実施を行い、いずれの放課後子ども教室においても適切な運営ができました。 ○亀井野小学校 開室日数：172日 延べ利用児童数：6,668人 ○小糸小学校 開室日数：189日 延べ利用児童数：1,909人 ○富士見台小学校 開室日数：55日 延べ利用児童数：1,469人 ○御所見小学校 開室日数：75日 延べ利用児童数：2,987人 ○善行小学校 開室日数：118日 延べ利用児童数：2,973人 ○新林小学校 開室日数：49日 延べ利用児童数：2,036人 ○天神小学校 開室日数：97日 延べ利用児童数：1,440人 ○鵜南小学校 開室日数：12日 延べ利用人数：203人 ○長後小学校 開室日数：12日 延べ利用人数：273人 設置校の拡大において、実施場所や担い手の確保が大きな課題として挙げられます。したがって、拡大にあたっては、学校や地域の方々の意見を取り入れ、保護者及び児童・見守る人（地域ボランティア）が安心して活動できるよう検討を重ね、適切な運営に繋げていきます。	A	
	再掲7	市民センターでの子どもの居場所・体験事業の充実	生涯学習総務課			市民センターで行う生涯学習事業において、子どもを対象に様々な体験や交流ができる事業や開放事業を実施し、子どもの学習機会の充実や、居場所づくりを進めます。	市民センターにおいて事業を実施することにより、子どもの体験や交流の機会を設けるとともに、市民センターでの学習機会の充実を図っていきます。	・学習室開放事業：10市民センターで実施、延べ参加人数1,784人 ・卓球・バドミントン開放事業：6市民センターで実施、延べ参加人数2,023人 ・小・中学生対象事業：13市民センターで157事業を実施、延べ参加人数6,642人 開放事業については、「ローリングバレー」や「サウンドテーブルテニス」などのバラスポーツ種目、小・中学生対象事業では全市民センターにおいて様々な体験や交流を目的とする事業を実施しました。 引き続き、市民センターにおける子どもの学習機会の充実に努めます。	A	
	再掲11	多様なスポーツ体験	スポーツ推進課			子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等の活用をはじめ、多様なスポーツに触れる機会を提供することで、スポーツ活動の充実を図り、心身の健全育成を図ります。	子どもに親しみのある小・中学校の校庭、体育館等を活用し、スポーツを行う環境整備を図るとともに、地域資源を活用したスポーツ体験の機会拡大を図ります。スポーツイベントの開催や情報発信を行い、子どもが気軽にスポーツを体験できる機会を拡大します。	小学校（35校）及び中学校（19校）の体育施設の開放を実施しました。 また、各学校ごとに行われる学校施設市民利用運営協議会の会議に出席し、利用者・学校長等の意見聴取を実施しました。 利用者側と運営側の利用手続きにかかる負担を減らすことが課題です。 ●令和7年度利用実績（延べ） 校 庭：200,865人 体育館：112,062人	B	

●基本目標4 「学童期・思春期の支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱4 子ども・若者の居場所の充実	再掲18	地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実	青少年課			青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL 広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。 また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	青少年の居場所として、適切な管理運営を行うとともに、様々なニーズや社会情勢を捉え、施設の整備や運営について実施検討を進めていきます。	【青少年会館】 地域交流イベントを地域住民、青少年団体、青少年会館利用サークル、関係団体と連携して実施するなど自主事業の充実も図り、利用者の満足度を高めることができました。リピーター増にも繋がり、利用者数は昨年比約121%となりました。 【少年の森】 「親子ヨガ」や「持ち込み家族テント泊」などを展開し集客アップに努めました。また、不登校児童・生徒が増加している社会情勢に鑑み、少年の森が社会と繋がる居場所のひとつとなるよう、フリースクール等への支援を関係機関と連携し、実施していきます。 【地域子どもの家・児童館】 地域子どもの家や児童館を活用して、親子が自由に集える「子育てふれあいコーナー（きらきらぼし）（あいあい）」（親子すこやか課主催）を開催することで、地域子どもの家の見守る人や児童館職員が保護者の子育て相談をつなぐことができるよう取組を進めました。 また各児童館で実施している「おまつり」は有志の小学生ボランティアが実行委員会を結成し、各児童館の指導員や運営委員が見守る中、おまつりの内容を企画検討し、実施しました。	B	
	181	子どもの居場所づくりに向けた取組	子ども総務課	青少年課		子ども・若者が自己肯定感をもって生活するためには、ありのままの自分を受け入れてもらえる居場所が必要となることから、様々な主体と連携した居場所づくりの取組を推進し、周知していきます。また、居場所の運営を行う多様な主体の情報交換を支援するとともに、子どもの安心・安全な居場所の確保を進めます。最後に、子どもの居場所づくり推進計画に基づき、だれひとり取り残さない、安全安心な居場所の確保を進めます。	これまで、子どもの居場所づくりに向けた取組については、居場所づくりの重要性についての周知啓発事業等を実施しており、引き続き多様な主体と連携して取組を進めていく必要があります。また、居場所の確保にあたっては、子どもの意見を聞きながら、安全、安心を最優先として、公共施設のみならず民間施設を含めて、確保できるよう取組を進めていきます。	令和7年度は、市内で子どもの居場所を運営している市民団体との協働事業として「子どもの居場所スタートアップサポート事業」を継続実施しました。 市民団体との協働により、「子どもの居場所運営のノウハウ」や、「子どもの居場所の重要性」をこれから子どもの居場所を始めたい方に対して、共有することができました。令和7年度の事業参加者計20名（全2期）のうち、居場所の運営事業に携わっている計15名（うち9名は居場所開設準備中）の活動状況をフォローアップすることで、事業の成果を持続可能なものとする取組を続けています。さらに、立ち上げた居場所の継続、周知のための「ふじさわ子どもの居場所ネットワーク」が主催する、居場所を運営する方たちの交流の機会や学びの場を企画することで、支えあえるネットワークを構築し、支援できる地域づくりの機運醸成を図ることができています。 令和8年度以降も、協働体制等、継続的な事業実施に向けた協議を市民団体と行いながら、事業を継続していきます。（子ども総務課） 子どもの居場所づくりに関して、理想の子どもの居場所を検討してもらうとともに、子どもが考える理想の居場所と大人の考えの隔たりを探るため、ゲーム形式でワークショップを実施し、聴取した意見を「第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に反映しました。今後については、計画に基づき、子どもの居場所に関する周知啓発等を進めていきます。（青少年課）	A	
	182	地域の縁側等地域づくり活動の推進	地域福祉推進課			藤沢市社会福祉協議会との協働により、支え合いの地域づくりをさらに推進するために、地域の縁側事業や安全・安心ステーション事業、地区ボランティアセンター事業を実施する住民主体の活動団体等に対し、運営面としての補助金交付や相談支援などを行います。	地域の中に身近にあり、誰もが立ち寄れる場所、顔と顔の見える関係の中から、ささいな困りごとなど発信することが難しい子どもや世帯に対し、必要な相談支援機関につなげる役割を担います。	新規縁側を2か所開設し、年間利用者は69,199人で昨年度より増加しました。一方、担い手確保が課題となっており、事業実施事業者との協議を踏まえて要綱改正を行う予定です。	B	
	183	愛の輪福祉基金の活用（居場所づくり・担い手支援）	福祉総務課			福祉活動の育成強化及び活動の充実を図るため、社会福祉に関するボランティア活動を行う団体や、障がい者の自立と社会参加を促す活動を行う団体等へ、藤沢市愛の輪福祉基金を活用した補助金の交付を行います。	地域福祉の増進を図るため、事業周知を行うとともに、継続的に補助金の交付を行っていきます。	愛の輪福祉基金から137団体174事業に対し、8,497,000円の補助金を交付しました。 前年度実績128団体161事業6,948,000円から堅調に伸びており、市民が主体となった福祉活動の推進に寄与しました。今後も、活動団体の助成について普及活動を行うとともに、継続的に支援を行います。	A	

●基本目標4 「学童期・思春期の支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱4 子ども・若者の居場所の充実	184	空家利活用の推進	住まい暮らし政策課			「藤沢市空家等対策計画」に基づき、空家の発生抑制・適正管理とともに、子どもの居場所など、子育て等に関連する公共・公益的な空家の活用を含む利活用などの空家対策を行います。	空家の利活用に向けては、全国版の空家バンクの活用や、空家所有者と、子育て世帯を対象とした地域貢献事業等を目的とする利活用希望者をつなぐマッチング制度の推進を図ります。	全国版空家バンク及び空家マッチング制度、空家利活用補助金の制度周知を行いました。申請はありませんでした。今後も周知啓発は継続しつつ、制度の仕組みや必要性について検討を行っていきます。	C	
	再掲19	青少年健全育成事業	青少年課			世代間・同世代の交流や体験活動機会等を提供するため、各種青少年健全育成事業を実施し、青少年の自立と社会参加を支援します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	次代を担う青少年の自立や社会参加の機会を創出するため、市内の青少年関係団体や様々な機関と協働し、様々な体験の場を提供することで、青少年の健全育成を図ります。	ふじさわ文化体験事業、自然体験事業、国際化推進事業や小学生・中学生・高校生・大人の年代別のリーダー育成事業等、多種多様な体験活動を実施しました。青少年ボランティアステーションでは、多くの青少年からボランティアの登録があり、子ども達との活動や事業を企画する機会を提供しました。引き続き青少年の自立支援と多様な体験活動を提供します。 【事業及び参加者数】 ■ふじさわ文化体験事業 参加者35人 藤嶺学園藤沢中学校、聖園女学院中学校協力 ■自然体験事業 参加者36人 ■国際化推進事業 参加者計57人 ■小学生リーダースクール 参加者36人 青少年活動リーダーバンク協力 ■中学生リーダースクール 参加者34人 ■高校生リーダースクール 参加者34人 ■リーダースクール 参加者9人 ■青少年ボランティアステーション 登録者71人 ■ヨットスクール 参加者20人 藤沢市ヨット協会協力 ■海とあそぼう 参加者37人 藤沢海洋少年団、藤沢市科学少年団、青少年ボランティアステーション協力	A	
	再掲20	青少年団体・育成団体への活動・支援事業	青少年課			地域住民の主体的な活動に基づく青少年健全育成を目的として、青少年団体・青少年育成団体の活動の奨励と振興を図るため、その活動の支援を行います。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	青少年団体、育成団体との連携を深め、市内における青少年健全育成の充実を図ります。	団体交流事業では市内青少年団体・育成団体の指導者に対して、指導者に求められるコミュニケーションスキルの向上を図る研修会を行いました。 【事業・内容等】 ■海とあそぼう（参加者：37人） 藤沢海洋少年団・海上保安庁湘南海上保安署・青少年ボランティアステーションの協力により、シーカヤック漕艇体験や巡視船の見学などを実施しました。 ■青少年団体交流事業（参加者：38人） 市内青少年団体・育成団体に対して、交流事業を企画し、研修会を実施しました。 ■ヨットスクール（参加者：20人） 藤沢市ヨット協会の協力により、ヨット漕艇体験や海の安全教室を実施しました。 ■みらい子どもフェスタへの参加（参加者：3,277人） 5月5日に少年の森で行われる事業に、市内青少年団体・育成団体計11団体が参加し、フェスタ参加者に各団体での催しを通し、団体の活動紹介等を行いました。 ■各団体事業への後援等	A	

●基本目標4 「学童期・思春期の支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱4 子ども・若者の居場所の充実	再掲21	青少年国際化推進事業	青少年課			青少年が外国の方と交流し、様々な生活習慣や文化を知ることによって視野を広げ、互いの人権を尊重する心を養うことができるよう、各種イベント・講座を実施します。（本事業は、出資法人である公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	様々な魅力的な事業を展開して、青少年と外国の方が交流できる機会を創出し、多文化を理解する青少年を育成します。	青少年で構成する国際化推進事業実行委員会が中心となり事業を企画し、日本人青少年と外国の人々との交流を中心としたイベントを実施しました。国際交流フェスティバルについては、荒天のため中止になりましたが、インタビューなどを通して、異なる文化や価値観に触れる機会を創出しました。 ①浅草視察&インタビューチャレンジ 12月20日(土) 7人 ②NAMASTE TOGETHER（ナマステトゥゲザー）世界を知ろう！インド編パート2 3月8日(日) 51人（外国人3人）	A	
	再掲74	子どもの生活支援事業	こども家庭センター			様々な家庭環境に置かれる子どもたちに対し、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる居場所を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行います。	支援が必要な子どもを早期に発見し、子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所を提供することにより、豊かな人間性や社会性を育みます。また、来所する子どもとその家庭状況等を把握し、必要な支援につなげていきます。	【取組実績】 ・実施場所 市内2か所 ・実施日数 305日（2か所の計） ・延べ来所者数 1,563人（2か所の計） 【課題及び今後の事業計画】 支援が必要な子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供できるよう、事業者との連携を図るとともに、経済的困窮など支援が必要な子どもたちに対して、必要な支援を提供していきます。	B	
	再掲79	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	地域福祉推進課			生活保護利用世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業に向けた支援をすることで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。また、子どもへの支援を通じて明らかになる保護者や世帯の抱える課題に対する支援を行います。現在、市内4か所(北部、東部、西部、御所見)で事業展開をしており、委託をしています。	生活保護利用世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を行います。学習の場の提供を行うとともに、高等学校進学へ向けての支援、学びなおしの支援を行います。個別の学習能力に合わせた丁寧な支援を提供、また、必要に応じ、学校関係者とのケースカンファレンスへの出席、さらに高等学校進学のための説明会等への同行支援も行い、学習支援にとどまらず、養育環境を把握し、関係機関との連携による改善を図り、子どもの社会的自立の促進、貧困の連鎖の防止に取り組みます。	利用状況 北部地区44人 東部地区80人 西部地区45人 御所見地区15人 利用した中学3年生31名が合格しました。 今後も関係機関と連携していきながら、支援を必要とする子ども及び保護者への更なる周知、学習支援事業所の利用が定着していない子どもへの支援を行っていきます。	B	

●基本目標5 「青年期の支援の充実」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況
柱1 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実	185	子ども・若者自立支援事業	青少年課			子ども・若者が将来困難な状況にならないように、多様な人との交流によって、地域とのつながりや社会性を育むことができる居場所づくりを推進します。また、本市の困難を有する若者の支援機関であるユースサポート・ユースワークふじさわと連携し、困難を有する若者をボランティアとして受け入れることにより、社会的自立を支援します。	青少年施設において、ボランティアの受け入れを実施することにより、困難を有する若者たちがボランティア活動を通じて人との関わりを持ち、社会的自立や自身の気づきへの一助となるよう、支援を行います。	「ユースワークふじさわ」と連携し、社会的自立を目指す若者の社会参加プログラムのひとつとして、藤沢青少年会館、辻堂青少年会館、少年の森でボランティアを受け入れる環境を整えてきましたが、実績がありませんでした。事業者との連携を強化するほか、困難を抱える若者が求めている支援ニーズを把握し、受入可能な事業や活動内容を検討することで受入者数の増加を図ります。	B
	186	ユースサポート・ユースワークふじさわ	産業労働課	青少年課		ニート、ひきこもり等の自立・就労に困難を有する若者に対し、専門スタッフによるきめ細かな面談・相談、サークル活動、就労準備セミナー、ボランティア体験、就労体験等の各種プログラムを通じて、自立・就労に至るまで個別伴走型の支援を継続的に実施します。また、その保護者を対象に相談、交流会、セミナー等を実施します。	自立・就労に困難を有する若者が一歩踏み出すきっかけを作れるよう、各支援機関（市の関係部課や民間の教育機関・支援機関）と連携するとともに、保護者セミナーや出張相談等の実施を通して、本人のみならず家族も含めた事業周知に努めます。また、困難を有する若者の自立や就労のために、引き続き各種プログラムを実施するほか、ボランティア体験や就労体験の新規開拓を行うなど、充実した事業内容となるよう努めていきます。	【ユースサポートふじさわ】 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族に対して、継続的な相談支援等を実施しました。また、各市民センターにて全10回地域出張相談会を実施しました。 新規登録者数：206人 相談延べ件数：2,008人 終結数：113人 地域出張相談会：全10回、参加者12人 市民センターで実施した地域出張相談会については、新たに登録に繋がる参加者がいた一方、参加人数が少なかつたため、事業周知が行き届いていないという課題が認められました。引き続き相談事業を実施し、本事業の拡大や充実にも努めるとともに、周知が行き届いていない人への周知方法や実施方法について検討していきます。 【ユースワークふじさわ】 自立や就労に困難を有する若者やその保護者を対象として、専門スタッフによる相談や各種支援プログラムを実施し、主体的な就職活動に取り組めるよう支援しました。（登録者数：206人、相談延べ人数：2,008人、プログラム等参加延べ人数：1,478人）就職氷河期世代や中高年層をはじめ若者含めた世代の方やその保護者への支援や長期化・高齢化するひきこもり、長期無業者に対するの支援が課題となっているため、今後も関係機関と連携を図りながら支援を行います。	B
	再掲77	子どものいる生活保護利用世帯等に対する支援の充実（子ども支援員による教育支援）	生活援護課			子どもの意向を丁寧に聞き取り、訪問等により、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、きめ細かな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護利用世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。	対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。	生活保護世帯及び生活困窮者支援事業対象家庭の困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、子ども支援員がケースワーカーや関係機関と連携し、進学相談も含む110人に教育支援を実施しました。子ども支援員は、家庭訪問137件、所内面談300件、電話相談639件など延べ2,121件の活動を行いまいした。今後も引き続き子どもの健全育成の視点に立ち、寄り添い型の支援を実施します。	B
	187	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	地域福祉推進課			ひきこもり状態にあった方や何らかの理由により離職・転職を繰り返すなど個々の状態に応じ、生活習慣の形成など日常生活面での訓練、就労に必要な社会的能力の取得及び就労体験を通じて、就労に向けた支援を行います。現在、委託をしています。	就労した経験がない、もしくは少ないため、仕事をするのが不安な方への支援(伴走型支援を含む)を行います。例えば、職場見学やボランティア活動を通じて、他者や社会とのつながりをつくったり、関係性を経験できるよう努めます。就労体験やビジネスマナーを学び、働く自分をイメージできるよう支援し、就労を目標に取り組みます。	就労準備支援事業の新規利用8件、前年度からの継続が15件で計23件でした。働くこと、生活のこと、人と関わることなど様々な課題をご本人の状況やペースに合わせて一緒に考え支援していきます。	B

●基本目標5 「青年期の支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱1 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実	再掲91	生活保護利用世帯への就労支援	生活援護課			就労支援相談員とケースワーカーが協力し、就労可能な生活保護利用者に対して、求人情報の提供や求職活動を行う際の支援を行います。	就労による自立のために支援を行います。また就労が困難な場合には就労準備のための支援を行います。中学卒業後の進路や高等学校卒業後の進路に対し学校と連携を図りながら支援を行います。	就労支援相談員とケースワーカーがハローワークと連携し、就労可能な生活保護利用者136人に対して就労支援を行い、100人が就労開始や収入増加につながりました。今後もハローワークと連携を強化し、支援対象者を増やし能力や実情に応じた適切な就労支援を実施します。	B	
	再掲78	高等学校就学及び就学継続のための相談と支援（子ども支援員）	生活援護課			子ども支援員とケースワーカーが協力し、中学生の時期から、高等学校進学への動機づけ、高等学校等に関する確な情報提供など、生活保護利用世帯等の子どもや保護者が高等学校進学等に意欲を持てるよう、学校等関係機関と連携し支援を行います。入学後は、子ども自身が主体的に学校生活の意義を考え、中途退学することなく卒業まで充実した時間を過ごせるよう支援を行います。	子どもの通学状況、学習状況に応じて関係機関と連携し、子どもを主体とした支援を行います。	卒業・進学に向けて進学状況や家庭に課題のある中学3年生に対し、子ども支援員とケースワーカーがが学校等関係機関と連携して進学手続き等の支援を行いました。その結果、卒業時点での進路決定率は91パーセントでした。高校3年生の進学希望者に対し、進学に向けた支援を行い、17人が進学を果たしました。在学中の高校生に対しては、中途退学防止に向けた支援を行い、進級率は98パーセントでした。今後も引き続き、中学卒業者の進路決定率100%、高校中退者減少を目標にきめ細かな寄り添った支援を継続します。	B	
	再掲80	奨学金給付事業	教育総務課			意欲と能力のある高校生等が、経済的理由により進学を断念することなく、大学等での修学の機会が得られるよう、給付型の奨学金（入学準備奨学資金・学費奨学資金）を支給し、支援します。	高等教育の修学支援に係る国・県の動向等を注視し、施策の内容を十分に検証したうえで見直しを行っていきます。	新たに採用した10人を含む奨学金給付対象者35人に対して給付型奨学金を支給し、大学等への進学を支援することができました。今後も、経済的理由により進学を断念することなく、大学等で修学ができるよう支援を行っていきます。	A	
	188	日中活動支援・就労支援	障がい者支援課			特別支援学校等に在籍する市内生徒の進路先の調整等を目的として、障がい者支援課、教育機関、障がい福祉サービス事業所が連携し、生徒の施設利用意向や事業所の受入状況等について情報交換や課題の協議・検討を行う進路業務連絡会を開催します。児者切替後のサービス利用等卒業後の相談のため特別支援学校への訪問を実施し、障がい福祉サービス説明会やケースワーカー面談を実施します。	市内在住の特別支援学校卒業予定者の障がい福祉サービス及び卒業後の進路調整のため、白浜養護学校、藤沢支援学校が事務局となり、年3回の進路対策連絡会、年2回の進路業務連絡会を開催・運営します。説明会については児者切替に関する手続や障がい福祉サービスのご案内、障がい児と障がい者でのサービス内容の違いについての説明をします。ケースワーカー面談については各学校と協議の上、困難ケースを主とした面談を実施します。	年3回の進路対策連絡会を実施しました。また、各学校と協議の上、困難ケースを主としたケースワーカー面談を7回実施しました。個々に異なる課題を持つケースに対して、適切な案内が出来るように、今後も障がい福祉サービス説明会やケースワーカー面談を継続実施していきます。	A	
	189	就労支援体制の充実	産業労働課			就労支援セミナー、資格取得講座、キャリアコンサルタントによる就労相談を実施します。また、3市1町（藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町）とハローワークの共催で行う湘南合同就職面接会を開催します。	社会情勢の変化に対応した就労支援セミナー及び資格取得講座とともに個別的就労相談を実施することで、一人ひとりに寄り添った就労支援につなげていきます。湘南合同就職面接会については、関係機関と連携し、効率的な就職機会と人材発掘の場を提供していきます。	・藤沢公共職業安定所管内の3市1町及び藤沢公共職業安定所が、県、商工会議所、商工会と連携しながら湘南合同就職面接会を実施しました（実施日：1月28日、参加企業：34社、参加者：128人、面接延べ人数：211人、採用者数：13人）。参加者数、採用者数ともに増加した。引き続き効果的な手法を検討しながら実施していきます。 ・Fブレイスの指定管理者が就労支援及び資格取得講座等を実施し、求職者や勤労者等に対して就労やスキルアップにつながる支援を行いました（資格取得講座：参加者75人、就労支援セミナー：参加者147人、その他オプショナル講座：参加者180人）。引き続き、就労状態が不安定な就職氷河期世代や中高年、働く女性に対する支援を充実させる必要があると考えます。 ・令和8年度から市内求職者と市内企業のマッチングを目的とした「ふじさわ合同就職説明会」「ふじさわ合同就職面接会」を実施します。	B	

●基本目標5 「青年期の支援の充実」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱1 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実	190	障がい者就労支援事業	産業労働課			企業向け障がい者雇用セミナー、障がい者雇用促進事業所訪問等啓発事業及び障がい者雇用優良事業所の表彰など様々な取組を実施するとともに、JOB チャレふじさわ（市役所内の障がい者就労の場）を設置し、就労を希望する障がい者の就労体験や見学の受入れを行います。	湘南地域障害者就業・生活支援センターと共催して企業向け障がい者雇用セミナーを開催し、企業の障がい者雇用への理解を深めるとともに、障がい者雇用の法定雇用率が未達の企業に対してハローワーク藤沢や湘南地域就労援助センターと連携して訪問を実施します。また、市内の障がい者雇用優良事業所を表彰することで、市内企業の障がい者雇用の促進を進めていきます。市役所内の障がい者就労の場であるJOB チャレふじさわでは、企業等からの見学も受け入れています。	・企業向け障がい者雇用セミナーを実施し、国や県の機関から、障がい者雇用におけるポイント等についてお話しいただきました（10月16日：8社13名、2月12日：27社28名）。 ・ハローワーク藤沢と連携し、市内企業を6日で10社訪問しました。 ・市内企業の中で障がい者雇用を積極的に進めている企業に対し感謝状を贈呈しました（3月24日実施、3社に贈呈）。 ・JOBチャレふじさわを運営し、庁内各課から様々な業務を受注しました。（90課808件）また、見学者は59名、就労体験については、合計9日間で延べ63人の実習生を受け入れました。 引き続き、関連機関と連携しながら市内企業における障がい者雇用の促進を進めていきます。	B
	191	インターンシップの受入れ	職員課			青年期の若者が、将来の人生設計をするにあたり、自らの適性等を理解し、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を身に蓄けつつ、ライフデザインを考える機会としてインターンシップの受入れを実施します。	若者の興味・関心に応じた多様な職場体験の機会を提供するため、庁内関係課協力のもと、複数コースを設定したインターンシップを実施します。また、若者に対する職場体験の機会提供だけでなく、各コースに応じた若者ならではの柔軟なアイデアや発想力を生かした提案を行ってもらい、施策につなげる取組とします。	本市の業務内容に関する理解を深め、志望度等を向上させるきっかけづくりとして、令和7年7月から11月までの間で5日間程度のインターンシップを庁内関係課協力のもと、31コース設置し、157名の学生を受け入れました。 また、学生の視点や発想等を最大限に生かし、本市の取組をさらに推進するきっかけづくりとして12月から1月までの間で2か月間の有償型の長期インターンシップを3コース設置し、5名の学生を受け入れました。 受入課より、学生の意見・視点を取組に反映でき、本市施策や業務の推進の一助となった等の意見をいただいており、受験者確保以外でも受け入れたメリットがありました。 そのため、学生が業務内容に関する理解を深める以外でもメリットがあったことから、次年度以降も継続してインターンシップの実施をします。	A
	192	ひきこもり相談窓口	地域福祉推進課			何らかの理由により、自立や仕事に関して悩んでいる方やご家族に、生活のこと、仕事のこと、人とのつながりなど、相談できる窓口を紹介します。	地域福祉推進課及び藤沢市社会福祉協議会で生活全般に関する相談を実施し、窓口まで行くことが難しい場合には、電話や電子メールでの相談、相談員による自宅訪問や近くの市民センター等での相談など、相手の状況に応じた相談を行います。 ストレスを感じたり、気持ちが沈む、イライラする、不安だなど、精神的な悩みを抱えている方、又はその家族に対する相談については、保健予防課のこころの悩みに関する相談を案内します。	ひきこもりに関する相談件数 ・直営（バックアップふじさわ）23件 ・委託（バックアップふじさわ社協）13件 自立や就労に困難を抱えている若者を対象に、ひとりひとりに応じた細やかな支援を行います。また、家族や保護者が有する、さまざまな悩みについて相談を受けし、必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行っていきます。	B
	193	困難を抱える当事者や家族の支援（地域福祉プラザの取組）	地域福祉推進課			地域福祉プラザは地域住民等のネットワークの拠点であり、また、世代や属性を超えた総合支援拠点であることから、地域福祉プラザの運営を通して、地域住民や多様な主体の参加による、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた取組を進めます。	多様な主体の活動拠点を整備し、団体支援の充実及び地域福祉の推進を図ります。また地域資源及び地域生活課題を集約する中で、支援関係機関等との連携による課題解決を図ります。	当事者会・家族会を含む登録団体数84団体 活動室合計利用件数1, 138件 効率的に活動室の空き状況等の情報確認を行うためのプラットフォームとなるWebサイトのリニューアルを実施しました。今後は、運用方法や管理方法を詰め、実践的な導入に向けた検討を進めることで、活動室利用登録団体の利便性向上を図っていきます。	B
	194	創業支援・新産業創出の取組	産業労働課			産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に位置づけた事業を中心に、起業家や公益財団法人湘南産業振興財団などの関係機関と連携して、次代を担う高校生・大学生を対象とした創業機運を高める取組を進めます。	市内の高等学校や大学と連携し、創業・起業の無関心者層である高校生・大学生に対して、起業家を講師に招いた基調講演や意見交換を行います。「創業」「起業」に対する気づきを与えるとともに将来における人生の選択肢を広げる機会を提供します。	創業機運醸成フォーラムでは、高校生334名を対象に創業・起業の実体験や地域課題に結びつく講演を行い、アンケートでも関心の高まりが見られました。課題は継続的な周知と若年層への参加拡大であり、今後も新たな高校での実施を通じて創業機運の醸成を進めます。スタートアップ支援フォーラムでは、大学生53名を対象に地域活動や起業事例を紹介し、市内での起業を具体的に考える機会を提供しました。今後は、大学生への働きかけを継続し、地域資源を活かした起業のイメージ形成を図ります。	B

●基本目標5 「青年期の支援の充実」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	
柱1 子ども・若者に対する自立支援の充実 修	195	幅広い学習支援（大学等における生涯学習）の取組	生涯学習総務課			市内4大学において、大学の持つ専門的・総合的な教育機能を生かした学習機会を市民等に提供する市民講座を実施します。	大学の持つ専門的・総合的な教育機能を生かした学習機会を提供し、多様化、かつ高度化した市民の学習要求にこたえます。	市内4大学での大学市民講座の実施：延べ参加人数619人 大学の持つ専門的・総合的な教育機能を生かした学習機会の提供を行うことができました。 アンケート状況から参加者の満足度は高いことが分かりますが、子どもや若者の参加を促すことができるような周知の工夫などが課題となっています。 引き続き、多様化する市民の学習要求にこたえることができる講座の実施を検討していきます。	A	
	再掲135	地域に開かれた保育園	保育課			保育園において、様々な世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図ります。また、区域内の保育園連施設との連携や交流を目的に、教育・保育提供区域ごとに設置した基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。	引き続き、子育て家庭交流事業、小中高生や高齢者との交流事業など、地域との交流・連携を図っていきます。 基幹保育所を中心に、地域や関係機関との連携を深めながら、保育体験や子育て相談などを行っていきます。	年間を通じ、世代間交流、地域交流、保育園交流、小中学校との交流など計画的に世代を超えた様々な年代の方と交流する機会を持ち、同世代とは異なる刺激を受け、憧れの気持ちや思いやりの気持ちなど育むことに繋げることができました。自園だけでなく、保育園に通う子ども以外にも遊びの経験の機会等を設定し、基幹保育所を中心に地域に根差した保育所としてさらなる支援の充実を図ってまいります。	B	
	196	幼児理解（家庭科・生活科・総合的な学習の時間）	教育指導課			各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習を通して、「幼児理解」の推進が図られるように支援します。	家庭生活に関わる教育活動を通して、家庭生活や家族の大切さ、子どもが育つ環境として家族の協力・役割についての理解を深め、生活をより良くする能力と態度が育つよう支援します。	・小学校が、保育園・幼稚園に対して訪問の場をつくり、園児との交流を行いました。 ・中学校が、6年生を対象に、学校見学を実施し、入学前の交流を行いました。 ・中学校が、家庭科の授業において、幼稚園等に出向き、園児と交流を行う学校もありました。 ・今後も引き続き、学習指導要領に則り、各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習を通して、「幼児理解」の推進が図られるよう支援します。	B	
	197	乳幼児触れ合い体験	親子すこやか課			中高生が命の大切さを学び、将来親となる準備として、乳幼児及びその親と触れ合い、様々な体験をする機会を提供します。	地域で乳幼児触れ合い体験を推進していくために、子育て支援センターを中心に、中学校や高等学校の生徒の希望に応じ、学校が休みの期間中等に乳幼児触れ合い体験を実施します。	4か所の子育て支援センターにおいて、市内在住の中学生から大学生までを対象として募集し、計10名が乳幼児触れ合い体験を実施しました。 今後は、様々な体験の機会を提供するとともに、より多くの学生に情報が届くよう周知方法を検討しながら、引き続き触れ合い体験を実施していきます。	B	
	再掲170	教育課程推進事業	教育指導課			学習指導要領に則り、各学校において、学校や地域の実態を踏まえた創意工夫ある教育課程実施のため、特色ある教育課程を編成できるような支援を行います。	指導主事の学校訪問や研修等により、各教科等における指導方法の工夫改善と指導の充実を図り、児童生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な教育課程の充実に努めます。	指導主事による助言や研修を通じて、指導方法の工夫・改善に継続的に取り組みました。 教育活動全体の中で、児童生徒が生き方を模索し、主体的な進路選択ができるよう、組織的かつ計画的な教育課程の充実に向けて学校支援に努めます。	B	
	再掲16	技能振興関係事業	産業労働課			技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能者が小・中学校等を訪問し、技能の講演・実演・体験教室を実施します。	市内の技能者による講演・実演を通じ、日々の生活に不可欠なもののづくりなどを行う技能職に対する理解を深めます。	11技能職団体(造園組合・菓子組合・左官業組合・湘南建設組合・洋裁組合・畳組合・電気工事工業組合・神奈川県土建一般労組・県クリーニング生活衛生同業組合・県生花小売商協同組合・湘南内装表具師会)が小学校3校、中学校6校に訪問し、技能の披露や体験教室を実施しました。今後も技能者に対する理解を深める事業の実施を検討します。	B	
柱2 ライフデザインを考える機運の醸成	再掲17	農業・漁業の体験	農業水産課			収穫体験講座、食育講座、漁業体験イベントの開催や漁港見学の受け入れを実施します。また、給食用農水産物等を供給する生産者等と園児・児童・生徒との交流を推進します。	地産地消を推進する上で、消費者と生産者が「顔が見える」関係を構築することは相互理解につながるため、農産物の収穫体験や漁業体験などの各種イベントや講座を開催し、生産者と消費者の交流促進に努めます。 給食用農水産物等を供給する生産者等に対する感謝の心を育むよう努めます。 関係機関と連携し、未来を担う若い世代に藤沢産農水産物等の魅力を知ってもらう取組や地産地消への理解が深まる取組を推進します。また、学生等が実施する地産地消の取組に対して支援します。	藤沢産農産物や地産地消について学ぶ収穫体験講座（8講座全9回、参加者数合計199人）のほか、畑づくりから収穫までを学べる大豆の食育講座（1講座全7回、参加者数26人）を実施しました。水産業では市内在住の小学生と保護者を対象として地引網漁業体験学習イベント（参加者数118人）や漁業体験イベント（参加者数125人）を実施したほか、小学校の社会科見学の一環として片瀬漁港の施設見学を実施し、21校1,971人を受け入れました。また、小学校主催の地産地消マルシェへの側面支援や、生産者と園児の交流事業として保育園2園でバケツを使った稲作体験を実施しました。今後も参加者の多様なニーズを踏まえて事業を実施することで、農業・漁業への学びや生産者との交流の機会の充実を図ります。	B	
									5	

●基本目標5 「青年期の支援の充実」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱2 ライフデザインを 考える機 運の醸成	198	若者世代向けのライフデザインを考えるための取組	子ども総務課			若者世代が働く、家庭をつくる（結婚のみならずパートナーシップの構築など多様性を前提とする）、子どもを育てる、地域で共に生活するということに対して希望を持つことができるように、主に高校生・大学生等の青年期の子ども・若者を対象として、それぞれのライフスタイルを学ぶ機会をつくり、自身のライフデザインを描くための機運醸成を図ります。	希望にそったライフデザインを描き、生活をしている方に対する情報提供依頼を行う中で、子ども・若者が社会に対する希望を持てるような取組を進めます。また、対象となる高校生・大学生等の青年期の子ども・若者の声を聴きながら、多様な事業展開を検討していきます。	高校生・大学生で構成される「ふじさわ子ども・若者委員会」において、「ライフデザインチーム」が発足し、「自由に将来を選択できる」ことをビジョンの一つに掲げ、キャリアデザインにフォーカスして仕事や職業について理解を深める提案がありました。それを受け、2026年4月からキャリア教育のデジタル教材「地域のお仕事ガイドブックDX」に市役所の仕事を掲載できるよう取組を進めました。今後は、学校以外でのキャリア教育やライフスタイルに関する取組について検討を進めるとともに、キャリア以外の取組についても検討を進めます。	B

●基本目標6 「子育て当事者への支援の充実」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱 1 子 育 て や 教 育 に 関 す る 経 済 的 負 担 の 軽 減	199	幼児教育・保育の無償化における保育料の負担軽減	保育課			幼児教育・保育の無償化により、認定こども園（教育利用）及び幼稚園を利用する3歳以上の児童及び2歳児以下の住民税非課税世帯の児童を対象に、保育料の負担軽減を行います。	未就学児に教育・保育の機会を保障するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法に基づき、保育料の負担軽減を行います。	幼稚園や私設保育施設等を利用する世帯に対し、一定の条件のもとに施設等利用費を支給し、保育料負担の軽減を行いました。引き続き、未就学児に対する教育・保育の機会の保障と、保護者の経済的負担の軽減を図って行きます。	B
	200	藤沢型認定保育施設利用者への助成	保育課			認可外保育施設のうち、市が定める基準を満たして認定した「藤沢型認定保育施設」の利用者の経済的な負担軽減を図るため、2歳以下の課税世帯で、一定の要件を満たす児童を対象に、利用料の一部を助成します。	保護者の保育ニーズへの対応と経済的負担の軽減を図るため、引き続き、藤沢型認定保育施設利用者への利用料の一部助成を行います。	藤沢型認定保育施設の利用者の経済的な負担軽減を図るため、対象児童への利用料の一部助成を行いました。引き続き藤沢型認定保育施設を利用する世帯に対し、一定の条件のもとに利用料の一部助成を行っていきます。今後、藤沢型認定保育施設の保育料の上限額の見直し等が必要となってくることが考えられ、それに合わせて、助成の金額等も検討していきます。	B
	再掲 94	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課			認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。	国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。	認可保育施設における教材費や行事参加費、また、幼稚園利用者が負担する給食費に対して助成することにより、低所得者の経済的な負担軽減を図りました。今後も、引き続き同様の支援を継続していきます。	B
	201	多様な集団活動事業の利用者への助成	保育課			認可外保育施設のうち、市から対象施設として決定通知を受けた小学校就学前の児童を対象とする多様な集団活動事業の利用者の経済的な負担軽減を図るため、対象要件を満たし、幼児教育・保育の無償化の対象とならない満3歳以上の児童を対象に、利用料に関する支援を行います。	保護者の多様な教育・保育ニーズへの対応と経済的負担の軽減を図るため、多様な集団活動事業の利用者に対して利用支援事業を行います。	無償化制度の対象とならない多様な集団活動事業の利用児童を対象に、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、利用料の支援を行いました。令和7年度に前事業から正式移行した事業のため、引き続き施設・保護者等への制度周知に努めていきます。	B
	再掲 35	小児医療費助成事業	子育て給付課			高校生年代（18歳以後の最初の3月31日）までの子どもの医療費の助成を行います。	2024年（令和6年）4月から対象年齢を拡大し、より多くの児童が対象となった小児医療費助成事業を安定的に継続していくことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図ります。また、小児医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続との連携や、未申請者への申請勧奨、広報等による制度周知を行います。	18歳に達する日以後の最初の3月31日までを助成対象とし、保険診療の自己負担分を助成しました。 ○年間延べ対象者 778,358人 年間助成件数 1,076,494件 年間助成額 2,412,482,320円	A
	202	児童手当の支給	子育て給付課			高校生年代（18歳以後の最初の3月31日）までの児童を養育している家庭等に、児童手当の支給を行います。	児童手当法に基づき、高校生年代（18歳以後の最初の3月31日）までの児童を養育している家庭等に手当を支給することにより、児童を養育している家庭等の生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与します。	高校生年代までの児童を養育している家庭等に手当を支給しました。今後も、児童を養育している家庭の生活の安定を図るため、継続して手当の支給を行っていきます。 ○延べ児童数 748,805人 （一般分 747,354人 施設分 1,451人） 支給額 9,329,105,000円	A
	再掲 123	未熟児養育事業	子育て給付課			出生時の体重が2,000グラム以下又は医師が養育医療を必要と認めた乳児の入院に係る医療費等を助成します。	対象となる乳児に必要な医療費等を給付します。また、申請漏れのないよう、指定医療機関及び関係部署との連携を密にし、乳児の健康の保持増進と保護者の経済的負担の軽減を図ります。	出生時の体重が2,000グラム以下又は医師が養育医療を必要と認めた乳児の入院に係る医療費及び食事代の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減に寄与しました。 対象者が漏れなく申請できるよう、指定医療機関との連携強化に加え、ホームページ等で制度周知を行っていきます。 実績 ・延べ対象者数 76人 ・助成件数 193件 ・助成額 20,092,812円	A

●基本目標6 「子育て当事者への支援の充実」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	再掲105	育成医療給付事業	子育て給付課			給付対象となる疾患のある18 歳未満の児童の医療費を助成します。	必要な医療の給付を行うことにより、児童の健全な育成を支援します。また、育成医療受給者証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、指定医療機関との連携を図ります。	給付対象となる疾患のある18歳未満の児童が、手術などを行うことにより治療効果が期待できる場合、その治療に要する医療費の給付を行いました。引き続き、事業を実施していき、児童の健全な育成を支援していきます。 ・支給認定件数 12件 ・助成件数 46件 ・助成額 1,588,693円	A
	再掲101	特別児童扶養手当の支給	子育て給付課			精神、知的又は身体に中程度以上の障がいのある児童を監護している方に、特別児童扶養手当の支給に関する手続の経由事務を行います。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がいのある児童を監護している家庭に特別児童扶養手当の経由事務を行うことにより、障がいのある児童を監護している家庭の生活の安定を図ります。	政令に定める程度以上の障がい状態にある20歳未満の児童を養育している方に対して、特別児童扶養手当を支給するための経由事務を行いました。 引き続き神奈川県へ特別児童扶養手当に関する手続きの経由事務を行います。 （認定及び支給は神奈川県） ○受給者数 758人	A
	再掲118	不妊症・不育症治療費の助成	親子すこやか課			医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療治療の費用、及び不育症と診断されたのちに受けた治療や検査に要した費用（保険診療分を除く）の一部を助成します。	治療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。	医療保険適用の生殖補助医療を行う際に併用して先進医療を受けた人及び不育症治療を受けた人に対し、治療に要する費用の一部助成を行いました。（不妊治療費（先進医療分）助成件数6 1 9件、不育症治療費助成件数2 件） 次年度以降も、不妊症及び不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図る取組を継続していきます。	A
	再掲104	障がい者等医療費助成事業	障がい者支援課			身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ります。	受給者人数令和7年度 12,395人 医療費の助成を行いました。障がいのある方は年々増加傾向にありますが、引き続き医療に関わる経済的負担を軽減することで、保健の向上と福祉の増進を図ることに取り組みます。	A
	再掲102	障がい児福祉手当の給付	障がい者支援課			20 歳未満の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする、身体障がい者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20 以下の方、精神障がい者保健福祉手帳1級又はその他常時介護が必要であると認められる方に支給します。	障がい児に対して手当を支給し、生活の安定と福祉の増進を図ります。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児に対して手当を支給しました。 月額 16,560円 受給者人数 217人 今後も引き続き、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等に対応しながら、事業に取り組んでいきます。	A
	再掲103	障がい者福祉手当の給付	障がい者支援課			身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。	障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給しました。支給対象者は増加傾向にあり、引き続き制度周知等に力を入れていきます。 月額 4,000円 受給者人数 787人 ※20歳未満受給対象者数	A
	再掲76	要保護準要保護児童生徒援助事業	学務保健課			経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを支給します。	就学援助を必要とする家庭に支援が行き届くよう、制度や申請手続などの分かりやすい表現と適切な周知に努め、全児童生徒等に向け、案内を行います。	就学援助制度の保護者用配布資料について、表現やレイアウトを修正し、分かりやすい表現により適切な周知に努めました。4月に全児童生徒に向け、お知らせと申請書を配布し、案内を行いました。	A
	203	特別支援教育就学奨励費事業	学務保健課			市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、特別支援教育に関わる費用の負担軽減のため、学用品費などの一部を援助します。	就学援助事業との整合を図りながら、事業の充実を図ります。	市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童の保護者、生徒の保護者に対し、学用品・通学用品購入費、新入学学用品費、修学旅行費、社会見学費、林間臨海学校費、給食費、通学費、交流学習費の一部を補助しました。	A

●基本目標6 「子育て当事者への支援の充実」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況
柱2 共働き・子育ての推進	204	ジェンダー平等意識の醸成に向けた周知・啓発	人権男女共同平和国際課			性別による固定的役割分担意識や性差に対する偏見の解消に向けて継続的な周知・啓発を行います。	ジェンダー平等意識の醸成を図り多様性と包摂性のある社会を目指します。	性別による固定的役割分担意識や性差に対する偏見の解消に向けて、「ジェンダー平等を考えよう～地域社会・職場で誰もが自分らしく生きるために～」をテーマとしたジェンダー平等・男女共同参画講演会を実施します。 また、ジェンダー平等・男女共同参画の認識を深めるために、市民編集員と協力し、ジェンダー平等・男女共同参画に関するWeb記事「かがやけ地球」を年2回発行します。	B
	205	働きやすい環境づくりに向けた啓発	産業労働課			市内の勤労者及び事業主を対象に労働情報紙「勤労ふじさわ」を発行し、藤沢市の労働行政に関する事業や労働雇用関連情報などを紹介します。また、健康経営の推進をはじめとしたワーク・ライフ・バランスの推進を関係機関と連携しながら実施します。	「勤労ふじさわ」を継続して発行するとともに、より効果的な意識啓発にも取り組みます。ワーク・ライフ・バランスの推進については、健康経営に関する周知啓発や認定企業のPRなどを行い、市内に本社のある健康経営優良法人の認定取得数増加を図ります。また、引き続き男性育休、テレワーク、ケアラーなどに関する周知啓発を実施します。	・労働情報紙「勤労ふじさわ」（年12回、1回の発行部数約1,700部）を発行しました。引き続き、市内事業者や勤労者に対する働きやすい環境づくりに向けた啓発を行うため、継続的に情報発信を実施します。 ・藤沢商工会議所をはじめ関係機関と連携し、FUJISAWA健康経営フォーラム2025を開催しました（2025年10月30日、参加人数：認定企業30人、一般参加46人）。今後も働きやすい職場づくりにつながる健康経営の認定取得を推進するための施策を検討、実施します。 ・労働問題懇話会を開催し、労働問題懇話会を開催し、人手不足対策やワーク・ライフ・バランス等の議論を深めました（8月25日、3月19日）。引き続き開催することで、労働行政の政策立案に生かしていきます。	B
	206	雇用環境の整備	産業労働課			労働相談を定期的実施し、また立ち寄りやすい駅等で街頭労働相談会を開催します。	労働に関する相談を気軽に行えるよう、継続的に事業を実施するとともに、市民へ積極的に周知します。	以下のとおり労働相談と街頭労働相談を実施しました。 【労働相談】 毎週火・土曜日 98回実施、相談人数延べ247人 【街頭労働相談】 ・辻堂駅5月27日 ・藤沢駅6月26日 ・辻堂駅10月28日 ・湘南台駅11月27日 年4回実施、相談人数計409人 今後も労働環境改善のため、定例的な労働相談及び立ち寄りやすい街頭労働相談を実施します。	B
	再掲179	放課後児童健全育成事業	青少年課			放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。	運営事業者や庁内の関係機関と連携を図りながら、放課後児童クラブの整備・運営を行います。待機児童の解消のみならず、条例に定められた基準を満たさない定員設定となっている放課後児童クラブの定員の適正化も図ります。 他の放課後の居場所事業との連携を図りながら放課後児童クラブの整備・運営を進めます。	藤沢市子ども・若者共育計画に基づき、放課後児童クラブの整備を進めることができました。 一方で、放課後児童クラブの需要が高まっており、待機児童数は増加しております。 今後も、藤沢市子ども・若者共育計画に基づく整備を進めるに当たり、その詳細を定めた第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画を策定したため、これに沿って、小学校区ごとの待機児童数・児童推計等を勘案し、年度ごとに整備優先校区を決定し、効果的な整備を進めるとともに、運営事業者と連携し適切な支援が行き届く環境を整えてまいります。	B

●基本目標6 「子育て当事者への支援の充実」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱3 ひとり親家庭への支援	207	ひとり親家庭への子育て・生活支援	子育て給付課			母子・父子自立支援員による相談支援を行います。 ひとり親家庭等日常生活支援事業を行います。	ひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、バックアップふじさわ等庁内各部及び関係機関と連携し、相談者に寄り添った継続的な支援を行います。 ひとり親家庭の親が日常生活の中で子育てをしながら就労や修学等をするにあたり、一時的に家事支援や育児支援が必要となった場合に家庭生活支援員を派遣し、生活の安定と負担感の軽減を図ります。	ひとり親家庭の抱える課題を把握し、一人ひとりに寄り添いながら継続的な支援を行いました。また、就労や疾病等により一時的に家事支援や育児支援を必要とする場合に支援員を派遣し家事等の負担軽減を図りました。今後も関係機関等と連携しながら、様々な課題へ対応できるよう、相談者に寄り添った支援を行います。 ○延べ相談件数 5,285人 ひとり親家庭等日常生活支援事業 登録世帯 5世帯 利用世帯 3世帯	A
	208	ひとり親家庭への経済的支援（児童扶養手当、養育者支援金、神奈川県母子父子寡婦福祉資金貸付金）	子育て給付課			ひとり親家庭等又は養育者家庭に、児童扶養手当の支給を行います。 父又は母に代わり児童を養育している祖父母等に、養育者支援金の支給を行います。 神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する事務の經由事務を行います。	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。 父又は母の代わりに児童を養育している祖父母等に対し、公的年金等を受給していることにより全部又は一部が支給対象とならない児童扶養手当相当額を、生活の安定と子どもの福祉の増進を目的に養育者支援金として支給します。 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を図るとともに子どもの福祉の増進を目的として、神奈川県が実施する就学支度資金や修学資金等の貸付に関する事務の經由事務を行います。	児童扶養手当又は養育者支援金の支給を行いました。また、神奈川県が実施する貸付制度の案内及び申請の受付を行いました。今後も、ひとり親家庭のニーズを把握し、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた経済的支援を行っていきます。 ○児童扶養手当 受給者数 1,892人（R8,3,31） 年間支給額 1,089,703,530円 ○養育者支援金 受給者数 5人 年間支給額 2,321,420円	A
	209	ひとり親家庭への経済的支援（医療費助成）	子育て給付課			ひとり親家庭等又は養育者家庭に、医療費の助成を行います。	ひとり親家庭等の医療費の助成を行うことで、生活の安定と自立を支援し、経済的負担の軽減と健康の増進を図ります。また、福祉医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、広報等による制度周知のほか、住民異動手続との連携や児童扶養手当申請時に制度周知を行います。	18歳までの子を養育するひとり親家庭の親または養育者と子を助成対象とし、保険診療の自己負担分を助成しました。 ○年間延べ対象者 58,499人 年間助成件数 75,017件 年間助成額 206,686,545円	A

●基本目標6 「子育て当事者への支援の充実」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱3 ひとり親家庭への支援	210	ひとり親家庭への就労支援	子育て給付課			母子・父子自立支援員による相談支援を行います。 ひとり親家庭の生活の安定や自立促進を図るため、ひとり親家庭の親が就業や転職に有利となる技術や資格を取得する場合、母子家庭等自立支援給付金の支給等を行います。	就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、ジョブスポットふじさわ等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けて継続的な支援を行います。 厚生労働省の指定する教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。 生活の安定に資する資格（看護師・保育士・介護福祉士など）を取得するため6か月以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費として高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了した際には修了支援金を支給します。 最終学歴が中学校である親及び子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、受講開始時、修了時及び認定試験合格時に受講費用（上限あり）として、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を支給します。	ひとり親家庭の相談の中で相談者の必要に応じ、母子・父子自立支援員がジョブスポットふじさわに同行するなど、関係機関との連携を図りながら、就労及び自立に向け、寄り添った支援を行いました。今後も制度周知を図るとともに、就労の確保及び自立に向けて継続的な支援を行っていきます。 ○自立支援教育訓練給付金 15人 6,884,205円 ○高等職業訓練促進給付金 39人 39,741,000円 ○高等職業訓練修了支援給付金 12人 425,000円 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金 ・受講開始時給付金 1人 83,952円 ・受講修了時給付金 0人 0円 ・合格時給付金 0人 0円	A
	再掲92	市営住宅の環境整備	住まい暮らし政策課			住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居募集時に入居しやすい環境を作るとともに、健康で安全な暮らしやすい環境を整備します。	住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居募集時に優遇制度の適用や適宜随時募集を行うことで、入居しやすい環境を作るとともに、健康で安全な暮らしやすい環境を整えます。	7月と1月の市営住宅入居者募集時に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、優遇制度を適用し、募集を行いました。令和7年度募集では、募集戸数45戸のうち、ひとり親世帯優遇を利用した応募が17世帯、多子世帯優遇を利用した応募が1世帯でした。修繕費用の高騰などにより、募集戸数を増やすことが難しい状況ですが、引き続き一定数の戸数を確保しながら、募集を行います。	A
	211	養育費に関する取組	子育て給付課			養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申立て等に係る費用及び、養育費が不払いになった場合の強制執行申立て手続に係る費用を補助します。	離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長を支援するため、ひとり親家庭相談時や戸籍担当部門と連携した制度周知を行うことで養育費の取り決めに促進していきます。 あわせて、裁判所への強制執行申立て手続に係る費用補助を実施することで、取り決めと受け取りの両輪で養育費の履行確保を支援し、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。	○債務名義取得促進事業 34件 691,850円 ○民事執行手続支援事業 1件 15,920円 制度を開始して間もないことや民法改正等、本事業を取り巻く環境の変化が著しいことに加え、神奈川県で類似した事業を実施していることが課題です。今後は効率的な事業の実施手法を検討する余地があります。	A

●基本目標7 「子ども・若者の意見表明・意見反映」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱1 こどもまんなか社会の実現に向けた取組の推進	212	子どもの意見を聴取するための仕組みづくり	子ども総務課			子ども・若者の意見聴取・反映を行うための仕組みづくりとして、意見聴取対象者の年齢に合わせた事前説明資料の作成や、意見を聴取する場や空間の整備、聴取した意見を検討する協議会等の設置に向けた取組を進めます。	子ども・若者が意見を表明しやすい環境の整備や、受け取った意見を検討する場を明確化することで、より多くの子ども・若者の意見を聴取し、こども施策や事業に反映できるように努めます。	令和7年6月から、高校生・大学生を中心とした「ふじさわ子ども・若者委員会」を設置し、子ども・若者が市の施策に対し意見を表明することができる環境を整備し、「子どもの居場所」「ライフデザイン」「政策全般」の3つのテーマで政策提案を受けました（令和7年度は8回開催）。また、11月3日（月・祝）に『「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 藤沢』を開催することで、「ふじさわ子ども・若者委員会」による意見表明の機会を設けました。 また、いつでもどこでも誰でも市に対して意見を伝えることができるよう、「かわせみボイス（オンライン上で意見を投稿できるプラットフォーム）」を開設し、アカウント登録者数は、年度末時点（2026年3月30日）で175名となりました（管理者アカウント5件を含む実ユーザ167名）。 なお、「ふじさわ子ども・若者委員会」からの提言を受け、子ども総務課で次年度以降の事業実施方法を検討するとともに、一部事業化を行いました。 次年度以降も対面・オンラインでの意見聴取を継続するとともに、中学生以下への周知・参加者確保が課題であることから、より広い世代の子ども・若者の意見聴取の方法を検討していきます。	A	
	213	子ども・若者団体とのネットワークの構築	子ども総務課			子ども・若者が所属している地域団体や高等学校・専門学校・大学等との連携を進め、地域で活躍する子ども・若者から意見聴取を実施するため、団体や学校等とのネットワークの構築を図ります。	地域団体や高等学校・専門学校・大学等とのネットワーク構築を図り、情報連携を進めることで活動の横展開を図るとともに、子ども・若者の意見聴取を推進できるよう努めます。	庁内各課等が関わりを持っている、学校等を含む子ども・若者団体及び子ども・若者の支援団体を把握するため、全庁的な情報収集を行いました。また、実際に高等学校等へ赴き、子ども・若者の意見聴取に関する事業等の周知を行うなど、団体との関係づくりに努めました。 令和8年度以降は、より多くの子ども・若者団体の情報を把握するため、庁内外に追加調査を実施するとともに、取りまとめた情報のデータベース化を行う等、団体との継続的な関係構築に向けた取組を推進します。	B	
	214	こども未来基金等を活用した子ども・若者による事業実施手法の検討	子ども総務課			聴取した意見や提案の実現に向けて、こども未来基金等を活用し、事業の実施に向けた検討を進めます。	子ども・若者から提案を受けた事業等について、こども未来基金やクラウドファンディングなどを活用し、実施することにより、子ども・若者の自己肯定感や自己有用感の向上を図ります。	子ども・若者の意見聴取・反映を行うための仕組みの1つとして、「ふじさわ子ども・若者委員会（愛称：かわせみボイス隊）」を立ち上げ、市の施策への意見表明をするほか、3つのテーマでグループワークを行い、自らの「まちへの思い」を提案してもらいました。 その中で、政策チームの提案の一つに、「ユースが企画、計画、実行をできる事業」についての提案があったことも踏まえ、子どもたち自身の手による事業実施を支援する方法について検討しました。その結果、子どもの「やってみたい」を実現する子どもファンド事業の実施に向け、予算化を行いました。	B	

●基本目標8 「地域全体で共に支える基盤をつくる」

個別事業に対する評価										
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	
柱1 子ども・若者や子育てなどを支援する担い手の確保・育成・支援	再掲72	地域での相談・連携の取組 （民生委員・児童委員、主任児童委員との連携）	福祉総務課			民生委員・児童委員、主任児童委員が、福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとはあるが相談窓口につながりにくい児童及び子育て世帯に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。	継続して研修会等の知識向上の機会を設けるとともに、関係行政機関からのサポート体制を強化することで、複雑化・多様化する課題に対応します。各地区定例会や、主任児童委員連絡会の席で委員間での情報共有やケースの検討をし、共通理解を深めます。主任児童委員連絡会や研修会等で、関係相談窓口と意見交換をする機会を設け、連携を強化することで具体的な支援につなげます。また、民生委員・児童委員、主任児童委員の負担軽減や担い手不足の解消に向けて取り組み、地域福祉の充実を図ります。	地区の民生委員児童委員協議会定例会において情報共有を行いました。主任児童委員連絡会を年5回開催し、主任児童委員間での情報交換や事例検討等により、知識を深め、共通理解の促進に努めました。藤沢市民生委員児童委員協議会では、児童福祉対策部会と主任児童委員連絡会で研修会と視察研修を実施し、市の取組や複雑化する児童福祉をめぐる問題に対する支援について学び、理解を深めました。小学校等や湘南ふじさわ子育て応援メッセで「主任児童委員紹介リーフレット」を配布し、主任児童委員の周知啓発に取り組みました。	A	
	再掲58	更生保護活動の推進	地域福祉推進課			社会を明るくする運動等を通じて市内における犯罪予防活動及び更生保護活動の推進に取り組むとともに、藤沢地区保護司会の活動を支援します。	藤沢地区保護司会事務局である藤沢市社会福祉協議会、更生保護女性会やBBS 会等の関係団体とともに更生保護に向けた地域づくりをさらに推進し、地域住民等の関心と理解の醸成に努めています。	昨年度は社会を明るくする運動強調月間に合わせて、サンパール広場にて街頭キャンペーンを行い、犯罪予防及び更生保護活動を保護司会を中心にした関連団体と実施しました。また、江ノ島シーキャンドルのイエローライトアップを行い、新規啓発活動を行っております。小・中学生を対象にした作文コンテストでは周知不足や、社会を明るくする運動がイメージしづらいことから出展数が低く課題があります。令和8年度は総合市民図書館での行政支援展示等を通じて周知活動を進めていきたいと思います。	B	
	再掲50	青少年指導員育成事業	青少年課			青少年指導員の育成を図り、地域における健全育成活動を推進するため、青少年指導員を対象に研修を行うとともに、青少年の育成事業を実施します。	青少年を取り巻く環境の変化に対応していくため、新たな人材の育成を行うとともに、地域における健全育成活動を推進します。	青少年指導員が青少年の健全育成に関する知識の習得を図ることを目的とした研修会を実施しました。 ○全体研修会 107人 ○理事研修 23人 青少年指導員の担い手不足が課題で、青少年を取り巻く環境の変化も速く複雑化しており、環境変化への対応も必要となります。今後は、新たな人材育成に向けた研修を充実させて指導員の資質向上を図るとともに、地域と連携した健全育成活動を多角的に推進していきます。	B	
	215	子育てボランティアの養成	親子すこやか課			子育て支援に関する研修や情報交換会を行い、地域の子育てを支える人材の育成を行います。	受講しやすく内容の充実した研修を行い、子育てボランティアを育成します。	子育てボランティアを養成するため、10月に「子育てボランティア養成講座」を開催し、6人が新たに子育てボランティアに加わりました。ボランティアの人数は確保できているものの、地区により人数の偏りがあることが課題となっています。	B	
	216	保育ボランティア向け講座	生涯学習総務課			市民センターで行う生涯学習事業において、保育ボランティアとして活動している方を対象に、保育活動に必要な知識や技能の向上を目的とした研修会（セミナー）を実施します。	保育ボランティアの養成を行うことにより、保育に係る資質の維持・向上を図ります。	・保育ボランティア養成講座：2市民センターで実施、延べ参加人数25人 保育ボランティアの高齢化など担い手不足が各地域で課題となっています。今後も講座内容や周知方法などを工夫し、幅広い世代の方に参加してもらい、ボランティア登録へとつなげていきます。	B	

●基本目標8 「地域全体で共に支える基盤をつくる」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱1 子ども・若者や子育てなどを支援する担い手の確保・育成・支援	再掲15	地域でのおはなし会の開催	総合市民図書館			おはなし会ボランティアと連携して、おはなし会を行い子どもが本に親しむ機会をつくります。また、各市民図書館・市民図書室と連携して子どもの発達段階や多様性に応じたおはなし会等を担えるボランティアを養成します。	各市民図書館・市民図書室のおはなし会ボランティアと連携して子どもと子どもに関わる大人に向けておはなし会等を開催し、文字や文化に触れ、読書に親しむことのできる機会や環境の整備に努めます。子どもに関わる施設及び団体等に対し、資料の団体貸出や情報提供、来館おはなし会の受入れなどを行います。ボランティア交流会や研修会を開催し、ボランティアの参加機会や知識を増やすとともに、職員とボランティア相互の交流を深め、情報共有に努めます。	4市民図書館11市民図書室においておはなし会を開催しました。会場が狭く定員に制限がある図書室では市民センター施設で開催しました。ボランティア交流会は、計画どおり4回開催し、各図書館、図書室での取組などについて図書館職員とボランティアとの間で情報共有を行うことができました。また、研修会も計画どおり開催しました。今後もボランティアと連携しながら子どもたちが本に親しむ機会を提供できるよう取り組んでまいります。	A
	再掲132	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭センター			保護者の仕事と育児の両立など安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営しています。	子育ての手助けを希望する方（おねがい会員）の多様なニーズに対応できるよう、子育ての手助けができる方（まかせて会員）の確保に努めるなど、事業の安定的な運営と支援の充実を図っていきます。	【実績】 ・おねがい会員 6,598人 まかせて会員 958人 どちらも会員：570人 ・活動件数：10,296件 【課題と今後の事業計画】 まかせて会員になるための研修会を終日3日間から概ね半日程度4日間に改めたり、おねがい会員の依頼ニーズが高い地区でまかせて会員研修会を開催するなど、まかせて会員の確保に向けた工夫を行いました。依然として、おねがい会員と比べて、まかせて会員が少ないため、将来的に活動への影響が出ないよう、まかせて会員の確保に向けた取組を継続します。	B
	217	福祉相談員の取組の支援	障がい者支援課			障がい者又はその家族からの障がい者の福祉制度や生活についての相談に経験者が電話等で身近な相談相手として応じます。	障がい者の安定した地域生活を支え、市民の障がい福祉に関する理念を深めるため、相談員を配置し、障がい者又はその家族からの相談を通じて、障がい福祉の実践活動の推進や障がい福祉の向上を図ります。	福祉相談員が障がい者や家族からの相談を通じて障がい福祉の向上が図られました。社会的な環境や制度の変化を鑑み、令和8年度をもって事業終了します。	B

●基本目標8 「地域全体で共に支える基盤をつくる」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱2 地域活動の支援とネットワークづくり	218	市民活動推進センターの取組	市民自治推進課			市民活動推進センター（本館）及び市民活動プラザむつあい（分館）を設置し、会議室やロッカー等の市民活動の場や機材を提供するほか、市民活動に関する講座、市民活動団体の交流会等の事業を企画・実施します。	公益的な市民活動の推進に資することを目的に、市民活動に関する様々な情報の提供、市民活動団体相互の交流及び連携の促進、市民活動団体の自立化の支援等を行います。 また、多様化する地域課題に対し、市民活動団体がその解決に寄与することを目的に、あらゆる支援、コーディネート、協働の推進に取り組みます。	「取組の方向」を踏まえ、市民活動推進センター（本館）及び市民活動プラザむつあい（分館）において市民活動を支援しました。 令和7年度の利用件数は計9,327件、延べ利用人数は計26,176人でした。 また、IT関連を中心に400件を超える相談が寄せられ対応しました。 市民活動に関する講座は計16回、市民活動団体の交流会等は計21回企画・実施しました。	A
	219	地域における多様な主体による活動の支援	生涯学習総務課	市民自治推進課		公民館と市民センターの一体化に伴い、市民センターで活動する多様な主体を支援し、地域住民主体の活動や地域課題の解決を目指していきます。	公民館と市民センターの一体化に伴い、これまで公民館で活動していた社会教育関係団体と市民センターで活動していた各種団体とが有機的につながり、地域住民主体の活動や地域課題の解決を目指していきます。	地域で活動する団体との連携事業：13市民センターで66事業を実施、延べ参加人数5,825人 住民が主体となって地域で活動する団体と連携した事業や講座を実施し、参加者にとって地域の課題や団体の活動を知るきっかけを提供することで、新たな地域活動の担い手の創出へ結びつけることができました。 引き続き、市民センターで活動する各種団体との連携により地域課題の解決を目指していきます。	A
	220	ふじさわボランティアセンターの取組	地域福祉推進課			福祉ボランティアに関する相談や、依頼者とボランティアとのコーディネート等を行います。 またボランティア体験を行える入門的な内容も含めたボランティア講座の開催や、ボランティア活動の紹介、ボランティア募集等の情報についての広報活動を行います。（本事業を実施する藤沢市社会福祉協議会を支援しています。）	ボランティア活動への参加促進を図るとともに、ボランティアニーズを把握し適切なマッチングを実施しボランティア活動を包括的に支援します。また様々な主体と情報交換を実施し、市内のボランティア活動の充実とボランティア団体への支援に協働して取り組みます。	ボランティア登録（個人）399人 ボランティア登録（団体）146団体 相談件数等（延べ）2,972件 マッチング数292件 本事業を実施する藤沢市社会福祉協議会を支援しマッチングに繋がるよう、ボランティアに関する講座の開催やボランティアに関する情報等の広報活動を引き続き行います。	B
	221	チームFUJISAWA2020の取組	市民自治推進課			ボランティア活動がもっと身近になるように、ポータルサイトに様々な分野のボランティア募集情報を掲載し、誰でも気軽にボランティア活動に参加できる仕組み「チーFUJISAWA2020」の取組を推進します。	「いつでも、だれでも、気軽に、ボランティア活動を行うことができる」仕組みを作り、ボランティアの活性化を通じて、地域における人と人とのつながりを深め、多様性を認め合い、助け合いの社会をつくっていきます。	チームFUJIASWA2020の令和7年度における個人登録者増加数については、目標750人に対して、2026年3月末時点で1,581人となり目標値を大きく上回りました。 辻堂地区の祭りなど、子どもが来場するイベントに参加したり、湘南工科大学の学生ボランティアが子ども食堂の活動を行ったりしています。 昨年度に引き続き事務局主催のボランティア啓発事業として、江の島周辺の海岸清掃や海底清掃活動を実施しました。 今後は積極的にボランティアに参加する、いわゆるアクティブユーザーを増やしていくため、昨年度導入したボランティアポイント制度の安定的な運用と効果検証を行います。加えて、令和9年度にチームFUJISAWA2020のサイトリニューアルを目指し、検討を進めます。 また、ボランティアを募集する団体や応募者などが好事例を共有する場となるボランティア交流会についても引き続き開催します。	A
	222	ミライカナエル活動サポート事業	市民自治推進課			暮らしの豊かさの実現や地域社会の課題解決につながる公益的な事業を行う市民活動団体を対象に審査選考を行い、補助金及び負担金を交付します。あわせて、団体の活動に対する伴走的な支援や協働コーディネートを行います。また、構成員の過半数が若者で構成される団体を優先的に採択するユース枠（スタート支援コース）を設けます。	事業実施団体の活動の継続性や発展性を重視し、市民活動団体の立上げ時期から団体の成長支援や多様な主体による協働まで段階に応じた3つのコースを設定し、団体の成長段階に応じたサポートやコーディネートを実施することで、市民活動団体への支援の充実を図ります。	スタート支援コース4件（うちユース枠1件）、ステップアップ支援コース1件、協働コース3件の計8件の事業に補助金・負担金を交付しました。 また、伴走的な支援や協働コーディネート等を実施するとともに、事業の周知啓発に努めました。 さらに令和8年度に向けて必要な見直しを実施するとともに、本事業を通じ、地域の想いを寄附という形で市民活動団体に届ける「MIRAI×F」制度を構築しました。	A
	223	地域まちづくり事業の推進	市民センター			地域の意見を集約しながら把握した地域課題の解決に向けて、地域の特性を生かした事業を企画及び実施します。	地域の人材発掘としては、地域の課題や特性に応じた地域づくりを進めるため、各地区それぞれ、情報発信やイベントを通じて活動団体を支援しています。各地区の事業は、市が実施、支援等を行い、地区集会等での意見を踏まえて、毎年見直しを行いながら進めていきます。	地域の特性を生かした地域主体の郷土愛あふれるまちづくりを推進するため、市民センターを中心として13地区で事業を展開しました。 課題としては、事業の企画から予算化、実施に至るまでの期間に対して、委員の任期は2年と短いことから、任期の延長や柔軟な予算設定を求める声が挙がっています。	B

●基本目標8 「地域全体で共に支える基盤をつくる」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課1	担当課2	担当課3	事業内容	取組の方向	令和7年度 取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況
柱2 地域活動の支援とネットワークづくり	再掲183	愛の輪福祉基金の活用（居場所づくり・担い手支援）	福祉総務課			福祉活動の育成強化及び活動の充実を図るため、社会福祉に関するボランティア活動を行う団体や、障がい者の自立と社会参加を促す活動を行う団体等へ、藤沢市愛の輪福祉基金を活用した補助金の交付を行います。	地域福祉の増進を図るため、事業周知を行うとともに、継続的に補助金の交付を行っていきます。	愛の輪福祉基金から137団体174事業に対し、8,497,000円の補助金を交付しました。前年度実績128団体161事業6,948,000円から堅調に伸びており、市民が主体となった福祉活動の推進に寄与しました。今後も、活動団体の助成について普及活動を行うとともに、継続的に支援を行います。	A
	再掲184	空家利活用の推進	住まい暮らし政策課			「藤沢市空家等対策計画」に基づき、空家の発生抑制・適正管理とともに、子どもの居場所など、子育て等に関連する公共・公益的な空家の活用を含む利活用などの空家対策を行います。	空家の利活用に向けては、全国版の空家バンクの活用や、空家所有者と、子育て世帯を対象とした地域貢献事業等を目的とする利活用希望者をつなぐマッチング制度の推進を図ります。	全国版空家バンク及び空家マッチング制度、空家利活用補助金の制度周知を行いました。申請はありませんでした。今後も周知啓発は継続しつつ、制度の仕組みや必要性について検討を行っていきます。	C
	224	市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	親子すこやか課			子育て家庭などに対する情報提供や子育て支援グループの交流を目的に市民との協働による地域版「子育て応援メッセ」の実施を支援します。	地域の特色を生かした地域版「子育て応援メッセ」が継続して開催され、地域における子育て支援活動の充実が図れるように支援します。それぞれの地域で子ども・若者が安心して過ごせる体制づくりのため、身近な地域の情報発信や交流を促す活動を支援します。	市内全13地区にて、地域版「子育て応援メッセ」を開催しました。各地域の市民センター等を中心に、藤沢市内の子育てを応援する方々や子育てに関わる団体やサークルが情報提供を行いました。親子や子育てにかかわる方々が、楽しみながら交流できる機会となりました。今後は、各地区の子育て団体から聞き取りを行い、課題や実情を把握するとともに、地域の特色を生かした実施方法を検討しながら、引き続き地域における子育て支援の促進につながるようサポートの充実を図っていきます。	B
	再掲27	市民センターにおける子育て・家庭教育支援	生涯学習総務課			乳幼児から未就学児とその保護者を対象とした乳幼児家庭教育学級や講座の開催、保育室開放事業を行います。	親子のふれあいの場をつくるとともに、参加者同士の仲間づくりを促進することで子育て期の親子の孤立化を防ぎます。また、情報交換や交流を通じて、子育てについて考えることで、育児に関する不安や疑問の軽減に努めます。	・乳幼児家庭教育学級：7市民センターで実施、延べ参加人数588人 ・未就学児と保護者を対象とした事業：13市民センターで55事業を実施、延べ参加人数4,435人 乳幼児家庭教育学級や保育室開放事業をはじめ、未就学児と保護者を対象とする事業を全市民センターにおいて実施することができました。参加者が減少傾向の事業もあり、周知方法が課題となっています。引き続き、参加者同士の交流を促進し、育児への不安軽減が図られる事業を実施していきます。	A
	再掲182	地域の縁側等地域づくり活動の推進	地域福祉推進課			藤沢市社会福祉協議会との協働により、支え合いの地域づくりをさらに推進するために、地域の縁側事業や安全・安心ステーション事業、地区ボランティアセンター事業を実施する住民主体の活動団体等に対し、運営面としての補助金交付や相談支援などを行います。	地域の中に身近にあり、誰もが立ち寄れる場所、顔と顔の見える関係の中から、ささいな困りごとなど発信することが難しい子どもや世帯に対し、必要な相談支援機関につなげる役割を担います。	地域の縁側事業実施事業者37団体、安全・安心ステーション事業実施事業者6団体、地区ボランティアセンター事業実施事業者12団体に対して補助金の交付を行い、地域の居場所の運営を支援しました。既存団体の高齢化に伴う担い手の不足等で、事業が衰退しないよう、持続可能な実施要綱の整備と新規実施団体が参画しやすい事業づくりに取り組みます。	B
	225	地域の自主的活動へのサポート・ネットワークづくり	地域福祉推進課			藤沢市社会福祉協議会との協働により、地域の支え合いや助け合いにつながる活動の支援や、手の育成を推進するための仕組みの構築及び強化を行います。また、公共施設等を活用した地域活動の拠点づくりや交流の場を提供する基盤づくりを進めます。	地域づくりの中で、地域で生活する方の困りごとを把握し必要な支援機関につなげていきます。また、その中で支え手と受け手の枠を越え地域の中で住民同士が支え合い、循環するような地域支援を行います。	市立中学校の道徳の授業において、学生に認知症に関する理解を深めてもらうため、VR体験を授業の中で実施しました。また、子育て応援メッセにおいてダブルケアに関する周知も実施しました。令和8年度においても、福祉や地域活動を理解してもらう取組を実施し、地域における支え合いの基盤づくりに取り組んでいきます。	B
	再掲68	こども家庭センターの体制整備	こども家庭センター			母子保健機能と児童福祉機能が一体となり、より連携を強化して、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、切れ目のない相談支援を行うとともに地域資源の開拓などにより必要な支援を提供できる体制を整備します。	相談対応に加え、支援が必要なこどもや妊産婦等を早期に発見し、家庭支援事業、地域資源等を有機的に組み合わせ、相談者とともにサポートプランを作成することで必要な支援の充実を図ります。また、多機関連携・協働によるネットワークの構築や地域資源の開拓を進め、必要な支援を着実に提供できる体制の整備を図ります。	【取組実績】 様々な課題を抱える家庭に対し、状況に応じた継続的な支援や、相談員による専門的な助言・指導を行いました。子ども・子育ての相談件数：927件 【課題及び今後の事業計画】 こども家庭センターとして母子保健機能と児童福祉機能との一体的な運用を行い、支援が必要な子ども、子育て世帯、妊産婦に対して包括的な支援が行えるよう、多機関連携による支援のネットワーク体制を整備していきます。	B